

## 第4回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○報告第6号及び報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	47

○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○請願・陳情について	68
○散会の宣告	68

## 第 2 号 (6月7日)

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
○事務局職員出席者	69
○開議の宣告	70
○一般質問	71
熊倉正磨	71
東悟	85
中島伸子	88
町島洋一	99
込山靖子	109
○休会について	118
○散会の宣告	118

## 第 3 号 (6月10日)

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	119
○出席議員	119
○欠席議員	119
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	119
○事務局職員出席者	119
○開議の宣告	120
○一般質問	120
円谷寛	120

畑 幸 一	1 4 0
稲 田 和 朝	1 5 1
吉 田 孝 司	1 5 3
○休会について	1 7 7
○散会の宣告	1 7 7

#### 第 4 号 (6月12日)

○議事日程	1 7 9
○本日の会議に付した事件	1 7 9
○出席議員	1 7 9
○欠席議員	1 8 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 0
○事務局職員出席者	1 8 0
○開議の宣告	1 8 1
○議事日程の報告	1 8 1
○日程の追加	1 8 1
○発言取消申出書について	1 8 1
○議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 2
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 0
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 1
○各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 9 3
○閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について	1 9 7
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 9 7
○日程の追加	1 9 8
○意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 8
○意見書案第3号～意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 2
○会議時間の延長	2 0 7
○閉議の宣告	2 1 0
○町長挨拶	2 1 0
○閉会の宣告	2 1 1
○署名議員	2 1 3

鏡石町告示第29号

第4回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年6月3日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和6年6月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子
3番	熊	倉正磨	4番	東		悟
5番	根	本廣嗣	6番	町	島洋一	
7番	稲	田和朝	8番	込	山靖子	
9番	吉	田孝司	10番	小	林政次	
11番	円	谷寛	12番	角	田真美	

不応招議員（なし）

第 1 号

## 令和6年第4回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和6年6月6日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第10号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第11号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第75号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第76号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第77号 サカサ池浚渫工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第78号 高速道路跨道町道橋修繕工事(館越橋)請負契約の締結について
- 日程第19 議案第79号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第80号 鳥見山陸上競技場公認検定用器具等備品購入契約の締結について
- 日程第21 請願・陳情について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸 子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼出納室長	佐 藤 喜 伸	監 査 委 員	根 本 次 男
選挙管理委員会委員長	草 野 孝 重	農 業 委 員 会 長	菊 地 栄 助

---

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第4回鏡石町議会定例会を開会いたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。  
6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

○6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆様おはようございます。

早速ですが、報告させていただきます。

第4回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和6年6月6日木曜日招集、日次、日、曜日、会議内容の順で説明させていただきます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

---

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。  
町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに第4回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分事件の承認や繰越事業などに係る報告9件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、条例の一部改正2件、令和6年度一般会計ほか補正予算2件、工事請負契約の締結及び備品購入契約の締結4件、合わせまして18件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、承認、同意、議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、2番、中畠伸子議員、3番、熊倉正麿議員、4番、東悟議員の3名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

前と同じように3か月分を項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和6年2月分、令和6年3月分、令和6年4月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道及び下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について

て、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和6年2月分につきましては、令和6年3月25日午前9時56分から午前10時52分まで、及び令和6年3月28日木曜日午前9時から午前11時30分までの2日間で実施いたしました。令和6年3月分につきましては、令和6年4月25日木曜日、午前9時53分から午後2時まで、令和6年4月分につきましては、令和6年5月24日金曜日、午前9時30分から午後3時まで、以上のおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも報告書記載の方々の出席をいただいております。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適切かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和6年2月分、令和6年3月分、令和6年4月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告として、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○10番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

令和6年3月28日木曜日、午後2時から開会。

それで、第1の会期の決定は1日限り。

第2、会議録署名議員の指名。9番、小林、私、それから、1番、菊地大介、2番、小山克彦各議員でございます。

第3、議案第1号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては、期末手当の改正でありまして、1年間は10%減額となっております。

第4、議案第2号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては、災害保険手当の支給と勤勉手当の削除でございます。

第5、議案第3号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。これにつ

きましては、室料加算料、個室Aの増額でございます。

第6、議案第4号 令和6年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算について。

第7、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて。

以上、7項目につきまして原案のとおり、承認、可決されました。

以上でございます。

○議長（角田真美） 以上をもちまして諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第4回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

政府は、5月の月例経済報告において、景気は、このところ足踏みも見られるが、緩やかに回復していると発表しました。しかしながら、最近見られる顕著な円安傾向により、物価への影響、それに伴う家計消費への影響が懸念されております。

特に多くの農産物や原油等の一次産品を輸入している我が国は、物価高による消費者の購買価格や飲食店の仕入価格の上昇、製造業のコスト高等の影響が出てきております。このような状況への対応措置として、政府は令和6年度分の所得税、個人住民税の定額減税の実施を発表したところであります。

世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、また、イスラム組織ハマスとイスラエルとの紛争は、双方とも戦闘休止の動きはなく、終わりの見えない悲惨な状況が続いている中、多くの市民が犠牲になっていることに心が痛むとともに、一日も早い戦争終結を強く望むものであります。

このような世界情勢の混迷は、エネルギーや原材料価格の高騰につながり、日本にも記録的な物価高をもたらし、生活への影響が続いています。ここで、政府の物価高対策により、町で対策を講じている事業についてご説明いたします。

繰越事業の電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円を追加で給付する事業につきましては、5月末現在で932世帯に、このうち18歳以下の児童1人当たり5万円を加算する事業につきましては、76世帯131人に給付を行ったところであります。

また、住民税均等割のみ課税世帯に対する支援として、1世帯当たり10万円を給付する事

業につきましては、同じく5月末現在で236世帯に、このうち18歳以下の児童1人当たり5万円を加算する事業につきましては、24世帯46人に給付を行ったところであります。

今年度にも、新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円を給付する事業と、18歳以下の児童1人当たり5万円を加算する2つの事業につきましては、今定例会に補正予算を計上しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

令和6年新嘗祭で、天皇陛下が神様へお供えする穀物を成田原町の添田孝夫氏が献納することが決定し、5月27日には御田植式が開催されました。福島県からは2名の精農家が新米を献納いたしますが、鏡石町からの献納は昭和58年以来、実に41年ぶりとなります。

秋には、抜穂式にて献穀米を収穫し、皇居において天皇皇后両陛下に拝謁する御会釈の儀、献穀米を献納する献穀献納式が予定されております。町といたしましても、誉れ高い行事として、できる限りの支援をしてまいり所存であります。

また、通水が心配されていた羽鳥用水送水路については、無事復旧工事が完了し、5月13日は試験通水、翌14日から本通水となりました。

降水量長期予報は平年並みと発表されておりますが、気温に関しては平年以上との予報で予断は許さないものの、貯水量不足が心配された羽鳥ダムにつきましても、5月1日現在で98.3%、平年比で1割強増の貯水率を記録しており、通水開始時点の貯水率が平年並みとなった現状にひとまず安堵しつつ、本年の水稻作付が高品質・高収量・高価格となることを切に願うところであります。

令和2年から猛威を振るってきた新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行して1年が経過しました。コロナ禍からひとまず脱し、行事やイベントなどコロナ禍前に戻ったと感じられていることと思います。しかしながら、ウイルスは消えてなくなったわけではないことから、自主的な取組が基本となり、これまで同様、場面に応じたマスクの着用や手洗い等の手指衛生、換気等の感染防止対策に努めていただくようお願いしてまいります。

4月には、町の若い力が躍動した大変うれしいニュースが飛び込んできました。4月のU-20アジア陸上競技選手権大会において、学法石川高校2年生の増子陽太さんが男子3,000メートルに日本代表で出場し、国際大会初挑戦で見事優勝しました。

また、全日本女子ウエイトリフティング選手権大会においては、遠藤姉妹が活躍し、妹の遠藤梨李さんが59キロ級で初優勝、姉の遠藤朱李さんが87キロ級で準優勝しました。

3人の大活躍は大変誇りに思うとともに、町民にも元気と勇気を与えてくれたことと思います。今後のさらなる活躍を期待しております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

チャレンジ元気プロジェクトの唱歌「牧場の朝」リブランディングプロジェクトに位置づ

けた田んぼアート事業は、今年度12作目となり、昨年観覧者の方々に実施したアンケート結果を踏まえ、「七夕ものがたり」をテーマに、図書館北側の約70アールの水田に作付をしております。

5月25日に開催した田植え祭りでは、町内外からの約180名の一般参加の皆様をはじめ、岩瀬農業高校の生徒さんや町ヘルスメイトさん等、総勢250名を超える多くの方々の協力を得ながらのにぎやかなイベントとなりました。8月中旬頃には隠れデザインが出現し、秋には稲刈り体験イベント、稲刈り後には3Dアートを予定し、長い期間にわたり、町内外の方に観覧・体験していただくことを予定しております。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、住宅移転に向けて、駅東区画整理事業地内を希望されている方々へ移転区画の調整を図り、集団移転先である成田原町地内及び新町地内の2か所においては、希望区画を確認しているところであります。

また、集団移転の希望者だけでなく、個別で移転を考えている方へも、地元協議会等とも連携しながら、対象者の皆さんがスムーズに住宅移転ができるように、国とともに引き続き寄り添った支援に努めてまいります。

整備後の遊水地内の利活用に向けてアンケートが予定されておりますので、ぜひ積極的なご回答とご意見、アイデアを寄せていただきますようお願いいたします。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第3工区内の一部において、昨年10月に使用収益が開始されたことや、保留地の売買も行われたことから、住宅建築や商業施設の建築が進められており、健康福祉センター周辺も新たな街並みが築かれつつありますので、本町のニュータウンとして、事業完了に向けて推進してまいります。

鳥見山陸上競技場につきましては、日本陸上連盟の第4種ライトの公認取得に向け、昨年度、全天候型トラックやインフィールドなどの全面改修を行いました。現在、改修されましたブルートラックにおいては、小中高生による部活動や大会の練習など、多くの皆様に利用されております。本年度では、公認取得時期を10月1日からと想定し、福島県陸上競技協会との協議を進めているところですが、本定例会において、公認取得に必要な用器具等の備品購入契約締結の議案を上程しておりますので、ご審議いただき、議決賜りようお願い申し上げます。

鳥見山陸上競技場管理事務所は、平成6年に設置され30年が経過し、経年劣化が見られることから、施設の長寿命化計画の下、昨年度、改修の設計を行い、改修工事を施工するため5月23日に制限付き一般競争入札において施工業者が決定したことから、本定例会において、請負契約の締結についての議案を上程しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

鳥見山陸上競技場は、昨年度にトラックの改修を行い、今年度のメインスタンド・管理事務所改修を行い、町のスポーツの拠点として整備されることから、さらなる活用で、優秀な選手が育っていくものと期待するところです。

上水道事業第5次拡張事業における旭町浄水場の解体工事については、工事発注に向けて契約準備を進めており、間もなく着工の予定となっております。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、今年度の新規事業として、聴力機能低下によりコミュニケーションが取りにくい高齢者の地域社会への参加を支援するための補聴器購入費助成事業につきましては、実施要綱を定め、5月1日から事業を開始したところであります。今後は、広報紙などを活用しながら周知を図ってまいります。

重度心身障がい者医療費扶助の現物給付につきましては、現在、システム改修を業務委託しているところであり、8月からの移行に向けて準備を進めております。

子育て・少子化対策事業として、妊娠届出と出生届出を行った妊婦の方々に対して、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援の実施では、令和5年度の実績として、妊娠届出が70件、出生数が87件に対して給付金の支給を行いました。今年度も継続して支援を実施してまいります。

人生100年時代を見据え、高齢者が抱える様々な健康課題に対応するために、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、地域全体で高齢者を支え、疾病予防・重症化予防・フレイル予防に取り組みながら、健康寿命の延伸を目指してまいります。

町民の健康保持・増進を図り、生活習慣病を予防する一環として、現在、総合健診、がん検診及び人間ドックなどの各種健診事業実施へ向けて事務作業を進めているところです。総合健診における施設健診では、7月からの開始に向けて、今月中に対象者へ健診案内を行い、より多くの方に受診していただくよう努めてまいります。

今年度から取り組みます健幸まちづくり事業については、福島県立医科大学連携事業として、広報かがみいしへの専門的なテーマによる医学のひとくちメモの掲載、地域サロンでの運動習慣や栄養指導が身体機能に与える影響調査、高齢者に対する体力測定会など、病気に対する正しい知識や疾病予防など、元気に活動できる体力向上や心身ともに健康で充実した生活を送れるよう健康長寿のまちづくりを目指すため、関係機関等と準備を進めております。

かがみいし健幸ポイント事業では、ふくしま健民アプリを活用した健康づくりプロジェクトとして実施するもので、身近な運動（ウォーキング）を習慣づけていただき、健康維持につながることを目的に、6月から11月までの6か月間で150万歩を達成した方に特典として記念品等を贈呈いたします。現在、多くの方がチャレンジしているところです。

健康まちづくり事業の一環として、かがみいし健康ウォーキングを計画しています。無理なく楽しく誰にでも気軽にできるウォーキングへの取組に加えて、福島民報社、福島県森林・林業・緑化協会との共催で「ふくしま緑の百景歩こう会」を実施することにより、町内外に健康づくりの町としてPRしながら、交流人口や関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

また、福島民報社の「ふくしま緑の百景」として選定されている鳥見山公園内の陸上競技場は、開場30周年、多目的広場の人工芝化10周年の年となっておりますので、併せてPRを行ってまいります。

新規事業である妊婦タクシー利用料・自動車燃料費助成事業については、妊娠中の母体への負担や経済的な負担軽減のため、妊婦健診や出産に伴う入退院等のための通院等に対して助成する取組として、4月から事業を開始しております。

鳥見山公園ウォーキング整備事業では、鳥見山公園内に設定したウォーキングコースについて、運動の習慣化を通して健康の保持・増進を図るとともに、より多くの町民の皆様にご利用いただけるように、コース説明やチェックポイントを分かりやすくするため、QRコード表示板を設置してまいります。

学校給食費補助事業は、小中学校に在籍する多子世帯の経済的負担軽減を図り、子育て支援を推進するため、昨年度から第2子以降の児童生徒を対象に学校給食費の2分の1の補助を行っておりますので、現在、補助金交付の事務作業を進めているところです。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、通学バス乗車券購入補助事業では、遠距離通学児童世帯の経済的負担を軽減するため、2キロ以上の遠隔地からバスを利用して通学している小学1年生から3年生までの児童に対して、バス通学定期券の購入補助を行っておりますが、今年度は一小・二小合わせて18名に対して補助を行っております。

学力向上支援事業及び情報化教育推進事業では、1人1台タブレット端末の有効活用を図るため、また、学力向上に向けて小中学校に導入しているAI型ドリルを活用し、基礎学力の定着を図ってまいります。また、タブレット端末を授業で効果的に活用するため、小中学校へのICT支援員の派遣も実施しております。

さらに、児童生徒の学力向上を支援するため、小学6年生や中学3年生の各教室で、黒板にデジタル教材等を投影し、そこに板書もできるなど、授業力の向上が図られる黒板用プロジェクターを導入する補正予算を今定例会において計上したところであります。

小中学校町民プール利用事業では、各小学校及び中学校の水泳授業については、鏡石中学校の5月13日からの町民プールでの実施を皮切りに、10月中旬までの間で各校6回から18回の回数で実施を計画しており、天候や季節に左右されることなく水泳授業ができるように

取り組んでいるところであります。

社会教育関係団体推進事業及び社会体育関係団体支援事業では、町体育協会の総会は3月末に、生涯学習文化協会の総会が4月26日に開催され、今年1日と2日には初夏の文化祭が開催されるなど、今年度の事業がスタートしました。その他の各種団体においても総会が行われ、自主的な運営の下、創意工夫を凝らした事業が展開されるものと期待しているところです。

また、地域スポーツ大会（県総合スポーツ大会）の岩瀬地区予選会が7月上旬に開催されることとなりますので、参加チームの皆様には優勝を目指して頑張っていただきたいと思っております。

3つ目の協働・コミュニティ分野では「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、行政区長への委嘱状交付式を4月12日に行いました。13名の新区長におかれましては、今後1年間、町と地域のパイプ役として重要な役割を担っていただくこととなります。新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行したことにより、事業も多くなっておりまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

2月15日に鏡石駅まで痛ましい交通事故が発生しました。町では、今回の事故を受けて、前年度中に緊急安全対策工事を実施しました。また、今定例会において、追加工事を含めた補正予算を計上しております。町としましては、悲惨な交通事故を1件でも減らすためにソフト対策も重要と考えており、高齢者運転免許証自主返納による補助や、自動車踏み間違い防止装置の設置を呼びかけております。

特に高齢者安全運転支援装置設置事業は、事故後、既に15件を交付決定し、問合せは80件を超えている状況であります。さらに、高齢者の足の確保も重要であることから、運転免許証を自主返納した方など、条件を満たす方には、毎年5,000円分のタクシー券を配布する事業を本年4月から開始しました。今後も交通安全活動に一層努めてまいりたいと考えております。

4つ目の産業・観光分野では「にぎわいと魅力あふれるまちづくり」として、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業につきましては、今年度最大約12ヘクタールの面整備工事が予定されており、6月16日には地元総会の開催を予定しており、令和9年度竣工に向けて福島県・地元と連携を強化し、着実な事業進捗を図ってまいります。

また、桜岡・小栗山・堂前地区を対象とした久来石下地区においては、調査着手から2年度目となり、昨年度に引き続き埋蔵文化財調査、基本設計等が予定されております。両地区とも地元地権者・県・土地改良区等と連携し、今年度予定業務の確実な完了に向け事業推進に努めてまいりたいと思っております。

水田収益力強化事業については、今年も経営所得安定対策の営農計画書の受付を4月から

5月にかけて実施し、5月15日現在で109名から営農計画書の提出を受けました。今年度、経営所得安定対策の対象となる方は100名、水田面積は約469ヘクタールで、全水田面積の約45%となっております。引き続き、国・県の動向に注視し、各種情報収集に努め、米価安定と農業所得の安定に向けて、水田収益力強化ビジョンに基づく各種取組の推進を図ってまいります。

観光振興事業である「あやめ祭り」は、6月14日から6月末までの間、あやめの開化状況などについて広くPRしながら、町内外の皆さんに鳥見山公園内の約4万株のあやめなどを楽しんでいただく予定であります。6月23日にはイベントを開催し、公園内のあやめ鑑賞のほか、キッチンカーマルシェやフリーマーケットなど、子供からご高齢の方まで幅広い年代の方々が楽しめる内容で企画しております。

今年度から新たに着手するみらいを描く市町村等支援事業につきましては、4月15日付で株式会社八芳園交流コンテンツプロデュースと契約締結し、今後、移住・就業モニターを通じて情報発信に取り組んでまいります。

契約先である株式会社八芳園交流コンテンツプロデュースは、包括的連携協定を締結している株式会社八芳園から独立・分社化した組織であり、これまでの実績を糧とした効果的かつ効率的な事業展開が図られるものと考えております。

また、本定例会において、福島再生加速化交付金を活用する地域情報発信交付金事業に係る補正予算を上程させていただいておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、今年度、幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、昨年度からの繰越事業と併せて順次工事を発注しております。なお、高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）につきましては、5月23日に制限付き一般競争入札において施工業者が決定したことから、本定例会において請負契約の締結についての議案を上程しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

緊急浚渫推進事業では、昨年度の借俣池浚渫工事に引き続き、笠石原町地内のサカサ池浚渫工事を施工するため、5月23日に制限付き一般競争入札において施工業者が決定したことから、本定例会において請負契約の締結についての議案を上程しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

農業土木事業において繰越事業としていた中央地内の矢吹原土地改良区管理の用水路サイフォン柵工事も、出水前までに移設工事が完了し、道路交通の支障物件を排除することができ、安全な交通が確保されたところです。

水道事業の令和5年度末における給水人口は1万1,857人、普及率96.2%となっております。

駅東第1土地区画整理事業に関連した整備につきましては、区画整理事業の進捗に合わせ配水管布設工事を発注しております。

公共下水道の受益地における令和5年度末の接続件数は3,821件で、接続率は97.2%となっています。また、農業集落排水接続件数は220件で、接続率は93.5%となっています。

駅東第1土地区画整理事業に関連の下水道管渠築造工事については、年度当初に発注しており、上水道と合わせて工事が進捗しております。

また、下水道事業が公営企業へ移行し1年が経過したところですが、職員の研修等に努めながら経営の健全化を目指しております。

地域おこし協力隊事業につきましては、現在2名の協力隊の方に活動していただいておりますが、雇用の最終年度となる3年目を迎え、現在、試験的に飲食店の営業をしております。

地球温暖化問題への啓発や温室効果ガス排出量の削減を進めるため、今年度新たに環境対策事業として、環境セミナーや省エネ意識の向上、気候変動対策への呼びかけなど、環境対策の重要性の啓発に取り組んでまいります。

新規事業として、スズメバチによる危険を防止し、町民生活の安全確保を図るため、スズメバチの巣の駆除をした方に対し駆除費用の一部を補助するスズメバチ駆除費補助事業に取り組み、生活環境の保全に努めてまいります。

6つ目の行政・広域連携分野では「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため運用されておりますマイナンバー制度につきましては、現在も順次交付事務を進めているところであります。

町には、4月30日現在1万1,094人の申請があり、9,859人の方へ交付いたしました。率にしますと、申請率88.5%、交付率78.7%であります。本年12月には、現行の保険証は廃止となり、マイナ保険証に移行となります。そのため、マイナンバーカード取得促進として、今年度から訪問型申請支援として、身体的不自由などにより役場に来庁が困難な高齢者等を対象に自宅を訪問し、申請支援を行っているところであります。

地方税法改正に伴う定額減税につきましては、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を個人住民税の普通徴収の方は6月から、特別徴収の方は7月から、公的年金の受給者は10月からそれぞれ実施することになります。現在、それらの事務をするため準備を進めているところであります。

固定資産税につきましては、今年度評価替えの年であり、5月に納税通知書の発付をしたところであります。今回の評価替えにより評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇が緩やかになるよう地方税法改正に伴う負担調整措置を適用し、税負担の均衡化を図ったところであります。

収納率向上対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休止してお

りました臨戸徴収の再開や滞納処分の強化により、令和5年度の収納率は4月末現在、対前年度比で0.53ポイントの増となっております。住民サービスの提供の責務を果たすため、安定的な歳入の確保は極めて重要であり、さらには納税者間の公平性を確保するため、引き続き収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、前年分の被保険者の所得税確定申告等による所得額が確定したことに伴い、今年度の税額を算定いたしました。令和11年度の県統一保険料率の実施を見据え、さらには新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会活動がコロナ禍前に戻ったことにより給付費が増加していることなどから税率を引き上げることとして、先月17日に開催いたしました国保運営協議会において承認をいただいたところであります。

なお、今定例会において国民健康保険税条例の一部改正と国民健康保険特別会計の補正予算を上程いたしましたので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます

沖縄県北谷町との交流事業につきましては、今年は、鏡石町小学生県外交流事業として、鏡石町から小学生を派遣する予定であります。日程につきましては、8月下旬に予定しており、現在参加者の募集を行っているところであります。

公共施設維持管理事業につきましては、公共施設集約計画に基づき、鏡石町保健センターの解体工事を行うため、設計・監理業務委託を発注したところであり、計画的に事務を進めてまいります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第3号から第11号までは、上位法改正に伴う年度末の税条例の改正や年度末における各会計の事業確定に伴う整理予算など専決処分した事件のほか、令和5年度における各会計の繰越明許費に係る計算書で合計9件の報告であります。

議案第74号は、固定資産評価審査委員会委員の新たな選任につきまして議会の同意を求めるものであり、議案第75号は、上位法の改正に伴う鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第76号は国民健康保険税の税率改正を行うものです。

議案第77号から議案第79号までは、サカサ池浚渫工事、高速道路に架かる館越橋の修繕工事、鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事の請負契約の締結について、また、議案第80号は鳥見山陸上競技場の備品購入契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

議案第81号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、定額減税の実施に伴う費用、価格高騰重点支援給付金、児童手当制度改正に伴う費用等の増額補正であり、議案第82号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保税率の改正に伴い予算の区分を見直すものであり、予算の増減はありません。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明

申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、承認・同意・議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで換気のため、11時まで休議いたします。

休議 午前10時53分

開議 午前10時59分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、報告第3号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました報告第3号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布、4月1日に施行されたことに伴う一部改正であり、専決第2号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

このたびの主な改正点につきましては、1点目は、個人住民税の定額減税及び雑損控除の特例措置の導入であります。

2点目は、固定資産税の土地の下落修正措置及び負担調整措置の継続であります。

3点目は、職権による税の減免を可能とする規定の整備、また、これらの改正に係る施行時期及び経過措置などのための附則の改正であります。

2ページをお願いいたします。

このたびの改正条文につきましては、第34条の7につきましては、所得税法の規定の見直しに伴う公益信託に寄附を行う個人、法人に対する税制上の措置を講じるための規定を改正するものであります。

第51条につきましては、町民税の減免規定の要件に該当することが明らかな場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

第56条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、引用条項を整理するものであります。

第71条につきましては、固定資産税の減免規定の要件に該当することが明らかな場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免規定で要件に該当することが明らかな場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

附則第4条の2につきましては、公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定を削除するものであります。

附則第5条の2につきましては、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について、令和6年度の町民税に適用可能とするよう規定を追加するものであります。

3ページをお願いいたします。

附則第6条につきましては、特定一般用医療品等購入費用を支払った場合の医療費控除の特例について、引用条項を整理するものであります。

附則第7条の5から附則第7条の8につきましては、定額減税に関わるものであり、附則第7条の5につきましては、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除について、附則第7条の6につきましては、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例について。

5ページをお願いいたします。

附則第7条の7につきましては、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例について。

8ページをお願いいたします。

附則第7条の8につきましては、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除について、それぞれ規定を追加するものであります。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、附則第10条の2につきましては、固定資産税等の課税標準の特例について、引用条項を整理するものであります。

附則第10条の3につきましては、認定長期優良住宅のうち区分所有に係る特例について、所有者からの申請書の提出がない場合でも、管理者からの提出があった場合は特例を適用できることとする規定を追加するものであります。

9ページをお願いいたします。

附則第11条から附則第15条につきましては、固定資産税に係る特例期間を延長するものであり、第11条につきましては、土地に対して課する過年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義について、附則第11条の2につきましては、土地に係る下落修正措置の期間の延長について、附則第12条につきましては、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特

例について、附則第13条につきましては、農地に対して課する過年度分の固定資産税の特例について、附則第15条につきましては、特別措置保有税の課税の特例について、それぞれ適用期間を令和6年度から令和8年度まで3年間延長するものであります。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について、附則第16条の4につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例について、附則第17条につきましては、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について。

10ページをお願いいたします。

附則第18条につきましては、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、附則第19条につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、附則第20条につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、それぞれ分離課税分の個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものであります。

附則第20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当に係る個人の町民税の課税の特例について、附則第20条の3につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、それぞれ個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものであります。

附則といたしまして、第1条につきましては施行期日を定めるものであり、令和6年4月1日施行、また、以外の項目の施行期日を定めるものであります。

11ページをお願いいたします。

第2条につきましては町民税に関する経過措置、第3条につきましては固定資産税に関する経過措置であります。

以上、上程されました報告第3号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） それでは、私のほうから質疑をさせていただきます。

今回、報告第3号については、専決第2号についての承認を求める議案であるというふう  
に認識しておりますし、また、地方税法改正に伴う町税条例の一部を改正する条例の提案で

あるということを認識しております。

先ほど町長のほうから所信の中で説明ありましたが、固定資産税については、今年度が評価替えの年であり、今回の評価替えにより評価額が急激に上昇した場合でも、税額の上昇が緩やかになるよう負担調整措置を適用するというふうに説明があったところであります。

実際このようにしていただけることは、こういう方々に対して本当にありがたいことだというふうに思っておるんですが、そのことについての条例改正だというふうにも認識しております。

じゃ、実際、そこで私が単純に町民目線で思うのは、どのぐらいこの条例改正によって恩恵を得ることができているんだろうと。例えば、単純に評価替えにより評価額が上がっちゃった場合に、税額もちろん上がっていくと思うんですが、実際どのぐらいこう、実際条文を読み込めばそれがどれぐらいというの分かるんだと思いますし、はたまた、一つ一つの案件というのは違うので、なかなか一概に言うことはできないとは思いますが、実際どのぐらいこの条例改正によって町民は今回恩恵を得ることができるのか、その辺について、答弁難しい部分もあると思うんですが、お答えいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員さんがおっしゃったように、それぞれに固定資産税につきましては違うものですから、具体的にちょっと固定資産税が低い方が、当然老朽化しているものにつきましては固定資産税が低いですし、新しいものについては固定資産税が高いという部分もありますので、一概にどのぐらいというのはなかなか難しいものですから、ちょっと大きいものから小さいものというのがありますので、一概にちょっと言えないものですから、その辺はご了承いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第3号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、報告第4号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

[税務町民課長 根本大志 登壇]

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました報告第4号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日公布、4月1日に施行されたことに伴う一部改正であり、専決第3号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの主な改正点につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援分の課税限度額の引上げ並びに保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しであります。

13ページをお願いいたします。

このたびの改正条文につきましては、第2条第3項につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援分の課税限度額を「22万円」から「24万円」に改正するものであります。これにより、医療分と介護分を合わせた国民健康保険税の課税限度額が現行の「104万円」から「106万円」に引き上げられることとなります。

第23条第1項につきましては、軽減措置に関する規定であり、適用後の保険税の上限についても、後期高齢者支援分は「22万円」を「24万円」に、軽減判定所得の基準額の5割軽減区分の「29万円」を「29万5,000円」に、2割軽減区分の「53万5,000円」を「54万5,000円」に改正するものであります。

附則としまして、第1項で施行期日を令和6年4月1日から施行するものとし、第2項においては、改正後の条例の適用について、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、上程されました報告第4号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第4号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第7、報告第5号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました報告第5号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

本件は、令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

16ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、年度末の事業費の確定によります令和5年度予算の整理をしたものでございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,614万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,780万7,000円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、本議案書の記載のとおりでございますけれども、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正の増減額が100万円を超えるものについてのみご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それでは、24ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今、説明いただきました。再確認といえますか、させていただきたいと思ったんですが、ページ、55ページで、この中で保育費が補正予算として4,367万1,000円マイナスです。その内訳として、大きいのが施設型給付費が3,571万7,000円なんです。前に説明受けたときに、この予算を立てるときに子供の数で大体施設型給付費というのは計算できると。ただ、子供の数が思っていたより減ったような説明を受けたんですが、大体子供の数というのは、大体いつ生まれるとか、いつ保育園に入るとか、大体その予想がつく数だと思うんですね。ただ、それが予想より反して子供の数が少なかったから施設型給付費がこれだけ、3,500万減ったという説明があったんですけども、予想よりも子供の数が減っていたといえますか、その理由はどのような理由なんでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 質疑ありました件についてご答弁申し上げます。

こちら、施設型給付費というものは、先ほど議員がおっしゃったように、子供の数、また、年齢別によって、各施設、町内4施設、あと町外にも施設がございます。町外の施設にも町から国・県の補助金を受けて支出をするというものでございます。この予算化する段階では、まだ子供の入所決定がしておりません。子供の入所決定するのが1月末から2月上旬にかけて入所決定をして、各保護者に通知を差し上げる。それに反しまして、当初予算については、もう12月から予算編成に入りまして、1月の半ばぐらいまでには予算額を固めているという状況であります。そういったこともありまして、予算と実績の差がどうしても生じてしまうということでございます。

この施設型給付に関しましては、先ほど申し上げました施設に対しまして、月に大体4,000万ほど支出をしております。年間、そちらを合わせますと5億円弱になります。そういった中での今回3,500万円の減ということでございますので、割合にしますと、こちら7%ぐらいなのかなというふうになるかと思えます。そういったこともご理解をしていただいた上で、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） それでは、ただいまの報告第5号の一般会計補正予算に関する質疑をさせていただきます。

まず初めに、これについてはさきの5月30日の臨時全協において、恐らくはこの説明資料に基づいて、よくよく詳しい説明があったと思うんですが、私ちょっと個人としましては、町の推薦をいただいて、介護施設の開設の関係で県の講習のほうに参加しておったものですか、説明聞けませんでしたので、大変申し訳ありませんでしたということとともに、ちょっと聞かざるを得ないということで、ご了解をいただきたいというふうに思います。

さて、私のほうからは8個の質疑を用意しておったんですが、先ほど込山議員が1つ質疑をしていただいたので、その点はなくなりました。解消しましたので、7つ、質疑の段階でまとめてお尋ねをいたします。

まず1つ目は、34、35ページでございまして、寄附金、いわゆる指定寄附金、ふるさと納税に関する金額330万円の増ということでの説明あったわけですが、内訳を見ますと、ふるさと納税が230万1,000円の増、企業版ふるさと納税が100万円の増ということでございます。お聞きしたいのは、ふるさと納税、最終的には、これ9月の決算議会で聞くべき内容かもしれませんが、実際ふるさと納税としては、この230万1,000円増になることによって

幾らの金額になっているのかという現状。そして、それを、ちょっと私も調べれば分かるんですが、大変申し訳ないんですけれども、それに伴って、最近ちょっと二、三年間ぐらいのふるさと納税の額というものをもう一度改めて教えてもらえれば、昨年度までの金額とこの230万1,000円加わった令和5年度分のふるさと納税の額の比較がちょっとできるものですから、それを教えていただきたいというのが1点でありますし、企業版ふるさと納税の内容についてお尋ねをしたいというふうに思います。

企業版ふるさと納税というのは、前から私もこういったものをたくさんもらえるような形がいいんじゃないのかなということ、もしかしたら今回初めてなのか、久しぶりなのか分かりませんが、ちょっと見たものですから、これについての内容とここ近年の実績、それについても併せてお尋ねをすることであります。

2点目、48ページ、49ページでございまして、寝たきり高齢者等介護手当支給事業の1,368万の減でありますけれども、これは私もこの事業の、私がやったわけではありませんけれども、私もちょっと言い出しっぺで、執行に一生懸命になってやっていただいて現実化したわけですが、これについてはちょっと私も責任感を感じていますのでお尋ねしますが、実際どのぐらいの実績があったのかということなんです。見込みがどのぐらいであったのかということ、実際その差がこの補正減ということになっていると思いますから、その辺についてのいきさつを教えていただきたいというふうに思います。

3点目は、50ページ、51ページの一番下、介護資格取得費用助成事業補助金ということで、58万の減ということだと思んですが、これは私も記憶が定かではありませんけれども、恐らく予算化していたものを実績なしでの不用残、不用減といいますか、なしだと思んです。その理由と、これについては前、説明も受けたと思んですが、新年度予算にもまた取り込んでいただいていると思んですが、その対策を、この事業を実際に行っていくための対策、それをどのようにお考えかということをお尋ねするものであります。

4点目は、58ページ、59ページの真ん中にあります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ということで、これについては、町長も先ほどの所信の中でありました。これを重点的に進めていくという話でありましたので、そういう中で見ますと、例えば会計年度任用職員の報酬が271万4,000円ということですが、この内容と人数、例えばこれは1人分なのか、それとも、何人分かのもの、少しずつ減ったためにこういった不用残になったのかということ、その意味というのは全く違ってきますから、その辺をお尋ねをいたします。

続きましては、あと62ページ、63ページのところで、一番下にあります高久田の圃場整備事業に関するため池の浚渫工事でございますが、実績として2,960万円の減ということでございますが、この内容について概略を教えてくださいというふうに思います。

そして、あと2個ということだったんですが、私数え間違えまして、あと1個でございまして、最後は72、73ページの教育委員会関係、教育費関係で、上のほうです。中学校施設維持管理工事ということで119万の減でございまして、この減については、予算説明資料、私、後でよくよく熟読したんですが、30ページに説明がそっくりそのまま書いてありまして、中学校グラウンド屋根つきベンチ設置工事实績による減ということで説明が書いてございます。この減についての異論はないんですけれども、このそもそも中学校グラウンド屋根つきベンチ、令和5年度において予算化してやっておった事業だと思うんですが、その本来の目的は何であったのか。あと、このベンチが設置されております。私も毎日ここを歩いて散歩しているわけに分かりますけれども、この使用状況はどのようなあんばいになっているのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思うわけでありまして。

以上の点につきまして、6点になるかと思うんですが、ご答弁賜りたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

35ページにおけます指定寄附金、ふるさと納税の金額でございますが、指定寄附の中におきましては、ふるさと納税だけですので、こちらの補正後の金額であります2,840万1,000円が今年度のふるさと納税の金額でございます。

企業版ふるさと納税につきましては、特段返礼みたいな形ではなく、いわゆる普通の寄附という形で1社の方、1つの企業の方が寄附されたという形でございます。

過年度の分につきましては、今年度分はこの2,840万1,000円でございますが、すみません、具体的な数字ちょっと持ち合わせていないんですが、令和4年度、一昨年がやはり2,700万ちょっとぐらいだったということで、ほぼ例年どおりですが、若干今年の方が少ないような形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しまして答弁申し上げます。

私のほうから2点申し上げます。

まず、49ページの上のほうに寝たきり高齢者等介護手当助成費の中身でございますが、予算取りに関しましては、まず要介護5が41名、要介護4が67名、障がい者、こちらは障がい児も含みます。こちらは30名の予算取りをしたところでございます。それに対しまして実

績であります。要介護5が7名、要介護4が27名、障がい者・障がい児が5名という実績でありました。昨年度新規事業として取り組んだわけですが、今後はまずPR、そういったものも力を入れていかなければならないというふうに考えております。

続いて51ページ、一番下です。介護資格取得費用助成事業補助金58万円の減。こちらに関しましては、介護職員の初任者研修に対しまして、上限6万円。実務者研修に関しまして、上限20万円の研修に対しての助成事業でございます。こちらは、実績がなかったということで、全額補正減するわけでございますが、要因、原因でございますが、こちらの助成事業に関しましては、県の同様の事業を活用したのではないのかなというふうにこちらでは考えております。今後の対策としまして、町のほうの助成の対象としまして、「町内に住所を有し」というものが条件になっておりますので、そちらがちょっとネックになっているのかなというようなところがあります。そういったことも含めまして、今後改善に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員の質疑にお答えいたします。

59ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関わります費用の減でございますが、こちらは会計年度任用職員ということで、保健師1名分を雇用する予定でございましたが、そちらが応募がなかったということで、今回減という形にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 9番議員のご質疑に対してご答弁申し上げます。

私ども産業課のほうにつきましては、63ページ、ため池浚渫というふうなところの内容になります。

こちら、ため池の浚渫、当初、弁天池、下ノ池、ハヤ釣り池、ハヤ釣り池のほうは形状的に2つに分かれておりまして、ハヤ釣り池の①、②と区分して予定をしておりました。現地踏査の結果、ハヤ釣り池に関しまして、一段効果的に事業効果が発揮できるというふうなところで、1つを取りやめているというふうなことが大きな原因。それから、弁天池、下ノ池、ハヤ釣り池の請け差というふうなところの減額内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） それでは、9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

私のほうは73ページでございます。上のほうの中学校施設維持管理工事ということで、校庭のグラウンドの屋根つきベンチのほうの目的でまずございますが、こちらにつきましては、授業中、また、部活中の熱中症対策、また、急な雷雨等に備えるということで、安心安全な学校生活を送れるようグラウンドに休憩施設として屋根つきベンチを設置したものでございます。

使用状況等につきましては、学校等にお聞きしましたところ、授業または部活での利活用をしているというふうなお話をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時51分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 午後から再質疑ということでさせていただきます。

今、先ほど質疑をいたしました6点について振り返りながら、再質疑をさせていただきたいと思うんですが、まず1点目、ふるさと納税、企業版ふるさと納税で、ふるさと納税のほうの実態、合計額2,840万ということで理解をいたしました。あと昨年度のものも理解しました。

企業版ふるさと納税のほうで、実績者ということでお聞きしたんですが、これはどちらの会社なのか。これは公表できるものなのか匿名なのか分かりませんが、あるいはこういったもの取扱いはどのようにしているのか、そういったことも含めて社名公表の可否、あるいは可である場合には、そちらの社名をお尋ねをいたしたいというふうに思います。

2点目は、先ほどの寝たきり高齢者等の介護手当でございますが、最初の試算していた人数、お聞きをいたしました。そしてまた実績もお聞きしたときに、確かに昨年度途中といたしますか、昨年度から始まった新しい新規事業として、昨年度はある程度致し方ないのかなというふうな部分は理解できます。ただ、今年度は2年目ということで、本腰を入れてやっていただきたいということもありますので、この制度の周知徹底のほうをどのようにするんだということ。

先ほども何か重ね重ねになりますが、1年目の実績は分かりました。2年目それと同程度であってはいけないと私は考えますので、2年目もくろんでいる人数にできるだけ到達させるために、どのように考えているかということをお尋ねしたいというふうに思います。

3点目は、介護資格取得制度について、これについても、先ほど県の同様の事業ということであるということで、そちらに流れたのではないかということの背景は分かりましたし、町の、私も募集要項見たときに、やはりその町内に住所を有しというところがネックだったのかなというふうに私も同じ考えです。ですので、その辺、これは今、再質疑の中でちょっと話をしていますが、意見程度にとどめますが、先ほど課長おっしゃったように、住所というところを一つのネックになっているところを解消したり、あるいは、できるだけたくさんの方がここに入って、できるだけその町内の施設であったり、町内に住んでいる町民の介護に資する、そういう形につながるものであれば、もう少しこう緩めて、基準を緩めて、全ての方にこの予算を使ってもらって資格を取ってもらって、行く行くは町の町民の方々に介護サービスが行き渡るということにやってもらえないかということで、ひとつ今後の検討課題としてお考えいただきたいということで、これは意見までに申し上げておきます。

4点目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ということで、課長説明では保健師1名分の人件費ということで、そして公募をかけていましたが、残念ながら応募なしということでの実態分かりました。

確かに今は看護職、さらになおさら保健師というのはどこも引っ張りだこで、恐らくどこの自治体も大変必要、欲しくて仕方ないんですけれども、来ないってのは、これ実態だと思うんです。

ですから、そういう中で、本当に保健師を連れてきてこういう事業をやるというのはなかなか大変だったときに、私は保健師に限らず、たしか保健事業というと保健師という形、あるいはこの町、我が町がやっているように、保健師さんが保健事業部分を行ったり、この中間的な存在として、両方の橋渡しの役割として位置づけるというのは、物すごくいいことだと思っているので、保健師さんというのは確かに適任だと思うんですが、しかし、このようにやっぱり公募しても集まらないという段階において、やはりこの事業を、先ほど町長おっしゃったように、この事業をこれからはますます重点的にやっていかなければならない、あるいは、町もやっていく意思がある事業なので、人をどのようにして集めるかということをやったり逆に考えないといけないのかなと思っています。

ですから、場合によっては看護職、看護師であったり、あるいはちょっと話はずれるかもしれませんがPTとかOTとか、そういうリハビリ関係職種であったり、そういうものにしたたり、あるいは町内にいる各医療機関、各介護施設等のそういったところに、ある意味一部委託もするような形で考えてもらえばいいのかなというふうに思います。というのは、かく

言う私もいろんな立場でこうやって今議員やったり、医師としての仕事やったり、あるいは介護関係の理事長もやったりしているわけですが、今は1人の人にたくさんの負担がかかっているのが私は実態だと思います。この人数が少ない中であって、どんどん町民も減ると。鏡石町はまだ消滅自治体には入りませんでしたけれども、可能性自治体には入りませんでした、しかし我が町も何もしなければ必ず消滅する自治体です。何もしなければですよ。

ただ、今、一生懸命町長初め皆さん方がやっただけで、消滅自治体から今回免れたわけですが、しかし、もしかしたら今度調査したときには、その可能性もないわけでもないときに、私はやはり、先ほど申し上げたように、1人の人が1つのことではなくて、今後やはり、1人の人がたくさんのことを担うような時代になってくるときに、先ほど申し上げたように、ある意味、町のほうもアウトソーシングというか、外部にどんどん、特に民間にどんどん仕事を割り振って、皆様方がやらなくちゃいけないことはやらなくちゃいけない。しかし、そうでないものは、どんどんお金と役割を、ある程度の権限を与えて負担するということが、私はこれからの時代だと思うので、これも一つの意見として申し述べておきたいと思いますから、ご検討いただければというふうに思います。

あとは、ため池の件は了解しました。そのように理解しましたので大丈夫でございますし、あと、最後の中学校の屋根つきベンチ設置工事について、先ほど目的、これ本来の目的だと思うんですが、授業中、部活中の熱中症あるいは雷雨からの避難目的ですか、そういうものだというふうに思うんですが、私もこれ実際申し上げた毎日見ていると、昼間はなかなか見ることができないのであれですが、例えば日曜日なんかは、部活動ではなくて、ほかの例えば団体が来たときに、いわゆる休憩とか、ある意味観戦、野球、ソフトボールの観戦ですか、そういった形で使われているような感じがあって、私はちょっと一見すると、もしかしたらそういうふうな目的のことも考えて造ったのかなんていうふうに思ってしまうんです。

というのは、本来の目的に立ち返ったときに、例えば熱中症対策をするときに、そのベンチに避難することが果たして本来の熱中症対策かどうかということです。というのは、あの場所は校庭の一番南東側にありますよね。むしろ、あの場所に退避させるより校内の涼しいところに退避させるべきであります。熱中症から本来子供たちを守るのであれば。

私は最初、当初このものについて、原案が出たときには、私は詳しいことが分からなかったんで賛成しましたけれども、しかし今の状況を見る限りは、熱中症対策には到底ならない。あるいは雷雨対策についても、これ雷雨対策、確かに校庭のグラウンド、野球部あたり練習している人にとってはなると思うんですが、例えば学校の授業、一般授業でそれを雷雨対策で使うとした場合に、これまた、もう諦めて校舎の中に退避したほうが早い、あるいはその

ほうが子供たちは安全だと思います。というのは落雷の可能性、そういったものを考えたときに、ぬれるばかり、風邪引くばかりじゃなくて、落雷の可能性とかも考えると、そういった意味では、私は機能していないんじゃないかなと。

ただ、先ほど申し上げたように、副次的な目的であったとして造られたとするならば、それは造ってみてよかったのかなという部分も、役に立っている部分もあればいいと思うんですが、しかし今回この補正予算の減ということで、これはこれでいいんですけども、その有効活用というものを考えなくちゃいけないのかなと思っています。

その辺のご見解を改めて聞きたいのと、この件については、先ほど私の所管する総務文教の常任委員長の円谷議員にも話をして、できれば今回の定例会の中の所管事務調査でやって、その辺も詳しく、実態あるいは状況を説明してもらいたいなというふうな希望はあるんですが、しかし今の段階での執行側の見解をお尋ねをしたいと思います。

以上、何点かにわたりますけれども、再質疑としてお尋ねを申し上げます。

以上です。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

答弁の前にちょっと訂正させていただきたいと思います。

ふるさと納税の総額の寄附金などでございますが、先ほどここに補正後の金額になります2,840万1,000円とご答弁申し上げましたが、そのほかにありましたので、正確に言いますと、総額はこの金額なんですけど、ふるさと納税に係るものにつきましては、2,830万1,000円ということでちょっと10万円の差がございました。申し訳ございませんでした。

それでは、質疑のほうのご答弁でございますが、企業版ふるさと納税につきましては、先ほど申し上げましたように、1社の会社のほうで納税された。このようなケースの場合、その企業さんにあったことを公表していいですかというような伺いは毎回立てておきまして、いいですよというところについては、マスコミに投げ込みをしたり、広報に載せたりしておりますが、遠慮しますというところにつきましては、非公表という形で処理させていただきますので、今回のケースにつきましても、非公表という形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

周知方法に関しましては、一般的に町のホームページだったり、町の広報紙だったりと考えられるのかなというふうに思っております。

ただ、より多くの方に活用していただくためには、この対象者はケアマネジャーが入っておりますので、そのケアマネジャーを介して申請という形になるので、そちらのケアマネジャーの活用、それも重要な1点なのかなというふうに思います。

あと、さらには、こちらの対象者が伸びてこない場合には、こちら個別個別に連絡してあげるのも一つかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） それでは、9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

中学校のグラウンドの屋根つきベンチでございますが、確かに一時的には熱中症対策、また、雨天時のほうの避難所というふうなところでございますが、あくまで一時的な避難所というふうなところの意味合いには、確かになるかなとは思いますが。

せっかくあとは休憩施設というふうなところもございますので、もちろん休日なんかには野球部の大会が開催されるといったことはよくございますので、そういった場合には有効的に活用をしていただければというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 実は、先ほど私、再質疑までで本当は終わる予定でいたんです。

これ執行側の答弁が不十分だから再々質疑するわけじゃなくて、1点聞き漏らしたためにちょっとお尋ねをします。

福祉こども課長さん、お尋ねしたいんですけども、寝たきり高齢者の介護手当、令和5年度中の人数聞いたんですけども、該当していたと思われるケース、要するに申請すればもらえたというケースが何人かいると思うんです。

その方が、例えば今年度中とか遅れて申請した場合に遡って、例えばそれは認めていただけるのかどうか、いつまでというのは、多分内規とかで決まっているんだと思うんですけども、そういったところまで拾い上げていただければ、別に昨年度中もらわなかったとしても、今年度中、新年度の予算の中で、当初予算なのか補正予算なのか分かりませんが、それこそ今回、不用減で来ていますけれども、逆にこれを今度、新年度内において補正予算で逆に必要増ですか、そういう形にしてもらえば構わないと思うので、その辺、対策をお尋ねをいたしたいと思います。それをもって再々質疑とさせていただきます。

○議長（角田真美） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） それでは、9番議員の再々質疑に対しましてご答弁申し上げます。

遑つてというようなお尋ねかと思いますが、当然、令和5年度に関しましては、ここで一旦予算の整理という形になります。あと6年度についても、もう予算がスタートしております。

正直な話、6年度予算は5年度予算に比べて減額をさせていただいております。その対象者が今回新たに募集してきた場合、当然予算も多分足りなくなるのかなというふうには思っておりますので、そちらに関しましては、内部のほうで十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第5号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第6号及び報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、報告第6号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認について及び日程第9、報告第7号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま一括上程されました報告第6号及び報告第7号 専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書77ページをお願いいたします。

報告第6号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、専決第5号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

78ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,208万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、84ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 次に、99ページをお願いいたします。

報告第7号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、専決第6号として地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

100ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,462万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、106ページからの事項明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 以上、一括上程されました報告第6号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び報告第7号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第6号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

次に、報告第7号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、報告第8号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました報告第8号 専決処分した事件の承認について提案理由をご説明申し上げます。

議案書111ページをお願いします。

本件は、令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治

法第179条第1項の規定により、専決第7号として令和6年3月31日付で専決処分したものであります。

次のページをお願いします。

このたびの補正につきにつきましては、年度末をもって事業費が確定したことにより、令和5年度予算を整理したものでございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,271万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,068万2,000円とするものです。

内容につきましては、118ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、報告第8号につきまして提案理由を説明申し上げます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第8号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、報告第9号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました報告第9号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

135ページをお願いいたします。

本件は、令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第8号として令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

136ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、年度末の事業確定により、令和5年度の予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,562万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,103万円とするものでございます。

内容につきましては、142ページからの事項別明細によりご説明します。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（根本 博） 以上、報告第9号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第9号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

◎報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、報告第10号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第10号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書147ページをお開きください。

本件につきましては、令和5年度中に議決いただきました繰越明許費10件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

内容につきましては、次ページをお開きください。

令和5年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、事業名、金額、翌年度繰越額の順にご説明申し上げます。

まず、一番上、社会保障税番号制度導入事業、1,471万3,000円、繰越額1,471万3,000円。低所得者世帯支援価格高騰重点支援追加給付金、707万円、581万円。低所得者世帯価格高騰重点支援給付金均等割のみ課税世帯、3,200万、1,931万。健康福祉センター建設事業、1,000万、1,000万。低所得者世帯価格高騰重点支援給付金子供加算、1,200万、379万。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、79万5,000円、79万5,000円でございます。

土地改良施設改修事業、282万4,000円、282万4,000円。農業土木事業、600万に対しまして600万でございます。社会資本整備事業総合交付金事業、7,411万に対しまして7,411万円。社会体育施設等整備事業、704万円に対しまして704万円ということで、以上10件、総事業費が1億6,655万2,000円。翌年度繰越額につきましては1億4,439万2,000円となっております。

それぞれの財源内訳につきましては、149ページに記載のとおりでございます。

以上、報告第10号につきましてご説明申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 繰越計算書について質疑をいたしたいと思っております。

ちょっと私も最近、覚えが少しずつよくなってきたものですから、分からないものは

聞くようにしたいと思います。恐らく以前にも説明いただいて、この事業、新年度においても、この繰り越したお金を活用して、一生懸命やっていただけのものだというふうに思っているわけですが、このうち10個のうちまず1個、健康福祉センターの建設事業ということで1,000万円を繰り越したということで、これは全てが一般財源からの財源を一般財源であるわけですが、これは、どのような目的であるものなのか、事業の計画ですね。

あと新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、79万5,000円をこれは国費として頂いて、それを活用するのだと思うんですが、ワクチンの接種について、基本的にもう既に昨年度をもって終わっているわけですが、こういった形で繰り越すことによって、どのようなことを計画しているのか、あるいはどういうふうな状況になっているのかお尋ねしたいのと、あとその下の農業土木事業で600万の繰越しになっておるわけですが、この使途、使い道、これをお尋ねいたしたい。同じように、社会体育施設等整備事業の704万円、これについて、特に一般財源を繰り越すというものについてお尋ねをしたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

私のほうからは、事業名、健康福祉センター建設事業の1,000万円ということですが、こちら名称がこういう事業名でございますが、中身的には、老人福祉センターの浴室解体工事でございます。

こちら健康福祉センターの西側にあります道路を北側へ延伸させるための都市計画道路の新設工事に伴いまして、老人センターの浴室が邪魔になるものですから、そちらの解体工事を行うものでございます。現在、解体工事を進めていまして、今月末には終わるのかなというふうに思っております。

なお、そういったことでございますので、財源については一般財源ということになります。以上でございます。

○議長（角田真美） 健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 新型コロナワクチン接種体制確保事業の79万5,000円でございますが、こちらにつきましては、特例2次接種ということで全額公費負担という形で、今年の3月31日をもちまして終了となっております。それに伴います国等からワクチン等を保管する冷凍庫等ございました。そういった備品等の関係を整理するものでございまして、こちらも有効活用するというので、医療機関等ということで、公立岩瀬病院、さらには岩瀬

農業高校等に移送、搬送するそういった部分での費用の79万5,000円となっているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

農業土木関係でございますが、こちら600万ということで、中央地内の矢吹原改良区の用水路、こちらの工事を行うということで、矢吹原土地改良区の事業を委託しながら行ったところでございます。

こちら無事、先月末で完了して交通に支障がないような形で進めたところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

社会体育施設等整備事業でございます。こちらにつきましては鳥見山陸上競技場のカメラ等設置工事ございまして、今後、公認陸上競技場として活用するため、カメラ等の設置工事を行ったものでございます。

なお、工事につきましては、4月末で完了したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私の再質疑の時間なのですが、やっぱり私これ思ったのは、今お聞きしてやっぱり理解できたんですよ。

私、この前、臨時全協ちょっと欠席せざるを得なかったということで、サボったわけじゃないですよ。欠席せざるを得なかったということで、お話し申し上げましたけれども、既にこの事業、繰り越されていますが、もう既に事業化の終わっているということもあって安心をいたしているところです。

さっきちょっと健康環境課長かな、冷凍庫の移動の関係、公立岩瀬病院、岩瀬農業高校ということで話ありましたが、町有というか、町にあった冷凍庫は2個だったのかどうか。

私もこの冷凍庫、どこの医療機関あるいはどこの市町村でも、これ置き場所といいますか、この処分を大変どこも困っているみたいで、我が町の場合にはそういったところでうまく有効活用していただけるところでよかったなと話を聞いていたんですが、その辺のちょっと状

況をお知らせいただきたい。

私が再質疑したいことはそのことなのですが、私も先ほど申し上げたように、分からなかったことは聞く、分からないことを聞くという話をしていますので、ちょっとしたことでも、これ私ばかりじゃなくて、ほかの議員も同じだと思うんですが、やっぱり、これ分かんないと恥書くのは私ら議会議員自身ですから、私も大変申し訳ないと思っておりますが、細かいこともちょっと教えていただきたいと思って、わざわざ再質疑をさせていただいております。

健康環境課長さん、ちょっと答弁いただきたいというふうに思います。よろしくお願います。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

先ほど申しました冷凍庫関係でございます。こちらにつきましては、国のほうで有効活用するよというふうなことで通達をいただいております。当町におきましては、超低温冷凍庫が2台、こちらマイナス80度のものでございます。さらには低温冷凍庫2台、こちらマイナス40度でございます。合計4台ございました。

そのうち、2台を公立岩瀬病院、2台を県立岩瀬農業高校のほうに移送したというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第10号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

◎報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、報告第11号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました報告第11号 鏡石町鏡石駅東第1区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について提案理由の説明を申し上げます。

151ページをお願いします。

本件につきましては、去る3月定例議会におきまして議決いただきました令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費であり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を報告するものでございます。

152ページをお願いいたします。

1款1項事業費、事業名、鏡石駅東第1土地区画整理事業、翌年度繰越額1,600万円です。なお、財源につきましては、153ページの記載のとおりでございます。

以上、報告第11号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決の採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第11号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして本件は承認することに決しました。

ここで換気のため、14時05分まで休議いたします。

休議 午後 1時58分

開議 午後 2時06分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） ただいま上程されました議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書154ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会は3名の委員で構成されておりまして、任期は3年となっております。このたび、現委員であります吉田賢司氏が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、委員に再任いたしたく、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

吉田氏は議案書にありますとおり、生年月日、昭和33年1月10日、住所が鏡石町不時沼223番地1でございます。

吉田氏につきましては、令和3年の7月から固定資産評価審査委員会委員を1期努めていただいております。豊富な行政経験等徴税に関する専門知識は委員として最適任と考えていますことから、選任についてご同意を賜りますようお願いし、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

---

#### ◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第10号、議案第75号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第75号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の155ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、国の家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正であります。

次のページをお願いします、156ページです。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第29条、次の第31条、次の第44条、第47条、以上4つの条項において、職員の配置基準を改正するものであり、それぞれの第2項第3号では、満3歳以上満4歳に満たない児童について、児童「おおむね20人につき1人」を児童「おおむね15人につき1人」に改正し、またそれぞれの第2項第4号では、満4歳以上の児童について、児童「おおむね30人につき1人」を児童「おおむね25人につき1人」に改正するものであります。

附則としまして、1では施行期日を令和6年4月1日から適用し、2では当分の間なお従前の例によることができることとする経過措置を設けるものであります。

以上、議案第75号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 単純なことをお尋ねをしたいと思います。

鏡石町の家庭的保育事業等ということで今回あるわけですが、それは具体的にどのようなものでされているものなのか、現状、お尋ねをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に答弁申し上げます。

今回、こちらの第29条から第47条の一部改正につきましては、地域型保育事業という中身でございます。第29条と第31条は、小規模保育事業所A型、B型に当たるものでございます。第44条は保育所型事業所内保育所というものに当たります。第47条は小規模型事業所内保育事業所というくくりになります。

いずれにしても現在、こちらの条項に当てはまる施設はございませんので、今後、町内にできないとも限りませんので、国の基準にも合わせまして、今回、町の条例の一部改正を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第75号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第16、議案76号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第76号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書157ページをお願いいたします。

このたびの国民健康保険税条例の改正につきましては、令和5年分の住民税確定申告による所得額の確定により、国民健康保険税の算定に係る案分率の見直しのため、税率等の一部を改正するものであります。

なお、本改正案につきましては、5月17日に町国民健康保険運営協議会に諮問し、審議いただき、原案のとおり答申をいただいたものであります。

158ページをお願いいたします。

このたびの改正条文につきまして、医療給付分に係る第3条第1項は、所得割額「6.27」を「6.57」に、第5条の均等割額「2万700円」を「2万1,300円」に、第5条の2第1号の平等割「1万5,000円」を「1万5,600円」に、第2号の特定世帯「7,500円」を「7,800円」に、第3号の特定継続世帯「1万1,250円」を「1万1,700円」に改めるものであります。

後期高齢者支援分に係る第6条の所得割額「2.25」を「2.37」に、第7条の2均等割額「7,000円」を「7,300円」に、第7条の3第1号の平等割額「5,600円」を「5,700円」に、第2号の特定世帯「2,800円」を「2,850円」に、第3号の特定継続世帯「4,200円」を「4,275円」に改めるものであります。

介護納付金分に係る第8条の所得割額「1.99」を「2.14」に、第9条の2の均等割額「8,900円」を「9,200円」に、第9条の3の平等割額「4,500円」を「4,600円」に改めるものであります。

第23条につきましては、国民健康保険税の改定に合わせ、均等割及び平等割の2割、5割、7割軽減について改正するものであります。

159ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項において施行期日を公布の日から施行するものとし、第2項において適用区分について、改正後の条例の適用は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、上程されました議案第76号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第17、議案第77号 サカサ池浚渫工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第77号 サカサ池浚渫工事請負契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。

160ページをお願いいたします。

このたびの請負契約につきましては、農業用ため池であるサカサ池の浚渫工事であり、施工範囲としましては、延長80メートル、浚渫面積は1万6,136平米、平均浚渫厚が26センチが主な工事となります。

今回の工事につきましては、去る5月23日に6社の参加により、制限付一般競争入札を執行し、契約金額及び契約の相手方が決まりましたので、請負契約の締結のために地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、サカサ池浚渫工事。

契約の方法、制限付一般競争入札。

契約の金額、8,409万600円。

契約の相手方、福島県須賀川市岩渕字明神前141番地の1、株式会社渡辺建設、代表取締役、渡辺正広。

以上、議案第77号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいま上程されましたサカサ池浚渫工事に対して若干の質問をさせていただきます。

今、各地で盛土の災害というものが問題になっております。近くの西郷村なんかでもこの問題が出ております。こういう災害の心配はないのかということが第1点でございます。

もう一点は、このコンクリートで固めた盛土というものは、将来的にこれは問題を起こすようなことはないのか。例えば、農地に例えば、その後利用する場合などにおいて被害が、

コンクリートで固めた土壌というものが、どのような影響を及ぼすのかについての心配はないのか、この辺をちょっと考えているんですけども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目ですが、盛土の災害の問題はないかということですが、今回浚渫する土につきましては、昨年度整備した城ノ内の土捨場のほうに処分するという形ですので、盛土するというわけございませんのでご了解いただいております。

また、今回のセメントで硬化するという形で考えております。セメント硬化したものについては、農地としての再利用はございませんので、先ほど言った昨年度整備した城ノ内土捨場のほうにとりあえず処分するという形で考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 一応、臨時全協でも申し上げましたけれども、今回は阿武隈川ですか、その増水を抑えるという緊急工事だと思うんですけども、そしてその上の池という、サカサ池が高野池を除いてはサカサ池が大きな面積なんですよ。

それで図面等見ると、全部やるわけじゃなくて、その一部、半分ぐらいになると思うんですよ。それで、昔はあそこ全面的に水がたまっていました。そういうことで、大雨等を抑えるためには、総面積というか、面積が多ければ大きいほど抑えられると思うんですよ。

それで、前にも申し上げましたけれども、請け差があるんで変更契約はどうですかという話をしたんですけども、緊急工事なので難しいという話をされました。

もう一度お尋ねします。

緊急工事、阿武隈川の増水を抑えるということですので、そのためには、請け差が1,500万くらいあるんですか、以上あると思うんですけども、それらを用いて変更契約はできないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

全員協議会の中でもお話しさせていただいたと思います。今回の事業としては、阿武隈の

関係ではございませんので、まずご理解ください。

近年、大雨による洪水災害というのが全国的に発生しています。その関係で、場合によっては大雨によりまして、一定の堆積している堆積物が道路とか近隣の民家に影響を受ける、近隣の影響受けるというのが本来の緊急治水対策事業でございます。そういう中での浚渫事業でございます。

議員おっしゃるように、以前は大きな面積持っております。今回、設計させていただきまして、その中で現状の貯水量よりも、はるかに今回行うことによって保水力も出てくるという状況でございます。

なおかつ、起債事業ということで、有利な起債事業を活用する関係がございますので、それにある程度適合するというものでなければならないという状況もありますので、今回は、サカサ池のおおむね半分程度浚渫という形になってしまいます。

それであっても機能的にはそのまま持っているということで、今回の緊急浚渫事業の中での事業として有効というふうに考えて、今回思っています。

なお、確かに今回入札を行いまして、約1,600万程度の請け差は出ております。ただ、こちらにつきましても今後浚渫事業の中での活用とありますので、これをもって、あとまた設計の見直しという状況もかかってきますので、議会の皆様のご理解もいただきながら進めていく形になりますので、その辺を加味しながら進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

小林議員の再質疑を認めます。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今の答弁で、阿武隈川の増水、それは関係ないということですか、そういうことですがけれども、私は昔から住んでいて地元なんですよね。

それで、サカサ池で道路を越えたというのはあまりないです。その下の普通大堀というんです、そこから高野池に流れるんです。高野池がたまって、そして内水面でその上まで、田んぼ場まで水がたまるというのが実際です。

それと、池で今困っているのは、土砂ですか、それたまる。それからヨシが生えて、そのところに水がたまらないんですよね。だから、そこが一番問題なんで、今半分くらいということですがけれども、ヨシが邪魔して池が浅くなるってのが現状です。だから、私はもう、そのヨシを取ってもらいたいというのが念願でございまして、重ねて申し上げます。

以上です。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 10番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

サカサ池は今10番議員おっしゃったように、西側にヨシが生い茂っております。まず、サカサ池自体については、皿池という状況で、そんなにもともと深い池ではございません。東側に向かって深く用水を取るような形で池の構造なっております。

その関係で、今回、地元農地水の関係の業者、農業者等も協議をされた中で、今回は用水等、さらにはそういう災害防止を含めた中では、西側まででなくて手前側でもいいということで協議を進めた結果、こういう形にしました。

当然ながら、設計に当たりましては、予算の範囲内ということで設計をしておりますので、たまたま今回は入札額が低く入札いただきましたが、本来はそういう形も含めた中での設計、入札という状況でございます。

先ほど申したように、今後そのヨシの分までやるとなると、当初、設計含めておりませんので、当然ながら議会の皆様のご理解をいただきながら、また地元とも協議しながら、予算の活用するかどうかも含めて考えていきたいと思っております。

その場合でも、当然ながら財源は起債の事業は使えませんので、普通の単独事業というふうになるのかなというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11番議員、円谷さん。再質問です。

○11番（円谷 寛） 質問でも視点は違うんですけども、この8,400万というのは、この契約金額ですね、8,400万というお金の価値ですね。ちょっとこの辺で、これからの事業に当たっては考えてもらいたい。

今、田んぼの価値というのは大変暴落しているんです。ですから、こういうところに8,400万もかけるんじゃないかと、豊郷の田んぼなんて言うのは失礼ですけども、町の工業団地の区画整理予定地の市街化区域の隣やっているような土地が、もうべらぼうな値段で、安い取引がされているんですね。

ですから、こういう金をもし有効に使うのであれば、新たに、ここに余っているんですからね、新たに田んぼを購入して、ため池を造ったほうがはるかに安くなるんです。そういう視点もこれからの事業に当たっては、ぜひ考えていただき、米余り現象の抑止策にもなるんじゃないかと私は思うので、発想をこれからこういうものをやる場合に、ぜひその点についてもお考えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田真美） これは答弁いただきますか。

○11番（円谷 寛） 要らないです。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 円谷議員、小林議員に引き続いての質疑であります。

今お二人の議案質疑それぞれ違う視点での質疑だったと思うんですが、私はその内容をちょっと踏襲しましてといいますか、あるいはまた別角度で質疑をしたいと思います。

まず1点目は、契約そのものについてお尋ねをしたいというふうに思います。

今回は制限付一般競争入札で8,409万6,600円の契約金額であります。6社あったということですが、これ恐らく臨時全協等でも説明あったと思うんですが、6社の金額、社名それぞれ教えていただきたいと思います。

私の一般質問の一番最後の質問の中でも、この件も含めてのことになると思うんですが、あらかじめこの点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

あとは、先ほど請け差といいますか、お金の話で1,600万程度余るという話でしたが、以前の説明だと搬出まで含めて1億10万円を予算で計上しているはずですよ。その中で、恐らく引き算すれば1,600ということだと思うんですが、これはこの契約そのものは、その搬出まで含めての金額なのかどうか、設計とかはって話がありましたけれども、それとは別に今度搬出まで含めてこの金額でやっていただけるのかどうか。

そうすれば、実際に残った額が万が一、小林議員がおっしゃっているように、この工事をいずれ変更契約する場合、変更請負契約する場合に活用できるということもあると思いますから、その辺のお金の詳細をお尋ねしたいというのが1点であります。

続いては、この工事、私は全然素人なんですけれども、以前に借俣池の浚渫工事があって、それは皆さんご存じのように5,000万何がしで落札したものを八千二百何万、正式に言いますね、変更前が5,049万で落札したものを3,179万円増額した8,282万円で変更請負契約をしたものであります。

その内容については、詳細は触れませんが、あるいは執行側のほうでも、設計のほうについてどうのこうのって話はあって、私たち議会のほうもある程度こう詳細をたださせていただいて納得はしたところであるんですが、今回、私はそれとちょっと比較するような形でちょっと見てみたわけでありまして。

単純にちょっとお聞きしたいと思う点がありましたのでお尋ねします。

まず1点目は、今回は固化剤散布工ということで、セメント系固化材を最初からお使いになるという工事でした。借俣池のときには最初は生石灰を使って、そのあとに今度それができないということで、セメント系のものを使った工事に変更した。そのためにお金がそれだけで2,500万程度増えたわけですけども、最初から今回それを、生石灰を使わないで、セ

メントを最初から用いたという理由をお尋ねしたいのと、借俣池ではセメントの固化材が646トン使っています。そういうふうに説明もらっています、役場執行から。それに対して今回はサカサ池では1,143.5トン使うというふうな説明もらっています。私詳しく分からないんですが、この辺の量の問題というのは、どのように決まってくるのかお尋ねしたいと思います。

というのは、逆に考えれば、これが増えれば、それだけ倍すれば、この分にかかるお金のかなんていうふうなものを思ったものですから、その辺の詳細をお尋ねしたいのであります。

あとは、先ほど城ノ内地内の廃棄場所については円谷議員から質疑がありましたが、これは百聞は一見にしかずで、私もちょっと近いうちに見てこようとは思ってはいるんですが、前回もその道路ですか、要らなくなった土を固めてしまって、セメントで固めた状態にして廃棄したと。今回もまた同じような形で廃棄をしたということで、先ほど課長説明だと捨場と、置場じゃなくて捨場というふうな表現をされた。

しかし、先ほど円谷議員おっしゃったように、今、盛土の規制条例とかあちこちでできていて、そういったものとは直接は因果関係はないと思うんですが、関係はないと思うんですが、捨場であってもいずれはそこは仮に置いてあるだけで、そういったものをどこかに処分しなくちゃなんないんだというふうに思うんですけれども、その辺の取扱いはどのようになっているのか、あるいは計画はどのようになっているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

以上、2点について質疑の段階でお尋ね申し上げます。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目、契約関係でございます。

今回6社から参加がありました。まず入札の額ですが、入札は消費税抜きの金額になりますんで、ご了承いただきたいと思います。

まず、1社目が有限会社成田、7,645万。2社目でありますが、三金興業株式会社、8,300万。3社目になります、藤田建設工業株式会社、8,200万。今回応札されまして落札した株式会社渡辺建設さん、これ消費税抜きですが7,644万6,000円。5社目でありまして、三立土建株式会社郡山支店、8,200万。6社目になります、壁巢建設株式会社、7,670万。

以上になります。

2点目になります。

今回、予算につきましては排出までで1億10万円の予算となっています。

処分につきましては、この中で、まず今回の契約の中で運搬まで含んでいるという形になります。運搬までということをご理解ください。

あと3点目になります。

借俣池と比較してどうかということございます。今回、借俣池の浚渫に当たってそれぞれ問題点が明確になりました。

当初の消石灰、生石灰の利用では固まりが遅いと。それだと期間もかかってしまうし、逆にお金も量も多く入れるということで、金額も増していくということで、セメント固化剤ということで変えたというのが借俣池の事情でございます。その関係で大きな金額になってしまったという状況でございます。

今回サカサ池浚渫工事に当たっては、その辺のことも考慮しながら、設計に当たっては試験を行いました。その試験の結果に基づきましてセメント固化剤を使用して固化するという形で考えています。

なお、あくまで設計の段階だと全てやれることはないので、実際には浚渫をしながら、また期間を時間を置きながら、固まりやすいような状況にしたいという形で考えていますので、なるべくセメント固化剤の使用を控えるような形、減らすような形に進めていきたいというふうに考えております、ということでございます。

最後になります。城ノ内地内の土捨場でございます。

こちらは令和5年度に土捨場ということで窪地、もともと窪地のところでございます。そこを埋立てをもともと持っている町の土地ですが、窪地に埋立てをして行うという形で、近隣の地権者から同意を入れながら、それで進めるという状況でございます。

ご存じ昨今の問題でも盛土の問題が非常に出てきております。そういうことでは、今回の土捨場については、基本的に窪地に土を入れ込むという形で、それが処分という形で考えております。ですので、それをまた別なところに持って行って活用するということは、今のところ考えておりません。

以上、答弁させていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質問ありませんか。

9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私からの再質疑でありまして、先ほど入札金額、6社の金額をおっしゃっていただいたんですが、3社目の8,200万と入れた会社ちょっと建設名が会社がちょっとよく聞き取れなかったもので、ちょっとお尋ねしたいのと、私の記憶がちょっと正しければですけれども、1社目言った成田さん、有限会社成田さんが7,645万、今回落札した渡辺建設

が7,644万6,000円ということで、僅か4,000円の差ということですか、これ。

まして、この渡辺建設さんは6,000円ということで、ここだけ1,000円単位までこれ入れているんですか、これ。ほかのところはゼロ、1,000円ですよ、これ、万単位。この辺の解釈をどのようにお考えか。

ちゃんと入札が行われていれば、一番安いところにこしたことがないといいますが、最低入札価格というか、それは私は知らないところに、執行のほうで入札の委員会のほうでしているところにあると思うんですけれども、私含めこれは誰も分からないはずですから、しかし、この6,000円が気になるんですよ。

この辺の解釈をお答えいただきたいのと、あとは、先ほどセメント固化剤の話、これ私も素人なんですけれども、よく考えればいろいろ本見て調べたら、これ時期的な問題とかでもう使う量が変わったりするんですね。

恐らくじめじめしたような、ちょっと水をたくさん含んでいる場合には、固化するにはたくさんの固化剤が必要なんだろうから、それこそ、これから梅雨どきなんかをやったりしたり、雨降ったりしたときにやったらば、たくさんかかるんでしょうけれども、乾燥した時期にやれば少なくとも済むのかななんていう素人考えです。私は素人ですから。

ですが、そういった努力もしてもらえば、安く済むんだらうなというふうに思うんですけれども、しかし、それは、あとは企業のほうでやることになるんだと思うんで、もうこれ入札して金額が決まれば、あと企業がどう安くやろうと、それは企業の企業努力ですから、これ手抜きではないですよ。企業努力で経費を安くして最大の効果を生むのは、これはどこの企業でもやっていることですから分かるんですけれども、その辺の努力をされるんだと期待して、今聞いておりました。

あと、その辺ちょっとお尋ねしておきたいなというふうに思ったんです、今のところ、金額ちょっと聞いていて、ちょっとあれと思って、あとは、一般質問の中でも私、一番最後の最後の質問にこれ入れて、この件ばかりじゃなくて、契約関係でいろいろ過去3年分の契約について、総ざらいつてわけじゃありませんけれども、お聞きしたいなと思ったんで、聞くことはあるんですが、取りあえず再質疑の段階では今の質疑をさせていただきます。

あと1点。今回、設計会社、株式会社日本測地コンサルタントという会社だと思うんです。私に頂いて、これ皆さん頂いた図面に書いてあるんですが、これは前回の借俣池のとき、そのときには、ちょっと実はこんな同じような図面もらわなかったんで、幾ら私が資料全部持っても調べても出てこなかったんでないんですが、設計会社は同じかどうか、その辺についても、もし前の借俣池のときの会社名分かれば、あわせて教えていただければというふうに思います。

再質疑とさせていただきます。

以上です。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目、3社目の業者ですが、藤田建設工業株式会社、失礼しました、になります。

あと価格の話ですが、入札価格については、こちらでどうのこうのとは言えませんので、一応千円単位でも当然ながら適正な入札額というふうに考えています。入札では競争が働けば働くほど、そういう事案は出てきやすいのかなというふうには思いますが、なお、それはあくまで業者の入札額ですので、一概に言えないというの思いますので、ご理解いただきたいと思います。

続きましてセメント固化でございます。今回の6月定例議会で議案の上程させていただきました。

実際入ってくるのは、当然が揚水終わった後になりますんで、8月下旬とか9月から実際に水を抜いて、それから行うという形になります。当然ながら、セメント固化剤を入れる前に、ある程度養生する期間が必要になります。養生期間が1週間で取れば、ある程度固化的には見込めるということの試験結果も出ておりますので、それに基づきまして、業者にも指示をしながら進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、設計でよろしいですか。

設計しているところでございますが、こちらは借俣池と同じ業者のほうで落札して設計を昨年度、令和5年度に行ったところでございます。

以上でよろしいですか。

以上、答弁させていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号 サカサ池浚渫工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（角田真美） 挙手多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第18、議案第78号 高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 根本 博 登壇]

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第78号 高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）の請負契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。

161ページをお願いします。

このたびの請負契約につきましては、高速道路をまたぐ町道橋館越橋の修繕工事であり、施工延長が38.8メートル、幅員4.5メートルの橋面の防水工、さらには橋梁床版が主な工事の内容となります。

今回の工事につきましては、去る5月23日に2社の参加により、制限付一般競争入札を執行し、契約金額及び契約の相手方が決まりましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めています。

1、契約の目的、高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）。

契約の方法、制限付一般競争入札。

契約の金額、1億29万8,000円。

契約の相手方、福島県郡山市開成5丁目12番9号、壁巢建設株式会社、代表取締役、壁巢達弥。

以上、議案第78号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 恐らく臨時全協の中で質疑があったと思うんですけども、今、2社という、応札というか入札した会社があったと思うんですが、それぞれを教えてくださいと、金額含めて教えてくださいと思います。

この高速道路の修繕工事も昨年、前回のときは、平林橋、五斗蒔橋のときは、実は1社だけの入札だったんですよ。今回2社ということで、こういう競争して入札するのは当然のことだと思いますから、よかったなと思うんですけども、そういったこともあったんで、ちょっと業者は今回どこ応札したのかなということでお尋ねをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回は2社の入札でございます。

まず1社目が藤田建設工業株式会社、9,550万円。2社目、壁巢建設株式会社、9,118万円、それぞれ消費税抜きの金額でになりますのでご理解いただきます。

以上、2社の入札金額です。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） お尋ねをいたします。

この金額、補修工事のね、こういう高速道路の跨道町道橋修繕工事、こういうものは、町費だけで負担をして直すものなのか、あるいは高速道路の管理者からも何ぼかのお金が出るのかをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こちらにつきましては基本的に町の道路ですので、基本的に町が負担して行うということになります。

ただ、これにつきまして、国の道路メンテナンス事業という事業に該当しまして、国の補助金を活用して行うという状況です。当然ながらNEXCOさん、高速道路事業のほうからは一切負担はないという形になりますし、逆にこちらが負担しながらやるという形になってしまうという状況になっております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 円谷議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 道路公団でなくて今は民間になったんですか。そして、その高速道路の管理者から出ない。しかし、国から何かちょっと今引っかかったんですけれども、お金がというような話があったんですけども、それは具体的にどの程度を国からは出るんですか。再度お尋ねします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。  
都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

こちらについては、国の社会資本整備交付金事業の中の事業の1つとなっております。ですので、大体2分の1程度の補助金が交付されるという状況になります。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私の再質疑でありまして、先ほど円谷議員から質疑あった点を私、継続してちょっと質疑をしたいと思うんですが、ここに私の手元に、これは5月の定例全協の資料がありまして、先ほど社総金、社会資本整備総合交付金の内示状況について説明が、やり取りがあったんで、この表を見ていたんです。

確かに、この中の10番に道路メンテナンス事業で橋梁長寿命化修繕事業で、多分そのときの説明でこれ口頭で言っていたいて、私メモしたんですが、今回の館越橋入っているんですね。実際、国にお伺い立てて予算、これだけやるから、これだけ国から来るよということをお願いをしても、残念ながらこのお金が来ない。

ちょっとこれはどこの自治体も確かにそのとおりだと思うんです、厳しいのは分かるんですが、そういう中において、結局はそうなりますと、町の持ち出しがということになるので、その辺はどのようにお考えなのかということ。

というのは、確かにこれ今回申請して半分ですか、半分ぐらいの予算、国から来るだろうというものの半分ぐらいしか来ないという状況なわけですよ、これ見ると。ですから、それを見ると、やっぱり町の持ち出しがもうおのずから出さざるを得ないということが分かるので、それがどのようにお考えかということと、あと恐らくこのような形で今後もやっていくんだなというふうに思うんです。

先ほど平林橋、五斗蒔橋の件、前あったということで、今回館越橋だと思うんですが、そ

のように、例えば老朽化、50年ぐらいなると思うんですけれども、そのような形で5年ごとに点検して、また老朽化のためにやんなくちゃいけなそうなところは、今のところ町でどのぐらい把握しておるのかということをお尋ねしておきたいと思います。

これからちょっとこういったことがお金かかってくることになると思うので、ちょっと知りたいので、お尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 吉田議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

5月の定例の全員協議会で内示額についてのお話させていただきました。

大変低い状況ということでお話しさせていただきました。今回につきまして昨年度の繰越事業、令和5年度からの繰越事業と今年度の補助事業、こちらを活用して実施するというところで行っております。

ただ、それもなかなか財源を確保するの難しいという状況ですので、ただ、だからといってやらないというわけにはいきませんし、途中で終わるということもできませんので、こちらにつきましては、財政と協議しながら、起債等の借受けでしながら進めていきたいということで安全を確保していきたいというふうに考えております。

もう一点目が今後の老朽化の橋の件です。

5年に1度点検を行いながら進めていくという状況でございますが、現在、高速道路橋については大体ここで一旦終わるんですが、川に架かっている橋、特に大きな橋、借宿橋ということで久来石から天栄へ抜ける橋、こちらも大きな橋でございます。

こちらも大分、敷設から長い時間たっていて、大分老朽化しているという状況がありますので、これについても今後解消に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

その時期については、まだ未定でございますが、そういう形で進めるという状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第78号 高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため、3時15分まで休議いたします。

休議 午後 3時07分

開議 午後 3時13分

○議長（角田真美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第19、議案第79号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第79号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事請負契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

162ページをお願いします。

このたびの請負契約につきましては、鳥見山陸上競技場管理事務所等の改修工事であり、主な工事内容につきましては、スタンドの防水改修、外壁等の塗装改修、トイレ改修、照明のLED改修とあります。

今回の工事につきましては、去る5月23日に8社の参加により、制限付一般競争入札執行し、契約金額及び契約の相手方が決まりましたので、請負契約を締結するために地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事。

契約の方法、制限付一般競争入札。

契約の金額、1億3,837万2,300円。

契約の相手方、福島県須賀川市上人垣161番地、笠原工業株式会社、代表取締役、笠原賢二。

以上、議案第79号について提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第79号ですが、これについても恐らく臨時全協で説明があったと思うんで、大変申し訳ないと思っていますけれども、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

8社の入札ということで、入札の社名、金額を教えてくださいというふうに思っています。

あと、以前に全協で説明があったと思うんですが、その際の資料はあるんですが、その際に、当初の予算額ということで話があったと思うんですが、当初予算では幾らを見込んでいたのかということ、それを合わせてご答弁賜ればというふうに思います。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず入札額でございますが、こちら消費税抜きの額ということでご理解いただきたいと  
思います。

まず1社目が高田工業株式会社、1億4,030万。2社目、株式会社横山建設、1億3,720万円。3社目、三金興業株式会社、1億4,000万円。今回、入札、落札した笠原工業株式会社、税抜きで1億2,579万3,000円。5社目になります、藤田建設工業株式会社、1億4,388万円。6社目になります、荒牧建設株式会社、1億3,350万円。7社目、株式会社渡辺建設、1億4,224万円。最後、8社目になります、国分土木工業株式会社、1億5,000万円でございます。

なお、こちらの予算額ですが、当初予算の説明書類がありますように、鳥見山陸上公園の改修工事、工事代として1億6,700万が当初予算額として計上しております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第79号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第20、議案第80号 鳥見山陸上競技場公認検定用器具等備品購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第80号 鳥見山陸上競技場公認検定用器具等備品購入契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

163ページをお願いいたします。

このたびの備品購入につきましては、鳥見山陸上競技場の日本陸上競技連盟第4種ライトの公認競技場の取得に向けて、競技場に常備する用器具等について老朽化による損傷及び劣化等があることから、公認検定品の用器具等を更新し、今後控える公認検定のための規格検定に備えるため、必要な備品を購入するものです。

5月21日に2社による指名競争入札を実施し、契約業者が決定いたしましたので、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、鳥見山陸上競技場公認検定用器具等備品購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、2,923万8,000円。

4、契約の相手方、福島県郡山市八山田5丁目314番地、長谷川体育施設株式会社福島営業所、所長、山崎哲也。

次のページをお願いいたします。

購入する備品につきましては別紙の内訳のとおりで、上からブレイクラインマーカールなど全34種類、数量は合計で183点となります。

以上、議案第80号の提案理由をご説明申し上げました。審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番議員の円谷ですが、この備品購入3,000万円というのは、多いんだか少ないんだか分かりませんが、この入札にたった2社しか応募がなかったというのは特殊な業種なんだからかもしれないですけども、やはり本来の競争入札で競争してもらうためには、2社ではちょっと少ないんじゃないかと思うんですけども、この辺の見解をお尋ねしたい。

本当の意味での競争にはならないような、慣れ合いなんかが同業者の中で生じる心配もありますので、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回の入札に関しましては、指名競争入札ということで、工事請負等資格者名簿の物品に登録されている業者から指名をしたものでございます。

やはり今回の備品につきましては、日本陸連の公認検定用器具等の取扱いができる業者ということで、どうしても登録されている業者が数が少ないといったところが現状となりましたので、登録されている2社の指名とさせていただいたところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今日の最後の予定の議案でありますけれども、先ほどと同じく2社の今度は指名競争入札ということで、2社の社名ですね、金額、それぞれ幾らだったということをお教えいただきたいと思ったのと、あと今回指名競争入札ということで、課長の説明がある、いわゆる登録業者の中のリストの中の2社ということだと思っております。

登録業者というのは、私詳しく分からないのですが、専門の分野だと思っておりますので、確かにこういう限られたもの、専門的なものは、指名競争入札が適している部分もあるんですが、先ほど来から契約関係ずっとやってきたんですけれども、基本的には入札というのは、やはり一般質問で私言いますけれども、だんだんこの市町村でも、いわゆるこの普通の入札、一般競争入札がそちらに移行してきているんだと思っております。

郡山あたりはほとんどがといいますか、かなりの部分がやはり入札のあるいはこの契約関係が適正化されるために一般競争入札化しているわけです。要するに指名競争入札や、あるいはその他のそれこそ制限付きの一般競争入札でさえも減らし、誰でもがどの業者もが入札できるような仕組みになって、公平公正な入札がされているというふうに思っています。

そういう中で話戻しますが、指名競争入札を取らざるを得なかったという理由は、先ほどご説明いただきましたけれども、その登録業者というのは、どのようなものなのかなんですね。

結局リストとありますが、例えば県内でこの2つあったからこの2つから選んだのか、日本全国の中で何業者あって、県内でどうだったからということなのかかなんです。逆に言わせれば、今は市町村とか都道府県とか関係なく全国どこからでも、できれば安くですね、安くいいものを入れるとはこれ誰でも、一般の人間の消費者としてはそのように私も思います。安くいいものを入れたいと思っていますから、できれば、やはり先ほど円谷議員おっしゃったように、たくさん業者に競争させて、同じものであれば安いものであったほうがいいということになるわけですから、その辺の見解を改めてお尋ねしたいというふうに思います。

詳細は重ね重ねになりますが、一般質問で総合的な入札関係やりますけれども、しかし、その辺の見解、あるいはその登録業者とは何なのかという、そもそもそこからしっかり説明をいただいておりますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず今回の入札の参加業者でございます。

まず1社目が株式会社サトウスポーツでございます。入札金額につきましては、税抜き価格となります、2,790万円でございます。

次に、2社目が今回の長谷川体育施設株式会社福島営業所になります。入札金額が税抜きで2,658万円でございます。

次のご質疑でございます。

今回、指名競争入札というふうなところで、どうしても購入する備品がある程度専門性のある備品だというふうなところで、名簿に登録されている物品の中から指名をさせていただきました。

まず、その名簿のほうでございますが、こちらにつきましては、鏡石町のほうに入札参加を希望する業者のほうから、登録というふうなところで申請があった業者というふうなところになります。ですので、まず業者のほうで鏡石町のほうの入札に参加したいというふうなところで申請があった業者の中から、今回、備品を取り扱える業者ということで選定をさせていただきました。

どうしてもスポーツ用器具、それも日本陸連の公認検定の取扱い業者となりますと、やはりスポーツ用品店の数も多くなく、どうしてもこのような2社というふうになったような結果でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

9番の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 再質疑ですが、今の課長の答弁だと、町のこの今回の入札に参加したいと言っている業者は、既に登録、2社登録されていてということですか、されているから、登録されているからその2社に頼んだということで理解していいのか。

でも、それよく考えれば、町の入札に参加したいというのは2社、あらかじめその登録業者を設けておくという理由は何なんでしょうか。

逆に登録業者など設けなくて、この入札やりますからということで広く募れば、逆にその都度その都度1個1個で入札できるんじゃないのかな。もちろん先ほど課長おっしゃっているように、専門性とかそれは分かるんですが、例えば専門性はあるといっても、先ほど来申し上げたとおり、全国にあちこちにあるわけですから、私はむしろ、逆に町がそれを、数を絞っているんじゃないのかなというふうに曲解してしまいそうな感じになってしまうので、その辺の仕組みをもう一度教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

まず入札の業者をどうして登録しているのかということでございます。

町では2年に1回、町の入札に参加していただける業者を、これについては、本当に日本全国を対象として応募をしてございます。しかしながら、日本全国の全ての会社が鏡石町の入札に参加してくださいというわけではございませんので、あくまで希望する業者、鏡石町の入札にご協力いただける業者を広く募りまして、そこで手を挙げていただいたところを登録しているということでございます。

なお、この登録の業者につきましては、いろいろな、県知事の経営の許可を得ている証明を得ているとか、ある程度信頼の置ける業者さんのほうに登録をいただいているというところでございます。町のほうでは、入札のときには、やはりそのような県知事や国土交通大臣のほうから許可を得ている、市内における優秀な業者さんを指名したいということで考えてございまして、2年に1回、それらの業者を公募しているというような流れであるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第80号 鳥見山陸上競技場公認検定用器具等備品購入契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 次に、日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第3号から陳情第7号までの陳情5件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時36分

第 2 号

令和6年第4回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年6月7日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 島 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼 出納室長 農業委員会 会長	佐 藤 喜 伸	選挙管理 委員会委員 長	草 野 孝 重
	菊 地 栄 助		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑 川 憲 一 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

まず初めに、日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

〔「議事進行について発言を許可いただきたい」の声あり〕

○議長（角田真美） 休議いたします。

休議 午前 10 時 01 分

開議 午前 10 時 02 分

○議長（角田真美） 会議を再開いたします。

吉田議員。

一般質問の前に、議事進行についての質問でございます。

○9番（吉田孝司） .....

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

◎一般質問

○議長（角田真美） それでは、日程第1、一般質問を行います。  
一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 熊 倉 正 磨

○議長（角田真美） 3番、熊倉正磨議員の一般質問の発言を許します。  
〔3番 熊倉正磨 登壇〕

○3番（熊倉正磨） おはようございます。

3番議員、熊倉正磨です。よろしくお願いいたします。

今回も、この議場の中にある町のことを思う多くの方々の思い、これをしっかりと感じながら、執行の皆様と問答に臨ませていただきたいと思います。

まずは、沖縄北谷町の子供たちと鏡石町の子供たちとの交流についての件に触れさせてください。

コロナ禍により中断されていた北谷町の子供たちと鏡石町の子供たちとの交流の再開が決まり、今年2月には北谷町の子供たちが鏡石町へ来てくれました。鏡石町からはスポーツ少年団所属の子供たちが代表して、もちろん北谷町の子供たちもスポーツ少年団所属の子供た

ちだったわけですが、スケートと歓迎レセプションにおいて交流を楽しんでいました。

特に、北谷町の子供たちはスケート、スキーと、沖縄では体験できないことをこちらに来て体験でき、大変喜んでいました。このように再開した交流を今後も継続していただきたいと願っていたところ、早速今年の夏、今度は鏡石町の子供たちが沖縄北谷町へ行くことが決まりました。これは非常に喜ばしく、子供たちにとって、この経験は大きな財産になると確信しております。

また、以前はスポーツ少年団所属の子供たちの交流に限られていたので、ぜひその制限を外して、町内全ての子供たちに交流の機会を与えてほしいとお願いしたところ、今回、北谷町へ行く子供たちは、スポーツ少年団所属の子供たちに限らず希望者を募るとなっていたので、これもまた町の子供たちに広く貴重な経験ができる環境を整えてくれたこと、うれしく思いました。ありがとうございます。

今後とも町の子供たちに様々な経験をさせてほしいと思います。これがいずれ子供たちのためばかりでなく、町のためになると信じております。このようなことから、町が子供たちのことをよく考え、大切にしていることが分かり、大変ありがたく思います。

そんな中であります。ここから、私の質問に入らせていただきます。

1、小学校の教育関連についてであります。

これは、私の息子が中学校から配られたお便りを見た時のことです。これを見て驚きました。それは保護者宛てに校長名で配られたものであり、教員未配置に伴う1学年国語科の対応についてというものでありました。少し読み上げてみます。

「現在、国語科教員が1名未配置になっております。それにより、1学年の国語の授業が実施できない状態が続いており、生徒、保護者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしております。しかしながら、この未配置の状態が続きますと、授業進度の遅れが進む一方となり、生徒への影響も危惧されます。そこで、生徒の学習機会の確保を最優先に考え、配置がなされるまでは下記の対応をさせていただきます。」ということで、本来担当ではない先生がそちらを担当し、また、その先生が本来担当していたところは別な先生が担当するということになっておりまして、ほかの先生たちが協力し合って不足を補っているようでありました。

実際、中学校へ赴き、現状確認と今後の対策について尋ねてみたところ、先ほど申し上げたとおり、不足の部分を先生方が協力し合って補っているということでありました。ただ、本来ならその部分は通常ではない仕事であり、先生方の負担は大きく、疲弊の色が出てきているというのがあると。早く解決してほしいということでありました。

さらに、これは今現在の話であり、新年度、新学期が始まった時点では2名未配置だったということであります。1名に関しましては4月下旬から来てもらうことができたようで、

それに至っては退職されている先生にお声がけをして復職してもらい、来てもらったということでした。それも重ねて驚きました。

中学校がこのような事態になっている中、一小、二小はどうなっているのかと思い、一小、二小にも伺い、現状を確かめてきました。すると、一小、二小とも、現在教師の不足はなく授業をされているということで安心しました。

しかし、よく聞くと、新年度の教師の配置について県から発表があった時点では一小、二小ともに1名不足の状態があったようでした。そこから、退職されている先生などに声をかけ、新学期スタートには間に合わせたということでした。まさか、このようなぎりぎりところで先生を確保しているとは知りませんでした。これは非常に深刻な問題であると思います。

国としてもこの事態を深く受け止め、令和4年に文部科学省が教師不足に関する実態調査を行っております。これによると、令和3年5月1日の時点で、公立の小中学校合わせた教員不足は1,701名、小学校794校、中学校556校であり、ほぼ20校に1校で教員不足が発生しているということでありました。その中でも、福島県はその割合が全国上位に位置しておりました。

この結果を踏まえ、今後教師不足を解消するために、国は多くの新しい試みを考えているようですが、すぐに結果が出るようなものではなく、不安は残ります。何にせよ、このような状況において、かわいそうなのは子供たちです。もちろん先生方も負担があり、大変でしょう。これではよりよい教育がなされる環境が整いません。子供たちの育成は鏡石町の未来と直結しているとは間違いありません。

そこで、(1)の質問です。

鏡石町の小中学校の教員不足について町はどう考え、どう対処したのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） おはようございます。

ただいまの3番議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

教員不足に関するいろいろな問題については、今、議員のほうからお話があったとおりでございます。

本町の教職員の不足につきましては、お話にあったとおり、小学校においてはぎりぎりの状況で教職員の必要数が満たされて、現在不足している状況ではありません。中学校におきましては、理科と国語について最後まで決まらずに、4月になって理科が配置されたという状況で、現在、定数23名に対して22名の配置となっており、1名の不足が生じているという状況になっております。

しかし、教員が足りないからといいまして、生徒の学習をおろそかにするわけにはいきませんので、先ほど校長から保護者への文書にあったように、中学校の対応としては、生徒の学びに影響が生じないように校内で十分協議し、特定の教員に負担過重にならないように、複数の教員で分担して授業を進めているところでもあります。私も行きましたけれども、現在のところ、子供たちは落ち着いて学習に取り組んでおり、学習の遅れもなく授業が進められているという状況であります。

教職員の任命権というものは、議員もご存じだと思いますけれども、県にありまして、その適正な配置は県の責任であります。残念ながら、昨年度末に人事を担当する県の出先機関であります県中教育事務所より、幾つかの見込み違いが生じて、鏡石中学校で4月当初からの国語科の教員配置が難しい状況にあるという連絡を受けてからは、町の教育委員会といたしましても、あらゆるつてや情報をたどり、県中、県南地区の該当する免許を持つ方々にかなりの数、鏡石中学校で教鞭を執ってもらえるようお願いしてきたところですが、残念ながら勤めていただける方が確保できない状況で、今に至っているというのが事実でございます。

今回の1名の未配置につきましては、県中教育事務所の所長からも教員配置の見通しの甘さについて直接謝罪がございまして、最優先事項として、鏡石中学校に配置できるよう全力を尽くしますという言葉をいただいておりますので、県中教育事務所の人事担当との連携を図りながら、できるだけ早急に教員不足が解消できるように、今後とも全力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、教育長からのお答えいただきまして、町や教育長も大変心苦しい中、先生の配置がまだなされていないということで、県の担当、しっかりと鏡石中学校に対しまして不足している先生を配置していただきたいと願うところであります。

次に、（2）、今後この教員不足の状況が続くと予想できます。町はこれをどう考え、どう対応していくのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

教職員不足につきましては、先ほど議員のほうからもありましたように、福島県に限らず全国的な課題になっておるといふふうに認識しております。県の状況についても、必要な教員が未配置の小中学校が今年度も現在でもかなりの数あるということは聞いております。

教職員が不足するという事は、先ほど議員からもありましたように、小中学校での児童生徒の学習面や生活面に大きな影響があり、きめ細かな指導ができず、学力の低下や落ち着いた学校生活ができなくなるなどの心配がございます。そのため、県に対しては給与等の待遇改善による教員の確保や、少人数教育の拡充を図るための教職員数の確保と増員、また、採用試験の見直しによる教員の確保等を強く要望しているところです。

今年度も来月、市町村の教育委員会連絡協議会として県の知事部局、県教委、市町村の会長、副会長さん、そして委員さん方、そういった方々に直接要望を行う予定でございます。

なお、国のいろいろな施策というのもございますので、県に対して国にも強く働きかけるようお願いしていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 私も今、教育長がお答えになりましたが、実際この問題を調べてみて分かったことは、国からの補助金や県の取組などによるところもあり、町や教育委員会ができることは限られていると感じました。

しかし、子供たちのことを考えたとき、頼れるのは町や教育委員会であります。一小や二小で話を伺ったとき、足りていない先生を探すに当たり、教育委員会、特に教育長のご尽力により見つけていただいたと感謝を述べていました。これは私からも感謝を申し上げるところであります。今後とも、子供たちが安心して学校教育を受けられるように努めていただくことを切に願うところであります。

次に、（3）であります。小中学校の着衣水泳教室の必要性を感じているが、町はどう考えているかというところでございます。

これは以前、中島議員がプール授業に関して質問していたとき、執行が、プール授業の中で子供たちが数ある泳法を身につけることを目標とはしていないという旨のことを言っておりました。福島県は海、湖、河川など、遊びに行くことが可能な水場がたくさんあります。水難事故に遭わないためにも、たとえ泳げなくても知識と対処法を知っていれば、助かる可能性が格段に上がると思います。私はこの着衣水泳教室、これの必要性を感じておりますけれども、町はどうお考えでありましょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学生が海や川などでの水難事故から自分の命を守る知識と技術が学べる着衣水泳の授業は、自分の命は自分で守るという視点からも、重要な学習であるというふうに認識してお

ります。小中学校の水泳授業は、大変限られた授業日数の中で、泳げるようにということを狙いとして実施しております。町の小中学校では、これまで着衣水泳などの授業については実施しておりませんでした。

しかし、町民プールすいすいの指定管理者からは、確認しましたところ、着衣水泳も実施可能であるというふうな連絡を受けておりますので、小中学校での着衣水泳などの授業の実施については、その大切な意義を踏まえ、今後、学校と協議しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えておりました、実際、今、協議を進めております。

なお、小中学校での水難事故防止対策としましては、夏休み前などには、川や海などの遊びの際には必ず大人の人と一緒にいくこと、あるいはライフジャケットを身につけることなどの指導については行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

この件について、私もまずは第一小学校の校長先生にお話を伺ったところ、校長先生としては非常に前向きな考えを示してくれました。また、二小に関しては教頭先生が対応してくださったんですけれども、校長先生に伺う必要があるということで、明言は避けておりましたけれども、非常に感触はよかったと感じました。

そして、私もすいすいに話を聞いてみました。着衣水泳は施設としては可能であると、先ほど教育長が言ったように、そのようなお答えをいただいております。また、すいすいでは年に一度、救助訓練として監視員が着衣のままプールに入る、そのような経験、施設としての実践といいますか、経験がありますので、施設の方々も慣れているのかなと思っております。

ただ、1つ懸念されることとしては、水の汚れ具合というところがございます。着衣水泳を行った場合、どうしても水が汚れると予想されます。そこで、これは私からの1つ提案ではありますけれども、すいすいの館内長期の清掃の直前のタイミング、水を交換するタイミングがあると伺っております。その直前のタイミング、そこで着衣水泳教室を行う、そうすれば問題はないのかなというふうに感じておりますので、ぜひ子供たちのために着衣水泳教室を行っていただきたいと思っております。

次に、鏡石町の災害時用備蓄食料品についてであります。

(1) 食料アレルギーに対するものになっているかどうかということでございますけれども、これに関しては東日本大震災以降、特に自然災害が多く、一時避難や長期避難所での生活の中で出てきた問題の一つであり、苦労した方々が多かったというふうに聞いております。

ちなみに、内閣府の避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針では、アレルギー疾患がある方は要配慮者に位置づけられており、アレルギー対応の食料の備蓄や食事に関しては配慮が必要であると示されておりますが、町の備蓄食料はどうなっているのかお教えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

防災用備蓄食料品については、鏡石町地域防災計画に基づき、家屋から食料の非常持ち出しができない避難者の方の食料を確保するため、健康福祉センター及び鏡石一小体育館の防災備蓄倉庫において、味付ご飯1,200食、保存用パン1,440食、スープ600食、野菜ジュース300本などを備蓄しております。

また、町民の皆さんの中には食品アレルギーをお持ちの方もいることから、特定原材料である卵、乳、小麦、エビ、カニ、落花生、そばの7品目を使用していない備蓄食料品として、野菜カレーやパスタも少量ですが備蓄しております。

現在は食品アレルギー対応の備蓄食料品の種類も増加し、品質も高まっておりますので、アレルギーをお持ちの方にも一般の方にも、安心しておいしく食べていただけるように、アレルギー対応の備蓄食料品に切り替えながら、備蓄を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、食品アレルギー対応の食品、これも少量ではあるが、備蓄しているというお答えでございました。

この少量というところが少し気になる場所でありまして、当たり前でありますけれども、食品アレルギーがない方は対応食も食べられます。しかし、アレルギー疾患者はアレルギー対応食しか食べられない可能性がありますので、その割合といいますか、食品アレルギーに対応するその食料品、これをもう少し少量ということだったので、どのぐらいかちょっと定かではありませんけれども、その割合というのをもっと増やしていただければ、いろいろなところに対応できるのかな。

もし、鏡石町は十分であったとしても、近隣町村でそのアレルギー対応の食品がない場合に、そちらへももしかしたら援助というか、ということも可能性があることも考えた場合、先んじて準備しておけば、町に対しても近隣町村に対しても、非常によい取組になるのではないかなと考えますので、ぜひそのところもう少し割合を増やしていただければと思ってお

りますので、どうかご検討いただければと思っております。

また、この備蓄食料品ということで、実際その賞味期限というのがあると思います。実際、何十年も同じものを備蓄しているわけにはいきません。その期限が来たら交換するというふうになると思います。町ではその賞味期限が近くなったものに対しまして、いろいろな方法で町民にお配りしたりしているというお話も聞きました。

ただ、それだけでは賄えずに、やはり廃棄してしまうものもあるというふうにも聞いております。それに対して、今後は広報紙などで告知していただいて、配布会、そのようなものをしていただいて、なるべく賞味期限が切れそう、ただ廃棄するようなことはないような取組、こちらもぜひ考えていただきたいと思っておりますので、これは要望として申し上げておきます。

次に、3であります。

町公民館グラウンドについてであります。

(1)、送迎場所、駐車場として指定される場合があります。しかし、あそこのグラウンド、公民館のちょうど裏手になりますけれども、雨の日などは歩くのも困難であります。これは私も苦い思い出がありまして、特に中学校の入学式や卒業式などにも、親も正装で臨むときに、当日、または前日が雨降りだと足場がかなりぬかるんでいたり、大きな水たまりができていたり、足元が大変なことになります。

町はこの状況を把握しているのか、また、把握しているのであれば何か対応策を考えているのかお答えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公民館グラウンドにつきましては、議員がおっしゃるとおり鏡石中学校におきましては、中学生の登下校時の送迎が必要な場合の送迎場所や、参観日など学校行事の臨時駐車場として使用を許可している状況でございます。おっしゃるとおり、雨天時につきましては、グラウンドの出入口につきましては、まずは水たまりが大きいたまるといった状況があります。また、全体的にも水はけが非常に悪いグラウンドになっております。

ですので、中学校におきましては、雨天時についての送迎場所としましては、そういった場合には公民館の正面のロータリーなどを使ったり、学校行事の臨時駐車場として、公民館グラウンド以外にも健康福祉センターの駐車場などを使用するというふうなことを聞いてございます。

公民館グラウンドにつきましては、公民館自身におきましても昭和49年に建設されたもの

でありまして、グラウンド自体の在り方なども含めて、総合的に老朽化対策を検討しなければいけないというふうには考えてございます。

なお、公民館グラウンド、そういった水はけが悪い、水たまりができるといったときには、職員のほうで溝を造って水を流すような対応などをしてしておりますが、なかなか改善には至っていないといったところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今のご答弁だと、現状は把握していると。ただ、今後そこに対しての対応策というのは、今のところ考えていないというふうに私は受け取りました。

ただ、中学校に用事がある方に関しては、今まであそこを使用しておりました。なので、ほかの場所、今、課長が示していただきましたけれども、あの場所よりも遠いところになります。そうすると、やはり学校に近いところがいいかなと思うのが保護者などの思いだと思います。

あそこ、やはりほかにも使用する場面というのがあると思いますので、ぜひ抜本的ということまではいかないかもしれませんが、もう少し水はけ等のことを考えた対策をぜひしていただきたいと思っておりますので、今後ぜひ検討していただいて、雨の日対策をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次であります。

4、全国消滅可能性自治体の公表についてであります。

(1)、鏡石町は対象外でありました。これを町はどう捉えているか、また、どんな理由で対象外となったのかと思っているのか、そちらをお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

過般、報道で全国消滅可能性自治体の報道がございました。その中に、ご質問のように本町は対象外として入っております、こちらについては2020年から2050年までの若年女性の減少率、20代、30代の女性の減少率が41.3%ということで、本町の数値が出ておりました。

この状況についてでありますけれども、県内では33自治体がこの中に入っていて、本町はその対象外というふうな状況になっておりましたので、その理由については、本町については交通の利便性に加えまして、都市計画に基づきますコンパクトな町づくり、また、駅東の

土地区画整理事業の進展等により、若い方が転入されているのが多いのかなというふうに捉えているところでございます。

しかしながら、本町においても、この社会減41.3%を危機的な状況として捉えなければならぬというふうにも感じておりました、そちらについては過般6月4日に、県の町村会の総会がございました。その席で県知事も、福島県内33町村以外、いわゆる対象外になったのが13自治体であります。浜通りの13自治体は対象外、この調査外になっておりましたので、7割近くがいわゆる消滅可能性都市になっているというふうな状況は、県としても危機的な状況として捉えているというふうな状況でありまして、知事が、本県では大玉村が30.0%、そして西郷村が32.1%という数字でありまして、そのほか都市部では郡山が本町と少し違いますけれども、41.4%というふうな数字が出されております。

いずれにしても、それぞれの対象外になった自治体、安心できますかというふうな質問をしております、それについてはいわゆる33自治体に入らなかったから安心ではないというふうなことで、福島県としても、かつては210万人の県人口がありましたが、今180万人という30万人ほどの人口減少、これは外的な要因もありますけれども、そんなことを踏まえながら県全体、そして自治体共通の課題として捉えるべきではないかというふうな提案もございましたので、私もそれに賛同をしております、何かその対策を全体で取り組まなければならないというふうに感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、町長にお答えいただきましたように、町としてはこの交通の利便性、また若い方々が転入している、これが理由ではないかということでありました。これは私も同じような考えでございまして、若い世帯が多いというのが1つ、理由として考えられるのかなというふうに感じております。

鏡石町は、さらには県外や町外からの移住定住者に対しまして、支援事業というのを多数用意しております。その成果とも私は考えてございまして、例えば鏡石町の移住支援、移住支援金給付事業、また、来て「かがみいし」住宅取得支援事業、鏡石町若者定住者JR通勤補助金交付事業、鏡石町若者定住促進奨学金返還支援事業等、こういう町が行っている事業、これも理由の一つではないかなというふうに考えております。

それはすばらしいことだなというふうに思っておりますけれども、そこはいろいろな支援というのがほとんどでありまして、お金がかかるものであります。また、そのような補助というのはいつまでも続くものではないとも考えております。町に来てくれるきっかけとしてはそれでもいいかもしれませんが、しかしそこから住み続けてもらうためには、プラスアル

ファが必要ではないかとも考えております。

それは何かと考えたときに、やはり子供の教育だと私は考えております。若い世代というのは、子育て世代というふうにも考えられます。子育て世代の若い世帯にとって、子供たちの未来、これは重要なところでございます。町の教育方針がすばらしく、鏡石町ならば期待を持って子供を育てていけると、そう思ってくれば、助成がなくとも移住定住者は増えるのではないかと考えております。そんな町づくりがこれからは大切だと私は考えておりますので、そのような取組もぜひしていただければなと思っております。

(2)でございますが、今後はそれにどう対応していくかというところをお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

先ほどの質問の中にも回答させていただきましたが、これまでの本町の立地条件を踏まえた中での交通の利便性、そしてコンパクトなまちづくり、そして土地区画整理事業等の事業の継続を含めまして、さらに若者が住んでみたい、住みたいという移住定住の施策についても、継続して進めていきたいなというふうに感じております。

私がかねて、今、熊倉議員さんもおっしゃられておりましたけれども、子供たちについては、子供は町の宝、そして町の未来であるというふうな話を、いろんなイベントの中で話させていただいております。

そして、まちづくりは人づくりというふうに言われておりますけれども、そんなことをまさに私も思っておるところでございまして、これから子育て、少子化対策の事業にも重点的に取り組みながら、我が町の持っている魅力を発信していきたいなというふうに思っています。

そして、我が町を好きになる人を増やしていく、郷土愛を育てていくというふうなものも非常に大事な施策でありまして、人づくりは、子供たちにかけてのお金は何十年も続きます。物はいわゆる耐用年数がありますので、なくなってしまうますが、子供たちの気持ちの中にある鏡石町で育った、鏡石町で育てられたという気持ちは、鏡石町をもし離れても鏡石町の思いは伝わってくるのかなというふうには思いますので、そんな施策を含めながら、いわゆるこの消滅可能性都市の中には、いろんなメニューを準備してチャレンジしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正磨議員。

〔3番 熊倉正磨 登壇〕

○3番（熊倉正磨） 今、町長がおっしゃった考え、また、子供たちへの思い、これはぜひ鏡

石町として今後とも末永くそのような考えを持って、いろいろなことに取り組んでいただきたいと切に願うところでございます。

それでは、次に移ります。

5、町の人材や資源を活用したイベントについて。

(1) 鏡石町は、ミニトライアスロンなどのいろいろな大会を開催できる環境が整っていると思っております。それに関しましては、町にはすいすいがあります。また、このたび新しくなりました陸上競技場があります。スイム、ラン、そして町内を自転車で走り抜けるバイク、まさにトライアスロンができる環境が整っていると思います。特に、ランに関しては鏡石駅伝・ロードレース大会を実施しているので、経験値があります。

また、自転車に関しては前回も申し上げましたが、この町には今、町島議員、また柿木さんと、自転車に関しまして非常に優秀な方々がそろっております。町島さん、柿木さんのことは前回もご紹介しましたが、自転車競技の、また元オリンピック選手、そして東京オリンピック日本代表コーチを務めた方です。このような方が今いるこの幸運を生かさないのは、非常にもったいないと思っております。

町としては、このようなイベントが開催できると思っておりますが、可能かどうか、お教えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町の鳥見山公園におきましては、議員のおっしゃるように、陸上競技場及び室内のプールを備えておりまして、環境としましては、おっしゃるようなミニトライアスロン大会等につきまして、開催可能な措置というか、単品はそろっているのかなというふうに思っております。

ただ一方、実際、じゃ開催というふうになりますと、その可能性というものを検討する必要があります。トライアスロンなどの競技におきましては、その距離についてはいろいろとバージョン長くしたり短くしたりというのがありますが、やはりどうしてもちょっと走るといふ点、バイクという点におきましては、会場がどうしても広範囲になってしまうかなといふことがありますので、そこら辺はちょっと困難な部分が見られるのかなというふうに、全体的にもちょっと課題が、クリアすべきことはあるのかなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、可能であるということをお答えいただいたというふうに私は取りま

した。

ただ、課題が多いということも事実だと思っております。私、ミニトライアスロンと言いましたけれども、確かに考えてみると、すいすいを使って水泳となると、コースが限られております。参加人数などを考えたときに、あそこで対応できるかというのも1つ、難しいのかなというふうにも考えております。

そこで、デュアスロンという、スイムはなしでラン、そしてバイク、走ることと自転車、この2つの競技で行うものもあるというふうに聞いております。それであれば、もう少しハードルが下がるのかなというふうにも感じております。

どちらにしても、先ほど申し上げたように町島議員、そして柿木さんというような非常に素晴らしい人材がこの鏡石町にはそろっております。これをぜひ2人にご協力いただいて、このようなイベント、このようなものを実施すれば、鏡石町にとっても1つ大きな特徴になるのかなというふうに感じておりますので、ぜひ今後、いろいろとクリアしなきゃいけない問題はあると思いますが、検討していただきたいと思っております。

次に、(2)であります。

先ほど来、申し上げますが、元オリンピック選手やコーチから直接指導を受けることができる。これを強みとしたイベントや教室など、このようなものを町としては開くことができるのかどうか、お答えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

元オリンピック選手やコーチなどからの直接指導していただけるというようなことについては、その競技力の向上のみならず、オリンピック精神の涵養など、町にあります総合計画におきまして、スポーツにおける町づくり、次世代を担う人づくりに十分寄与できることではないかなというふうに考えております。

元オリンピックの選手やコーチの方につきましては、イベントや教室の開催に加えまして、県の事業でありますサイクリングロード整備等もございますので、様々な形でご協力願えないか、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ぜひ検討していただきたいということでございます。

今、自転車人口というのは、人気漫画なんかもありまして、その影響もあり、ニーズは多いというふうに私は感じております。ぜひ検討していただいて、よい案を出し、実施してほ

しいと思っております。

それでは、次（３）、これは今（２）で申し上げた部分でございますが、これを体験型のふるさと納税の返礼品として活用できないかということでございます。

これは天栄村にふるさと納税の返礼品として、ノーザンファーム天栄見学ツアーというのがあります。このノーザンファーム天栄というのは、関東所属の競走馬、これを中心にトレーニングやリフレッシュなど、馬の調整をする施設であります。ここは有名馬も来まして、ここで調整などを行うことがあるようであります。また、レースに出場する馬が調整に来るということもあり、ふだんは公開はされておられません。

それが、ふるさと納税の返礼品として見学ができ、馬と触れ合うことができる。一緒に写真を撮ったりできるなどというのも聞いております。そういうことができるということで、非常に人気の返礼品となっているようであります。そして何よりも、それによる収入は非常に大きいと聞きました。

このように、品物だけではなく、貴重な体験をしてもらうことを返礼品として扱えるならば、先ほど来、申し上げているように、町島さんや柿木さんから自転車に関するコーチングや整備技術指導など、直接受けることができるというもの、このようなものを体験型のふるさと納税の返礼品として活用できないかと思っております。どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

体験型ふるさと納税につきましては、議員のおっしゃるように全国でも取組が進んでおりまして、例えばフルマラソンの出場権やサーフィン体験とか、あと鉄道運転の体験なんというのもあるように聞いております。スポーツ体験活動についても、返礼品が増えているというふうになっております。

本町におきましては、体験型ふるさと納税の返礼品につきましては、委託業者等の連携によりまして検討は進めているところですが、まだそのスポーツ部門とか、そういう運動系の部分については、まだちょっとアイデアが出ていないところでございます。そのスポーツ教室やイベントなどを返礼品にする案につきましては、今後の課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 先ほど来、何度も申し上げて名前を出させていただいて大変恐縮ですが、町島議員や柿木さん、このような人材が今、鏡石町にいるわけでありまして。人間であります

から、いつまでもいてくれるわけではありません。このような方々が元気で、また町に協力していただけると、その間にぜひ、そのようなことは検討して実現させていただければと願うところであります。

以上、私の質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで、換気のため11時5分まで休議いたします。

休議 午前10時56分

開議 午前11時02分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 東 悟

○議長（角田真美） 次に、4番、東悟議員の一般質問の発言を許します。

4番、東悟議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） おはようございます。

4番議員、東悟です。

私は若年で立候補して、町議員として早いもので9か月たちました。その間、町民の皆様からご意見を聞いております。木賊町長をはじめ、町発展のため、頑張っていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

早速ですが、一般質問にいきたいと思ひます。

鏡石駅前通りの北原境線から南方面笠石419号線までについてなんですけれども、（1）としまして、センターラインが薄くて見えなくなっているが、対応はということで、駅前通り南北に走る町道ですが、北原境線から南方面陸橋まで、笠石419号線の旧道、熊野神社に出るまでのセンターラインが薄くなっています。

駅前から南方面陸橋までは、前に引き直しをしているので薄くはなっていないのですが、陸橋から先、笠石419号線が熊野神社に出るまでのところと、北原境線北方面、点滅信号から先が特に薄くなって見えません。早急に対応してもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

道路の白線においては、経年により摩耗した箇所や、行政区や住民から要望があった箇所

について、毎年継続して実施しております。

ご指摘の路線でございますが、特に県道の笠石高架橋から熊野神社にかけて、センターラインが薄くなっている状況については把握しております。

年内には、町内各所においてセンターラインなどの各線の引き直しの工事と併せて、当該箇所も実施していきたいと考えております。道路利用者の安全に今後、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、東悟議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） 対応はしてくださると前向きに、私は今そう思いまして、そういうふうに対応してくださるといふ方向で考えていただいたという感じです。早急に対応していただきたいと思います。

次に、（2）として、笠石419号線南方面に速度標識を設置してほしいということですが、笠石419号線、点滅信号より先ですが、陸橋から南方面の先、速度標識がないですね。その道路をスピードを出す車が多いです。特に朝晩、通勤の時間、帰宅の時間ですか。それが特に目立っています。多いです。

旧道と交わる熊野神社のところの20メートルくらい手前に40キロ標識はありますが、出口の20メートル先ぐらいに標識あっても、あんまり私は意味がないような気がします。速度制限の標識を立ててほしいです。どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅前通りの北原境線から南方面、笠石419号線までの速度標識ですが、制限速度40キロメートルの規制標識が笠石高架橋下の北側付近、笠石多目的集会所南側、児童公園付近、先ほどおっしゃられました熊野神社付近の両側ということで、各1か所設置されております。

町内における速度超過などの交通危険箇所の把握につきましては、警察署との情報共有、行政区の要望、交通安全協会や交通安全母の会、教育委員会、道路管理者などからの意見、要望を町交通対策協議会として取りまとめ、交通危険箇所の把握をしております。

速度標識の新設につきましては、公安委員会等で設置しますので、法的な規制のある標識となります。信号機や横断歩道の新設などと同様となっております。これらにつきましては、町の交通対策協議会から須賀川警察署を通して、県の公安委員会に設置を要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、東悟議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） ぜひとも前向きに対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次、2なんですけれども、子ども食堂について。

（1）子ども食堂について、町はどのように考えているのかということですが、鏡石町には子ども食堂はないと思うんですが、検索したところ1件出てきまして、のんびりキッチンというのがありました。フェイスブックにも載っていました。フェイスブックを見ていて、これは私が思っている子ども食堂とは違うような感じがしました。と私は思います。料理を提供するところだと思っているので、子ども食堂は。簡単なカレーライスとかラーメンとかですね。

鏡石には満足というか、おなかを満たしていない子供たちがいると思うんです。どのくらいいるかは把握はしていませんが、町として考え、話が出ているのか、お尋ねします。どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子ども食堂につきましては、貧困世帯や1人で食事を取る個食が多い子供などに対し、無料や低額で食事を提供する取組で、貧困世帯以外にもいじめや虐待を受けた子供の新たな居場所として期待されております。子ども食堂の数につきましては、令和5年度には全国で9,131か所、県内で174か所、町内では任意団体ののんびりキッチンの1団体が現在活動しております。

なお、現在までに同団体から町に対しまして、子ども食堂の実施場所や食材の調達、活動の周知方法などについての要望が寄せられておりました。その要望に対しまして、町と団体では話合いの場を持ちながら対応をした経緯がございます。

今後も引き続き、子ども食堂の運営に伴う要望などに対しまして、可能な限り町としては支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 4番、東悟議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） ぜひ前向きに検討お願いいたします。

以上で一般質問、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 4番、東悟議員の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 中 畠 伸 子

○議長（角田真美） 次に、2番、中畠伸子議員の一般質問の発言を許します。

2番、中畠伸子議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子） おはようございます。

2番議員の中畠伸子と申します。本日はよろしくお願いたします。

今年、鏡石町の成田原町の添田孝夫さんの田んぼが新嘗祭の献穀田に選ばれました。昨日、まさに木賊町長がお話しされましたが、1983年以来、実に41年ぶりとのことでもあります。年間1,500回にも及ぶ伊勢神宮のお祭りの中でも、そして天皇陛下が自ら執り行う宮中祭祀としましても大変に古くから行われている、年間を通じて最も大事な祭祀と言われております、この新嘗祭の献穀田に鏡石町の添田さんが選ばれましたことは、一鏡石町民としまして誠にうれしく、また輝かしい気持ちでいっぱいでございます。これから米作り、本当に大変であると思いますが、うまくいきますよう、町民の一人として、また一議員としましてもお祈り申し上げる次第であります。

さて、このような形で鏡石町の米作りが例年以上により意味で注目され、また季節柄、田植の時期とあって米作りの話題に事欠かないところに、去る5月16日、岩瀬地方町村議会議員協議会総会と、岩瀬地方町村議会議員協議会懇親会が開かれました。こちらは同じ岩瀬郡である天栄村と、町村の垣根なく隣同士として、様々に議員同士、等しく勉強して協力し合い、岩瀬郡共通の問題に取り組みますことを目的につくられました会であります。

天栄村といいましたら、米どころとして大きく全国にPRをされております。その天栄村の議員の方とお話をするのに、どうして米の話題が上がらないでしょうか。そういうわけで、私が今回、天栄村の議員の方々と接する機会をいただきまして感じましたところを、今回はご質問させていただきます。

1番、令和8年度から3年間、福島県で米・食味分析鑑定コンクール国際大会が開かれます。鏡石町も今年度の予算として116万円の事業費を計上しております。

(1) 鏡石町ではこの米・食味分析鑑定コンクールの予算を使い、一体どのようなことに取り組んでいかれるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

食味分析鑑定コンクール国際大会は、米・食味鑑定士協会及び開催地が主体となり、国内外の生産者、生産団体から応募のあったお米を審査、評価し、安全性や食味を求め、良質な

米作りに日々精進する生産者や生産団体を支援することを目的として、毎年開催されております。

福島県産米は、東日本大震災及び原子力発電所事故により米の生産ができなくなる地域や出荷制限となる地域が生じたほか、現在でも風評被害の影響により、福島県産米の価格が震災前の価格ポジションに回復していない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、福島県関係市町村、JAなどが協力し、米の食味審査、評価を通じ技術力向上への意識を高めるとともに、風評被害の払拭、安全・安心で食味のよい県産米を全国にPRし、価格向上を目的に、令和8年から3年連続で福島県、具体的には中通り、須賀川岩瀬地方、会津地方、浜通り地方において開催されることになりました。

この中でも中通りでは須賀川市、そして鏡石町、天栄村が中心となり行うところでありますけれども、須賀川岩瀬地方では令和8年の開催となることから、令和7年開催予定のプレ大会も含め、主催者の一員として当該大会のスムーズな運営を目指すとともに、風評払拭、価格向上のため、生産の技術力向上などに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

本年は山梨県の北杜市でこの大会が開かれますので、そちらの視察を含め、来年のプレ大会に向けて今、準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ご答弁、町長自ら、誠にありがとうございます。

そうしますと、今、確認したいことが1つあったのですが、来年のプレ大会に向けていろいろ取組を考えているということで、そうしますと、すみません、私の考え違いだったら困るので、もう一回ちょっと質問させていただきますが、この来年のプレ大会は福島県で何かするということなのか、それとも今年度の食味分析鑑定コンクール本大会、国際大会のことなのか、どちらでしょうか。すみません、お答えお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 説明不足で大変申し訳ありません。

本大会は先ほど説明のとおり、令和8年から3年間連続で福島県内というふうなことでございます。そして、令和8年の初年度については中通りで行われるということで、その中心になるのが須賀川岩瀬地方というふうなことでございます。その大会に向けて、1年前でございますので、そちらの準備を進めるためにも、今年からその状況等について視察をしてまいるというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうしますと、予算書の中にごございました国際大会参加費用27万3,000円が今年度の予算として上がっていたかと思うんですが、これは視察代なのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 改めまして、こんにちは。

2番議員の質問のほうにご答弁申し上げます。

今年度、予算書に計上してありますこの27万円、参加費は、関係者の視察研修に係る費用というふうなところで計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 聞いてよかったなと大変思いました。

というのも、この国際大会参加費用とあったものですから、私はてっきり鏡石町の町村の米農家さんに、大会参加費用を毎回5,000円ぐらい、1件とか1人かかるんですよ。それを、もしかして鏡石町でこれ助成するのかなと思って、これすごい取組だなと思ったんですけども、特に今年とか来年のコンクールに向けて、米農家さんに参加して腕を上げていただくためにそういう参加費用を助成するというわけではなくて、運営ですとかそういった米部会ですとか、そういう方の視察研修ということになるということによろしいですかね。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） ご質問に対するご答弁申し上げます。

お見込みのとおりで、今回、予算計上されておりますその費用は、視察研修の費用というふうな形でございます。参加に対する助成というふうな形ではございませんで、食味のコンクールで実際使っておりますメーカーの機械のリースを行いまして、その機械で実際測ってみて、コンクールの検査結果と照らし合わせて、どのぐらいのお米になるのかというふうな確認は行っていこうというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

それで、食味分析リース料、こちらも予算書に載っておりました予算89万1,000円でございますが、こちらのほうは役場の産業課さんに設置するお考えでしたでしょうか。それとも、農協さん等に貸し出すお考えでしたでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） ご質問のほうにご答弁申し上げます。

機械の設置に関しましては、メンテナンスの関係等々もございますので、こちらは関係機関と今後、協議を行いまして、正式に設置場所を決定するというような中身でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 分かりました。ありがとうございます。

では、ちょっと先に進みたいと思います。

この米・食味分析鑑定コンクールなんですけれども、大会そのものは今年で26回目を数えております。去年まで25回行われております。先ほど町長からご答弁ありましたとおり、数ある国内で行われる米のコンテストの中でも最も古く、また世界一の規模を誇る大会でございます。毎年、総合金賞、特別優秀賞が合わせて40ほどの生産者のほか、都道府県・海外地域賞、大型農業法人部門など、様々な賞が設けられております。

そこで、質問いたします。

（2）番、鏡石町では、過去にこちらのコンクールで総合金賞受賞者や特別優秀賞などの受賞者はおられるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

米の食味分析鑑定コンクール国際大会における鏡石町内の金賞、あるいは特別優秀賞を受賞された農業者ということですが、昨年の大会で県立岩瀬農業高等学校のお米甲子園部門といったところへの参加というのは把握しておりますが、一般部門での参加ということは把握しておりません。

参考までということですが、連続5回以上の入賞、総合部門で3回以上の金賞というふうな荣誉に輝いた生産者で構成される国際名稲会、野球でいうところの名球会のような組織になりますが、こちら会員、全国で7名いらっしゃいます。そのうち1名が福島県郡山市の生産者というふうな実績がございます。また、既にご存じかと思いますが、天栄村では現在2年連続で金賞を受賞されている生産者さんが2名ほどいらっしゃるというような状況にな

ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 鏡石町の当コンクールへの参加状況は、全然町で把握されていないというのはちょっとだけ今、残念かなと思いました。米部会、牧場のしづく作っている方の米作り部会ですとかあるので、そういう方と連携していろいろ話があるのかなと思ったものから、ちょっと残念でしたが、これからコンクールが県内で控えているということで、きっとこれから連携して、いろいろやっていただけるんだろうなと思っております。

福島県で3年間、今後、おっしゃるとおりコンクールが開かれるということで、やはりこれは県の威信もかかっておりますので、鏡石町でもこれだけの新規予算がついたというわけで、米産出額が天栄村とほぼ同じ鏡石町も、これはお金もかけていますし、頑張らなければならないんじゃないかなと思っています。

それで、先ほどのご答弁にもありましたように、隣の天栄村ですね。昨年の米・食味分析鑑定コンクールで2名の総合金賞受賞者を出しております。

1人が天栄村栽培研究会の芳賀育実さん、こちら女性の方でして、地域おこし協力隊として2015年10月より天栄村にやってこられた、鮫川村に実家のある方です。2022年と2023年の2年連続総合金賞に輝いております。この方は2017年から天栄村で米作りをしており、天栄村で米作りをして今年で7年目です。つまり、米作り5年で総合金賞を受賞しております。米作り5年です。

そして、もう一人が、天栄村ファームコンソーシアム代表の吉成邦市さんです。吉成さんは長年、天栄村の役場職員を務めておりましたので、ご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、現在の米どころ天栄村の米・食味分析鑑定コンクール9年連続総合金賞受賞の仕掛け人でございます。

このほかにも天栄村には、過去に7回総合金賞を受賞し、世界一の米作り名人と言われ、インドネシアへ米作り指導へも行かれた内山正勝さんと、何人も過去に総合金賞受賞者を出しています。

私は思い切って、どうしてそんなに天栄で総合金賞受賞者が大量に出るんですか、やはり土地がいいんですかと、この間の懇親会で幾人かの議員さんに尋ねてみました。返ってきたお答えは、土地は関係ないんですよ、全てはノウハウなんですよ、ということでした。

そして、その場には今期新たに議員になられました、先ほどの吉成邦市さんもおりまして、天栄村コンソーシアムでしたら何でも教えています、うちだけやっても駄目なんです、みんなやっても盛り上げていかないと駄目なんですとおっしゃっておられました。

それから、私は天栄村の産業課さんに行きまして、もしも鏡石町の役場や農業者が金賞を取る米作りについて教えてほしいと言ったら、教えていただけますかとお尋ねしましたところ、教えるというよりも、令和8年度からのコンクールに向けて共に頑張ってみましょう、一緒にやりましょうと言っていました。

そこで、(3)の質問です。

天栄村役場さんや議員の方もこう言ってくださっておりますし、ひとつ、福島県や鏡石を盛り上げるためにも、鏡石町の農家さんを募って、天栄村の金賞受賞の取組について1回聞いてみるのもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和8年に開催されます須賀川岩瀬地方での食味分析鑑定コンクール国際大会、こちら進めるに当たりまして、今後福島県、管内の市町村、JAなどで構成します実行委員会を立ち上げる予定となっております。この実行委員会では、専門部会を立ち上げ大会の運営というだけではなく、高品質な米の育成を目指す部会などの立ち上げも検討されているところでございます。地域内で受賞者を輩出するような取組も組み込んでいこうというようなところを検討する予定となっております。

今年度の当初予算におきまして、他地域などの先進地から知識を得られるよう、先進地視察の予算措置されております。それらの予算の執行と併せまして、受賞者の育成というところに取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） すごくよく皆さんで考えてくださっているということで、とてもほっとしました。期待したいと思います。

続きまして、2番の鏡石田んぼアート事業についてお伺いしたいと思います。

去る5月25日、田んぼアートの田んぼで田植え祭りが行われました。私も子供と一緒に楽しく参加させていただきました。素晴らしい時間を体験させていただいたわけですが、その中で少し気がかりなことがございました。

というのも、昔、私がまだ若かりし時分、実家でも田植等を手伝っていたわけですが、その田んぼには生き物がたくさんいたものでありました。カエルをはじめ、オタマジャクシ、カエルの卵、アメンボ、それからちっちゃなクモなんかも水面を移動していたような記憶がございます。そのほかにも、もう全然名前も知らないような小さな生き物で、田植時期の田

んぼというのはいっぱいだったわけでありませう。

しかるに、田んぼアートの田んぼを見ますと、カエルもオタマジャクシもカエルの卵も、水面を移動していく小さなクモも見当たらなかったんですね。田んぼアートの田んぼというのは、なるほど確かに、半ば観賞用であります。しかし、昨年も今年も田植、稲刈りと参加いたしまして、お昼ご飯に田んぼアートのお米を頂きました。大変おいしく、子供たちもみんな残さず食べました。しかし、今回田植を行ってみて、あまりにも生き物がいない田んぼには少々不安を感じてしまいました。

そこで、(1)です。

もちろん観賞用とはいえ、人も食べている田んぼですから、国の基準値は当然守られていると思うんですけども、実際のところ、田んぼアートの農薬や化学肥料の使用状況はいかなるものなのでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(吉田光則) 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度の田んぼアートに使用しております6色10種類の稲は、古代米や観賞用米に加えまして、一般的な食用米となります福島県オリジナル品種の天のつぶを使用しているような状況でございます。こちらの育苗をはじめとした実際の作業におきましては、田んぼアート実行委員会にメンバーに入っておられる農家の皆さん、あるいは岩瀬農業高校さん、測量等の作業では建設業協同組合など、専門的な知識、経験を有する方々にご協力をいただいているような状況でございます。

田んぼアートに関しましては、見るだけではなく、議員さんがおっしゃられたように田んぼアート関連イベントのときにおにぎりとして振る舞ったり、収穫した玄米を卒業記念品として贈答品に活用する、食べるといった観点、それから、昨年度は泡盛「天の雫」の原料として活用したり、飲むといった横展開にも取り組んでいるような状況でございます。

このため、天のつぶの収量確保というところも重要な命題というふうに捉えております。一般的な水稲作付作業で使われております肥料を使用し、除草剤などの農薬につきましても、病気を発生させ近隣の水田に迷惑をかけることのないよう、農家さんのアドバイスを受けながら、一般的な農薬使用、除草剤の使用などによりまして育成管理を行っているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 2番、中島議員。

[2番 中島伸子 登壇]

○2番(中島伸子) 詳しいご答弁、ありがとうございます。

もちろん、これは基準の範囲内で専門家の意見を仰ぎながら、また鏡石町も田んぼかなりありますので、そちらの田んぼ、特に近隣の田んぼに影響がないようにということで、非常に気を遣っていると、多少農薬は使わざるを得ないということで、この点は私もよく分かります。

続きまして、(2)番の質問にまいりたいと思います。

私はあの日、参加した日は見つけられなかったんですけども、田んぼアートの田んぼでは、ちなみにどのような生き物が見られるのでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(吉田光則) 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

田んぼアートの圃場におきまして、改めて生き物の採取、調査など実施したこと、これはございませんが、田植や水の管理、稲刈りの作業時には、田んぼアートの圃場におきまして、カエルやアメンボ、イナゴ、バッタといった生き物を目にする事、これはあります。これらを捕食するクモとか蛇とかヒルとかといった生き物も、生息確認しているような状況でございます。

田んぼアートの圃場につきましては、一部いわゆる土側溝になっております。人工物のコンクリート側溝によって囲まれた圃場よりは、幾分自然環境に近いというふうな状況に考えられまして、こういった生き物にとっては、そういったコンクリートに囲まれた圃場よりは幾分住みやすい環境にあるのかなと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 2番、中島議員。

[2番 中島伸子 登壇]

○2番(中島伸子) 今、ご答弁いただきまして、大変にほっとしました。

というのも、私が見たときには本当にいなかったんですよ。本当に何もいなかったんですね。あれ、田んぼってこんなだったかなと、ふと苗を一生懸命植えながら考えたものなので、意外というんだなということが分かって、本当に今ほっとして、よかったな。

確かに昨年、稲刈りに行ったときに、近隣の田んぼの、やっぱり周りの水の流れる辺りにザリガニとか見つけて、確かに子供たち騒いでいたんですよ。だから、いないわけではないだろうとは思っていたんですけども、一応聞いてみようかなと思って、意外とたくさん、私が見ていないときはいつも出ているんだと思ってほっとしました。

ちなみに、ここに名前がなかったんですけども、例えば蛭なんか飛ぶのでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

蛍というふうなところ、水辺のきれいなところに生息するというふうなところでございます。あいにく夏場の夜間、田んぼアートの圃場に行って蛍を確認するという作業をしておりませんので、正確には確認していないような状況でございます。

全国的な傾向としまして、メダカとかタガメとかゲンゴロウが絶滅危惧種に指定されていたり、あるいはドジョウが準絶滅危惧種に指定されていたりと、やっぱり昔と環境は大分変わってきているというふうな状況にあるということで、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 今、ご答弁いただきまして、私家が仁井田にありまして、あそこから須賀川方面に散歩をたまに夜とか、たまに行くことあるんですよ。そして、夏なんかは須賀川なのかな、鏡石なのかな、こっちから鏡石に向かって仁井田のあの県道、会津に行く県道を行きますと、右側のやぶですね。あの中に私は蛍を見たことがあるんですよ。こんなところにも蛍いるんだなと思って、あれ、じゃ、もしかしてこれ鏡石町にも蛍いるんじゃないのかな、呼べるんじゃないのかなと思ったんですよ。

今のところ、私も鏡石町内に住んでいまして、残念ながら蛍は見えないんですが、天栄村の議員さんとこの間、話したところによると、天栄村には当たり前のように蛍が飛んでいると。天栄村はやっぱり米・食味鑑定士協会さんの環境王国認定なんかも受けていて、本当に取組が先進的な、環境に取組を行っているわけでありまして、なので蛍も飛ぶんだろうなと思ったんですけども、隣の天栄で飛んで、すぐその鏡石と須賀川のところまで蛍がいると、大分やぶなので、人の手が入っていないところなのであれなんですけれども、田んぼアートの蛍なんか飛んでくれたら、すごく風情があるなという素人のわがままで、今ちょっと申し上げてしまうんですけども、今すごくすばらしい、今日、答弁をいただきまして、こんなに資料を用意したのに読むところがなくて、どうしようかなと思っているんですけども。

そうですね、やっぱり農薬、もちろんこれは基準を守らなくてはならないと、そしてなおかつ、やっぱり何種類も古代米ですとか、いろんなものを植えて、そこで絵を描くと、もうプロ中のプロがこれに携わっているわけであって、最低限の農薬もやっぱり使うだろうと、もちろんこれはすごくよく分かるんですけども、やはり先ほど町長が熊倉議員のときの答弁におっしゃられたとおり、子供にけるお金というのは何十年も生きるという、これ本当にすばらしい答弁だったなと思って、私メモしたんですけども、それと同じで、やはり環境、これにけるお金というの、何十年も何百年も何万年も生きると思うんですね。

今、田んぼアートの圃場がほかの一般的な田んぼよりは随分といい環境のはずだよというご答弁をいただいて、本当に私、そうなんだと思ってうれしかったんですけども、かなり無理なことを言っているなというのは自分でも分かるんですけども、あの田んぼアート大変な中でね。しかし、そのプロの方々が集まっているところで、何とかこれ減農薬とか有機肥料とかにだんだんしていただきますと、鏡石町に蛍なんか飛ぶんじゃないかなと思ったりもするんですけども、(3)の質問です。いかがなものでしょうか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

これは(3)でいいんですね、中島議員。

○2番(中島伸子) (3)でお願いいたします。

○議長(角田真美) (3)ですね。

○2番(中島伸子) はい。

○議長(角田真美) 産業課長。

○産業課長(吉田光則) 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

田んぼアート事業、こちら、年間2万人を超える観光者が訪れます。町を代表する観光コンテンツ、こういったところに成長しております。観覧に来られる皆様に満足いただけるような絵柄の制作、クオリティーの維持を最優先というふうなところでございますが、おっしゃられるように副次的な効果としまして、田植や稲刈りなどの農業体験を通じまして、子供たちをはじめ、幅広い年代の皆様へ農業への関心を高めていただくことといったところも、期待するところでございます。

本事業におきましては、先ほど答弁させていただいた内容にもありますが、見るだけにとどまらず、食べる、飲むといった具合に事業の横展開、広がりを図っているような状況でもございます。食用米の栽培という水田本来の機能、役割も併せ持っているというふうな状況にあります。

今後、隣接の水田、水稻作付への影響に十分留意しつつ、水田への描画の品質、クオリティーを維持し、米の収量確保を図るという田んぼアート事業に取り組んでまいり中での、貴重なご意見として承らせていただきたいと存じるところでございます。

なお、減農薬、それから減化学肥料というふうな観点でございますと、鏡石町の米作りにおきましては、特別栽培米というのがそれに当たるのかなというふうなところでございますので、こちらの普及にも取り組んでまいりたいと、このように考えているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 2番、中島議員。

[2番 中島伸子 登壇]

○2番（中畠伸子）　そうですね、本当に田んぼアートでやはり観覧をしてもらって、そして3Dアートとか、いろいろそういうのもやって、その上、収穫して食べてもらって、さらにお酒までにするには、かなりお米も収量が要るということで、これ本当に難しいんですよね。減農薬、有機肥料にしますと、どうしても収量は落ちるということで、天栄村さんなんか聞いたときにも、金賞受賞米にするのには相当収量を落としているということを知ったので、もうこれはやはり大変なんだなと。

逆に言うと、私、天栄村の金賞米食べさせていただきまして、鏡石町の前で大変言いづらんですが、本当おいしかったんですよね。という、やっぱり減農薬ですとか減化学肥料ですとか無農薬ですとか、そういうお米はやっぱり間違いなくおいしいんだろうなとも思うんですね。

牧場のしずくさんの取組、本当に部会さん、大変すばらしい取組をしているなと私も思っています、ちょっとでも寄与しようと思って、私もこの間かんかんてらずに買いに行きまして、大変おいしく食べさせていただきました。特に、うちの次女のほうにすごいクリーンヒットしてしまって、何かすごくおいしかったみたいです。ありがとうございました。

それで、そうですね、難しいなと思うんですけども、おいしいお米を作ろうとすると収量が確保できないということで、田んぼアートからお酒を造りたいというのは分かるんですけども、もしかするとこの田んぼアートのところからというよりは、やはり地域でお酒を造るお米というのを募集して作ったほうが、お酒になるのと食べるのと品質は同じでいいのかなとか、そういうことを考えると、もしかするとお酒なんかは別でもいいんじゃないのかな、そうしたら収量を減らして何とか減化学肥料、減農薬とかにできないかなということも考えたりもしますので、ぜひ方向性として、そういうこと等も今後検討していただけたらと思います。

というのも、このコンクールなんですけれども、初めに戻って申し訳ないんですけども、金賞受賞を目指す方の大半が減農薬、減化学肥料でございます。中には無農薬、無化学肥料でやっている方も結構、総合金賞に引っかかってこられる。大体、常連さんなんですけれども。

そう考えますと、やはり農薬の少ないお米、有機肥料のお米、こうしたお米はおいしいんだろうなということになってきますと、鏡石町全体の食味向上ですね。これ、減農薬ですとかそういう取組は、必ずこれに寄与していくであろうということが考えられますので、町として今、もちろん部会さん頑張っておられるということ、私も認識しております。すばらしい取組だと思います。これをもっともっとほかの米農家の皆さんにも広げていただくということについて、ぜひアピールですとか考えていただけましたらと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 以上で、2番、中畠議員の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時53分

開議 午後1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 次に、6番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 皆さん、こんにちは。

午前中に引き続き、お疲れのところですが、ちょっと耳を傾けてください。

通告に入る前に、ちょっと一言述べたいことがあります。最近私、ちょっと言葉を見ていまして、驕りという言葉ですね。うまへんに、きへの橋という字のつくりのほうですね。それについてちょっと感じたことがありましたので、通告前にちょっと時間をいただきたいと思えます。

ご存じだとは思いますが、意味としては、おごりというのは、自尊心及び自分に値打ちがあると感じることとあります。そのおごりについてちょっと述べさせていただきますと、人はえてして、その身分に長期間いたり、知名度や世間一般的に言われる社会的立場上、上位者と言われる人の中に、大きな勘違いをしている人がたまに見受けられます。馴れ、うまへんに川の馴れとありますが、そういう人が周りで見受けられて、そういう人がやや多いというふうな、ある著名な方が申しておりました。

どんな行動に出るかといいますと、一般的にいろいろありますけれども、例えば相手を威圧、恫喝、罵倒する行動に出やすいと言われております。最近では、北海道のある国会議員がそんな感じで告発されている例もありましたけれども、もちろん私の身近にはおりませんが、一般論として述べさせていただきました。

さて、通告に入る前ですが、今回の1番、かがみいしスポーツクラブについての（1）に入る前に、かがみいしスポーツクラブ、私も数年いたことがあるんですけれども、当クラブは増子陽太選手やウエイトリフティングで活躍している遠藤姉妹、その他、多々輩出しており、その功績は文化的な教室も含めて注目すべき点が多々あります。スタッフの中には優秀な方もおり、ますますの発展を期待するものです。

さて、今回の（1）、これは（3）とちょっと関連性があるんですけれども、なぜこうい

うふうな質問をするかといいますと、最近ではないですけれども、以前から元会員とか会員の方と接する機会がいろんな場所でありまして、スポーツクラブは運営が大変なのかというふうな質問を受けます。というのは、(3)の関連ですけれども、協賛金という通知が毎年来ると。それで、やっぱり運営が苦しいのかというふうなことを聞かれます。

それで、今回の予算書、今年度の町の予算書を見てみました。そうすると、流動資産約2,900万以上、有してあると書いてあります。そして、当クラブへの町からの補助金、年340万を補助しているんだよということは、言える方々には言っています。そうすると、その協賛金を頂かなきゃやっていけないのかなと言う方に、話せるときにはそれを説明しております。

そこで、1番の(1)番になります。

補助金のその年数と、今までの総額は幾らスポーツクラブへ補助しているかということをお聞きします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長(大河原正義) 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

かがみいしスポーツクラブにつきましては、国が推奨する総合型地域スポーツクラブとして平成21年2月に発足しており、町といたしましては平成21年度から補助金を交付しており、令和5年度までの15年間分を合計しますと4,455万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 6番、町島議員。

[6番 町島洋一 登壇]

○6番(町島洋一) ありがとうございます。

(2)のほうにいきます。

この前の予算書を見させてもらったときに、今まではゼロだったと思うんですけれども、前年度はゼロ、今年度から地代家賃40万という項目があります。月3万3,000円ですね、月割にすると。それは部屋数とか床面積、それに光熱費込みでこの数字はあまりにもという数字と私は感じてはいるんですけれども、今まで徴収しなかったろうということで今、質疑しているんですけれども、そのしなかったのは、取りあえず去年はゼロだったんですね。それはなぜ徴収しなかったか。

それに付随して、その改築、これは改築をするからではなしに、金額の再検討をすべきではないかと私は思うんですけれども、それについてお願いします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

かがみいしスポーツクラブの事務所につきましては、鳥見山陸上競技場内に置くと、クラブの定款にうたわれております。このことにつきましては、当時、行政主導で発足し、当初から鳥見山陸上競技場内を事務所としており、現在に至っております。

総合型地域スポーツクラブの目的や役割には、スポーツや文化を身近な地域で親しむことや、初心者からトップレベルに合わせた多種目、多志向での参加できるものなど様々あり、地域に根差したコミュニティの核として定着するまでの役割を尊重してきたもので、使用についての料金算定は行っておりませんでした。今年度から行政財産の使用料として規定に基づき算定しておりますので、賃貸料としまして負担していただくことといたしました。

また、今年度実施します陸上競技場管理事務所改修後の賃貸料につきましては、財政担当課と協議をしながら算定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

世間一般の常識的な数字が算定されますよう、お願いします。

要は、補助金は、こんなこと言うのもなんですけれども、町民の税金であります。それで月約3万3,000円というのが、町民がそれが分かり得たら果たしてどのように思うか。取れ取れという意味合いじゃなくて、世間一般的な常識の線を期待しております。

次、（3）、先ほどの協賛金の問題とはダブるんですけれども、これに関して町は把握していたのか。ある業者からはその資料は入手していますけれども、それを町としては把握していたか。

それに付随してですけれども、予算書の決算書を見ると、寄附がゼロとなっているんですよ。だから、これは寄附ではないのかという、ちょっと通告書にないものも1つありますけれども、それに対して答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

総合型地域スポーツクラブでは、市町村からの補助金のほかに、活動運営に必要な財源として、会費による収入、受託事業による収入、助成金、寄附金や協賛金などといったものが考えられます。

かがみいしスポーツクラブにおきましては、町内企業や商店などの個人事業者がクラブを継続的に応援し、個人会員への特典を設けるなど、賛助会員として会費収入を得ているもの

と認識しております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 今のところに関連してですけれども、これは今の今の質問で申し訳ないんですけれども、寄附金とは別なんでしょうか。

私が何人かに、こういうものが来た、賛助会員お願いしますというのは、相談、どういふふうなことをやっていてどういふようなのと聞かれて、答えられることは、さっき言ったような資産はこれだけあって運営が難しいとは思えないよとは言っているんですけれども、それは町で突っ込むところかどうかは分からないんですけれども、寄附金じゃないのかということなんですよね。答えられる範囲でお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

賛助会員というふうな認識でございますので、賛助となりますと継続的な支援を念頭に会員になることというふうに認識しておりますので、一時的な寄附とはまたちょっと違う部分があるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 私のちょっと知識の足りなさから、そこに入るべきだという考え方とプロの方々の考え方の違いがあったかもしれないです。分かりました。

じゃ次、2番、町内の小中学校のプールについて。

(1)で、これは私、実際はちょっと塀を乗り越えなきゃならないので、見には行ってないんですけれども、例えば私の知り合いの子供にその場で電話して聞いたときに、例えば二小の方に聞いたときに、プールの中に動物の死骸があったりするよとかと、汚くなっているよというふうなのは聞いて、まだ確認していないんですけれども、聞いたところによるんですけれども、それで結構、ここに解体というふうに書いてあるんですけれども、かなりのお金がかかると思うんですよ。

だから、さってばさどできる状況ではないと思うんですけれども、これは何年後とか予算のあれがあると思うんですけれども、あるのかですね。あとはそれからの話になるんですけれども、跡地利用というのが、それからの話になるんですけれども、可能な範囲でお答えしていただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校の学校プールの今後の方向性としましては、学校プールを解体しまして、学校敷地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。学校プールの解体につきましては、おっしゃるとおり解体費用が多額となりますので、計画的に解体を進めてまいりたいというふうに考えておまして、今年度につきましては、一番古い鏡石中学校の学校プールの解体の実施設計の業務を行っているところであります。今後、次年度に向けまして解体工事を予定したいというふうに考えております。

跡地利用としましては、学校から駐車場や駐輪場として利用したいとの意見などもありますので、それぞれの学校の状況を踏まえ、協議をしながら利活用について検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。ですので、今後、残りの一小、二小、小学校の学校プールもございますが、そちらも順次計画的に解体に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

次、3番、公民館グラウンドについての質問をしたいと思います。

午前中に、熊倉議員もそれに関連した質疑があったんですけども、今、夜間照明、使えるかどうかはちょっとこっちは分からないんですけども、下がぬかるみでちょっと悪いと、それも含めてなんですけれども、あそこのグラウンドを今度、昔みたいに仮設住宅なんかもあったりしたんですけども、今後、使う予定、考えがあるのか、それが運動とか別に。あと、照明器具が使えるのかどうかも含めて答えてもらえればと思います。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公民館グラウンドにおきましては、議員もご承知のとおり、東日本大震災による応急仮設住宅が平成29年12月に撤去され、元のグラウンドとして現況復旧されておりますが、現在、運動するためのグラウンドとして使用している団体、また個人がいない状況であり、現在の利用状況としましては、消防団組合活動や、先ほど3番議員のお話でも答弁もさせていただいたと思いますが、中学校での参観日や中体連活動などでの駐車場、また生徒の登下校時の送迎時の一時的な駐車場所として利用されております。

今後、活用につきましては、現状のグラウンドが全体的に水はけが悪い状態でありまして、社会教育施設でもある公民館自体の老朽化対策と併せまして、グラウンド自体の在り方についても総合的に検討をしていかなければいけないものというふうに考えております。

なお、夜間照明につきましては定期的に点検もしておりまして、使える状況にはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

何しろ水はけが悪いところなので、大変だとは思いますが、お願いします。

あと、次に、4番にいく前にちょっと前置きというか、それに関連したことなんですけれども、これは余談にはならないと思うんですけれども、先日、1か月ぐらい前でしたか、ある国会議員の話聞く機会がありまして、その代議士の先生は常々、どうしてできないか、どうしたらできるか、それを考えている。あえて名前は言わないようにしますが、県内の代議士さんです。それをずっと思ってきてやっている。

ものづくりからそういう建設関係から入って、そういうふうな予算委員長なりなんなりになったという、そういうふうな感じで、これはもうそのどうしてできないか、どうしたらできるか、これは我々一般の、スポーツマンも含めて一般の人も含めて、かなりいいフレーズだなと思って、今あえて述べさせてもらいました。

そして、その反対にこういう人はいないと思うんですけれども、鏡石には。やる気があるのか、どうしたらやらないで済むかという考えている輩がいるのか。町内にはいないと思います。そういう相反した人間もいるから、そういうことを含めていい話を聞いたという感じで、今ちょっと4番の前に述べさせてもらいました。

じゃ、次、4番、構造改善センターについて。

(1)、前に9月でしたか、第1回にトレーニング施設のアンケートなりなんなりというのが質疑の中でありまして、それを着々と進めてくれているんだと思うんですけれども、今の進捗状況、私が広いところに移動してもらえないかと、これは要望として、私個人の考えだと何でできないのかなと、そんなに障害があるのかなというものはあるんですけれども、進捗状況をお知らせ願えればと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

構造改善センターのトレーニングルーム等の検討状況につきまして、昨年度なんです、

利用者からの声などを聞くため、利用者の一部ではありますが、トレーニングルームと軽運動場の利用者から現場で直接、聞き取り調査を行っております。

聞き取り調査では、トレーニングルームの利用者からは、利用人数が多くなると狭く感じるなどの声などがあつたり、あと軽運動場の利用者につきましては、トレーニング機器を軽運動場に置くことについて、子供がトレーニング機器を触ってけがをしないか心配などの声がありました。

現状、聞き取り調査をしております、この結果などに基つきまして、また今後もさらに状況について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 検討という言葉が結構出てくることが多いんですけども、具体的に期間とかどういうふうにするか、今聞いていた話の内容からすると、私は推進の気持ちがあるんで、子供が遊ばないように何かを、乳幼児は来ないと思うんですけども、1人では。そういうことをまずやってみてはどうかと思うんですけども、今の答弁からの考えでそういう質問なんですけれども、検討を具体的にぴったり何日というわけではないんですけども、そういう検討という言葉、検討して物事は始まるんですけども、そういうことを答えられる範囲での期間をお知らせ願えるか。

あと、そういう、私が今思いつきで話している入れないような柵ということはないですけども、そういうのを設置する気持ちがあるか、検討してもらえるか。急な質問で申し訳ないですけども、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

利用者の声としてありました軽運動場にトレーニング機器があつて子供がけがをするかどうか心配だというふうな声の対応としましては、確かに議員おっしゃるとおり、軽運動場の中の仕切りみたいなものをちょっと考えていくといったことが考えられます。

あと、その時期的なところといいますと、すみません、現在ではそのいついつまでに検討をして実施していきますといったところがまだ決まっておりませんので、時期等についてはご勘弁いただければなというふうに考えてございますが、現在、そのトレーニングルームの利用者、あと軽運動場の利用者ということで、あくまでその構造改善センターの利用者の皆様が使いやすいようになる施設になるべく検討を進めてございますが、その検討というふうなところで大変申し訳ないんですが、状況的にはそういったところでございますので、ご理

解をいただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） あまりこういうこと言いたくないですけども、それが5年後先なのか、2年後先なのか、そういう大まかな、どんな検討をするか。

以前はあそこに器具があったわけですよ、何年か前には。軽運動場に。私も30年前からあそこに通っているんですけども、ちょうど。事故は聞いたことはないんですけども、今までなかったからあるかもしれないというのは、いろんな危機管理からすればあるかもしれないんですけども。安全第一はもちろん大事です。今まであったのをあの2つに分けて器具も減らしたという経緯も、ここ半年ぐらい前に分かりました、実は。立ち話的に。なるほどと。

だから、そういうことも含めて、私、揚げ足取りをしているんじゃないんですけども、考えます、検討します、善処します、あんまり好きじゃないですよ。検討から始まって物事が進むのは分かるんですけども、今のはいつもの答弁になっていないというか、できないならできない、今はできない、そういうふうな感じで進めてもらい、今は返答できないという感じで言ってもらえればと思うんですけども、いつ頃までとか、新しいことをやるわけではないので、その辺を前向きに、どうしたらできるかというのをやっぱり進めてもらいたいというのがあるんですよ、実は。それでお願いしたいと思います。

（2）にいけます。

今の質問に関連するんですけども、やっぱり町では健康長寿の町づくり、健康寿命を延ばす、これはここの町じゃなくて、鏡石だけじゃなくて、ほかでもうたっています。そのために、体悪くなってから治すんじゃなくて、そういうふうなことでトレーニング、トレーニングという言葉は重いんですけども、運動する習慣をつけるような方策に町民を持っていく。そんな言葉でやっぱり本気で考えてもらいたいというのが私のお願いなんです。

今の前、（1）と（2）がかぶりましたけれども、それで、さっきちょっと聞き取りを聞いたというのは、1名の方は、私はどなたか知っているんですけども、前は9月のときにはアンケートという感じだったんですけども、やっぱりそこを、もちろん安全第一は分かるんですけども、やってみて不都合があってということは果たしてできないのかという、ちょっとしつこいようですけども、その辺をお願いしたいと思います。

（3）にいけます。いいですか。

○議長（角田真美） （2）、答弁いいのか。答弁いただきますか。

○6番（町島洋一） いや、それはお願いで、（3）にいけます。

○議長（角田真美） （3）にそのままいく。

○6番（町島洋一） それはお願いという感じで。

○議長（角田真美） 要望。

○6番（町島洋一） 結局、答弁も同じになる、（1）とかぶったことになっていきますので、同じ答弁になる可能性が強いので、強いお願いとして（3）にいきます。

あと、改善センターの絡みでもう一つなんですけれども、これは何年も前からなんですけれども、コロナになる前から、器具が減る前から、運動場がトレーニング室が2つになった時点で、皆さんからどうにかならないかなという感じで、要するに1時間単位、それだとストレッチしてやりたいことを含めて、中身の話になっちゃうんですけれども、前の管理人のときには、時間前だから1時間がっちりやりたいから、時間になる前にロビーでストレッチをやっていたらかなり怒られたと、そういうのも経緯があったんですよ。

だから、それをうまくやってくれというふうな返答、返ってくるかもしれないんですけれども、ほかの施設は1時間単位というのは分かっています。あの器具しかなくて、あの広さで時間によってはかぶるときがあって、私の知り合いもやっぱり今日これやりたいけれども、誰々いるから今日は帰って出直すわとか、今日はこれとこれやりたいんだけど、それはもう筋トレだけじゃなくてバイクに乗ったりする方も含めて、そういう方が多々見られます。

そこで、これは大英断になると思うんですけれども、1回当たりの利用時間を、例えばですけれども、90分とかにしてもらえないかという要望なんです。料金のことは私は今言いませんけれども、利用形態が違うんで、それが何時に集中するとは決まっていないので、この辺を柔軟にどうやったらできるかというのも含めて、考えてもらえないかと思うんですけれども。返答に困るかもしれないですけれども、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

構造改善センターの使用料につきましては、構造改善センターの設置及び管理に関する条例ということで使用料が定められております。ですので、議員もご承知のとおり、このほかの公共施設または社会体育施設でも同様に、基本的には1時間単位での利用といったものが料金の規定の中で定められております。

そういったところを考えますと、今後、他市町村のちょっと状況なども調査しながら、この件につきましてはちょっと調査、研究というふうなところで進めてまいりたいというふうにご考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

[ 6 番 町島洋一 登壇 ]

○6番（町島洋一） 今の答弁で、前向きでうれしかったのは、他の市町村を見てという感じですね。たしか以前、9月の1回目のときも、他の市町村の施設を見てくれと、見て行ってくれた2か所ですかね、近隣の村と市、すぐ見に行っていたことには感謝しておりますけれども。あのとき立ち話的な話ではあそこまではという、もちろん。

だから、いい面がどこまでできるか、どうやったらできるか、それも含めて他の市町村の形態を見て、何とかこっちに組み込んでもらえればという、そういう考えでありますので、ぜひともお願いしたいと思います。教育課の人にばかり申し訳ないですけれども、一応お願いいたします。

次、5番にいきます。

レンタサイクルにいきます。

全国各地、県内だけではなくて、やっぱりエコロジー、そういう感じの機運が盛り上がっている状況で、健康増進の一環としてのサイクリング、それがもてはやされています。これを我が町でも、別に難しい自転車でなくても、レンタサイクルを例えば駅とかに置いてもらえないかという考えなんですけれども。

結局、いい面では起伏がない、それで走りやすい。観光地も近くに、歩いたら遠いけれども、自転車で行くにはちょうどいい岩瀬牧場とかやっぱり西光寺さんとか、そっちの高久田のほうとかいろいろあるんで、最初は大変だろうと思うんですけれども、散策できて誰でも乗れる、マウンテンバイクを一応推奨したいんですけれども、その辺を何とか少しでも実現してもらえないかというのが私の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

多くの自治体が自転車を切り口とした町づくりを展開しておりますが、自転車による運動は酸素を取り入れながら行う有酸素運動の一つとして、心肺機能向上や持久力強化の効果があります。また、適切な強度のペダルをこぐときに脂肪燃焼の効果も得られることや、通勤やちょっとした買物の際に利用できるため、誰にでも気軽にできる運動となっております。

2021年度の一般財団法人自転車産業振興協会の調査では、使用の用途について買物が全体の半数を占めまして、続いて趣味、通勤がそれぞれ約2割、健康増進やトレーニングを目的とする方法は全体の6.7%となっております。また、レンタルサイクルに対する調査では、「利用している」と回答した世帯のうち、「健康増進・トレーニング」と回答した割合は5.2%というような形になってございます。

自転車は町民の健康増進のほか、環境への負担軽減等にもつながることから、様々な観点

から調査、研究を行ってまいりたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

私、駅と申したので、産業課さんからと思ったら健康環境課さん、さすがと思いました。

その今、話してもらっている最中に思ったんですけども、健康センターに置いてもらうのもいいかなど。これはいいなと思って今、話を聞いていたんですね。それも含めて、初期投資は大変だろうとは思うんですけども、何とかそういういい意味での時流に乗って、まず健康、誰でもですからね、健康は。その一端を担ってもらえればと思います。

これで、私の一般質問を終わります。教育課長さんを含めてありがとうございました。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 込 山 靖 子

○議長（角田真美） 次に、8番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 8番、込山靖子、通算5回目の一般質問をいたします。

今月から食品価格や電気、ガス料金、保険税率など上がり、家計の負担も重くなってきています。財務省は令和6年度の国民税負担率は45.1%と公表しています。私たちの生活や暮らしはますます圧迫され、厳しくなりそうです。そうした中で、住民に一番近い地方行政はどのようにあるべきなのでしょう。主婦目線の議員として常に考えているところではございます。

今年6月23日まで通常国会が行われています。私たちの生活に大きな影響を与える重要な法案が数多く審議され、可決されています。政府は今年3月1日、地方自治法の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出、5月30日、衆議院で可決されました。本改正案の内容について、全国各地の市長や議員の多くが当初より懸念を示し、反対の意向を表しています。

全国知事会では、早くから政府に対し要望書を提出して、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革による実現した国と地方の対等な関係の健全な維持を訴えています。村井会長は国の補充的指示について、必要性は理解するとしつつ、国と自治体との事前協議や指示範囲を必要最小限にとどめるよう求める提案書を提出しました。

先月10日には、保坂展人世田谷区長が定例会見で、指示待ちの自治体をつくり出してしま

う、命を守る対策としては脆弱になるおそれがあると懸念し、地方自治法改正案の廃案を求めています。

日本弁護士会では3月に、曖昧な要件のもとに国の指示権を一般的に認めようとする点で、憲法の地方自治の本旨に照らし、極めて問題として反対する会長表明を出しました。

また、関西を中心とした全国の地方議員らが5月16日、地方自治を侵害する内容だとして反対する意見書と4,108人の署名を総務省に提出しています。この署名運動は全国にさらに広がっていて、オンライン署名では既に7,000人以上の署名が集まっています。

また、全国紙や地方の新聞紙では、この問題について大きな記事を何度も出していますので、ご覧になってご存じの方も多いかと思います。

しかし、この数多くの反対意見と懸念事項を残しながら、この改正案は附帯決議とともに衆議院で可決されてしまいました。

今回の地方自治法改正案の問題点は、憲法92条で保障されている政府から独立した機能を持つ団体自治と住民の意思に基づいて行われる住民自治の地方自治の本旨を侵し、改正案による政府の指示権の拡大は、国と地方自治体の関係を対等から上下従属へと大きく転換するものになってしまうということです。

2000年に施行された地方自治法改正は、自治事務については国の指示権は認められていませんが、今回の改正案では第298条に関する改正として法定受託事務の拡大がされ、自治体のあらゆる事務に国が権力的に介入し、指示権を行使できるものであり、地方分権改革に逆行したものになっています。

しかしながら、地方自治を嫌がっているのは、住民に一番近い市町村の地方自治体なのではないかという指摘もあります。失敗や批判を恐れ、責任を逃れるために国の言いなりになってしまい、民主主義そのものが危うい傾向になっているのではないかとさえ言う人もいます。我が町のように自主財源の乏しい小さな町では、国や県からの交付金や補助金頼みで運営され、国や県に依存した形となり、地方分権が活かされているとは言い難いです。

改正案第252条の26の5、生命等の保護の措置に関する指示では、大規模災害や感染症の蔓延など、国民の安全に重要な影響を及ぼす事態であれば、個別法に規定がなくても、国民の生命等の保護のために特に必要な場合の対策を閣議決定だけで国が自治体に指示できるような内容になっています。政府はこの必要な場合を、現時点では想定し得るものではないと立法事実を示していません。なぜこの特例改正案が必要なのか示されていないし、個別法では想定されていない事態とは具体的に何なのか分からないままです。

この改正案の表記では、国民の安全に重要な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合とありますが、あまりにも曖昧で抽象的で、戦争や内乱も含まれ、恣意的運用の可能性が大であり、運用の適用が無制限に解釈できる危険があります。今の個別法で

災害、テロ、内乱、戦争、感染症などにもう十分に対応できる、もう数々の個別法があるにもかかわらず、なぜ国はさらに法改正したのかという疑問があるんですよ。強大な中央政府をより強大にさせることになります。

前述の保坂世田谷区長は、国はいつも正しい対策をしてきたわけではないと批判しています。ある地方議員は、地域には地域のために頑張ろうとする人たちがいる。国の言うことが優先されれば、議会なんて要らないという考えが出てくると影響を案じています。

私は、グローバル化に対抗すべくローカルの力を保持することは、住民の命と健康を守る最後のとりでであるのが地方自治体だと考えています。町民の町民による町民のための政治、これこそが地方分権の原理原則であることを忘れてはいけないと思います。非常時、自治体が必要だと判断しても、財源がなければ実行できず、国や県に依存する形で運営していくことになるのは、地方分権そのものを自ら手放しているものと変わりありません。何のための地方分権なのか、もう一度見直す必要があるのではないのでしょうか。少しでも地域の実情に合った独自の取組で、地域住民の命と健康を守る強い自治体を目指したいと思っております。そこで、質問です。

様々な反対意見と懸念事項を残しながら今回衆議院可決された非常時、国の指示権拡大に対する地方自治法改正について、我が町ではどのような見解を持っているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま、前段でお話ありましたとおり、今通常国会で5月30日に衆議院本会議の中で可決され、今現在、参議院に送られた地方自治法の一部改正でございます。

地方分権につきましては、地方分権一括法の中で、国と地方のイコールパートナーというふうな形で今まで事業が進められ、いわゆる地方への権限移譲が多く行われてきたところでございます。

今回の中身につきましては、東日本大震災ということ、未曾有の大震災が多発している状況、そして新型コロナウイルスの蔓延というふうな状況の中で、大きなパンデミックが起きてきたというふうな状況を受けながら、いわゆる国の指示の中で、いろいろと事業が進められてきたのも事実かなというふうに思っております。

そういった中で、国はこの事業を緊急事態に対応するためということで今、地方自治法の改正をしているところでありまして、この中では、地方自治法の改正案の中では、国が自治体に指示を行う際には、あらかじめ自治体に意見の提出を求める努力をしなければならないというふうに規定されておりました。国の指示が適切だったかにつきましては、検証するために国会への事後報告を義務づける規定を設ける修正が行われたと、報道により把握して

ございます。

今、参議院で地方自治法の改正案が可決され、施行された場合には、法令に基づき対応してまいるといふことは、いわゆる地方の中での上位法でありますので、知事は従わなければなりません。この改正案の中でも、先ほどの話の中にもありましたとおり、国民の生命等の保護のために特に必要な場合に行使を可能とするといふような特例も消されているようでもありますので、そういうところを注視しながら、厳正に対応していきたいといふふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○8番（込山靖子） ご答弁ありがとうございます。

○議長（角田真美） 8番。

○8番（込山靖子） すみません。

○議長（角田真美） いいですか。ちょっと待ってください。

8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） はい、失礼いたしました。

ご答弁ありがとうございます。

この問題については、新聞等、また様々な地方議員とかの意見がありまして、私も一度は町長をはじめ、鏡石町としてどういう考えがあるのかということをお聞きしたかったところでございます。

今までの中で、国に対して別にどうこう言うつもりもないんですけれども、ただ、懸念事項として、国というのは今、この地方自治法とともに新型インフルエンザ等対策政府行動計画という、パブリックコメント約19万件が国民から寄せられたにもかかわらず、これを6月中に閣議決定して可決しようとしているんです。この中身というのが、本当にちょっとワクチンの強制接種や言論統制など、国民の人権や尊厳や自由を奪いかねないものもあるんですよ。

その前振りとして、地方自治法というものが改正されている場合もあるのではないかと。国が向かう方向はどこに行っているのか。それを厳しく言う人は、共産主義とか全体主義とか専制主義、ファシズム化になっていくのではないことまで懸念している人も少なくないということ、知っていただければいいなと思っております。

私も地方議員の一人として、住民がいつまでも楽しく健康で仲よく暮らせる、そういう町をつくってまいりたいと思っております。

次の質問に移ります。

ふるさと納税です。

ふるさと納税は平成20年5月に開始され、地方と都市との格差是正、人口減少による税収収入減少対応、地方創生を目的とした寄附金税制です。我が町では、昨年10月から11月にかけて各行政区との懇談会があり、何人かの町民の方がふるさと納税について質問していました。自主財源の確保の一つとして、住民の方もふるさと納税に期待しているということがうかがえます。

ふるさと納税は自治体に対するメリット、デメリットがありまして、実施するに当たっては事務負担の増加や担当職員のモチベーションの維持など、大変ご苦労があるかとはお察し申し上げます。

過熱する返礼品競争により、自治体間の寄附金の取り合いが生じ、昨年10月にはルールが一段と厳格化しました。ますます自治体間の格差が生じ、競争が激化するのではないかと考えられます。

先月、福島民報に、令和5年度の福島県内59市町村へのふるさと納税額は前年度比較1.5倍の89億円となり、過去最高を更新したと記事が出ました。ルール厳格化前の駆け込み申請や、処理水放出に伴う県内水産物を応援する全国からの利用が伸びたと考えられ、40市町村で増加しました。

しかし、残念なことに我が町は減少し、約2,700万円台を辛うじてキープしています。参考までに、お隣の天栄村さんは5,935万円から1年で1億853万円と倍に増えています。総務省によれば、令和元年には全国で395万人がふるさと納税を利用し、控除が適用されたその数を大きく伸ばしていると言っています。

我が町のふるさと納税の実情については、令和5年3月の定例会で吉田議員がかなり詳しい一般質問をしていました。議事録を確認しますと、令和3年度時点で鏡石のふるさと納税の返礼品は米、果物、牛肉、酒、油など10品目42種類でした。

その中で最も人気が高いのは桃で、申込実績が1,440件のうち513件が桃を選択していました。実に35.6%を占めていて、3人に1人が桃を注文しています。議事録では、その定例議会3月の時点で、令和4年ふるさと納税1,844件のうち1,268件が桃で、68.8%を占め、3人に2人が桃を選んでいました。

しかし、この返礼品対応の桃農家はインターネットで3軒しか登録していませんでした。つまり、鏡石町のふるさと納税の返礼品の70%近くは、この3軒の桃農家さんだけが担っているというのが現状でした。

令和4年度のふるさと納税寄附金は、決算資料に2,790万2,000円と記載されています。3,000万近い寄附金のうち、桃が占める割合はかなり大きな金額になっていると思われませんが、それをたった3軒の桃農家さんが占めているというのは、あまりにも偏っているのではないかと考えられます。

そこで、質問です。令和5年度のふるさと納税返礼品の上位4位までの品物と、それぞれの金額を教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年度におきますふるさと納税につきましては、金額順の品目の集計でございますが、1位は議員のおっしゃるように桃でございます、1,755万2,000円。2位がリンゴでございます、201万2,000円。3位が福島牛でございます、117万5,000円。4位は梨でございます、108万7,000円という結果でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○8番（込山靖子） やはり……

○議長（角田真美） 込山議員。

○8番（込山靖子） すみません。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） やはり鏡石の場合は、桃が本当に主要品なんですよ。

ただ、桃というのは期間、本当に限定されていまして、お盆前後何日かとか、そういうふうになっていますので、それをもうちょっと考えれば、長期間できるような返礼品という商品開発ができてくるのではないかと思います。

募集費用総額5割以下基準、返礼割合3割以下などの返礼率の手續など、本当に手間や負担がかかりまして、そこにもし人件費が加算されたら、採算取れるのかとすら感じます。

そこで、次の質問、令和5年度のふるさと納税による寄附金2,731万円、これは福島民報に記載されていた金額でございます。のうち、総経費を除いた純粋な財源として使える金額は幾らですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年度におきますふるさと納税におきます寄附金につきましては、最終的には2,830万1,000円という形でございます。

ふるさと納税の制度におきましては、議員のおっしゃるように、返礼品を含めました経費の上限割合、これは人件費も含まれることございまして、5割ということが昨年の10月からの申込分から厳しく定められておりますので、こちらは2,830万1,000円の半額でございますので、1,415万円が各種事業に活用できる財源というふうな形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 鏡石町ホームページによりますと、そのふるさと納税の用途を選択できるようになっていまして、1番が文教施設の整備に関する事業、2番、花いっぱい潤いと美しい町づくりのためのフローラの町づくり事業、③田んぼアートに関する事業、④その他、特に用途を指名しない町づくりに関する事業があります。

そこで、次の質問に移ります。

令和5年度ふるさと納税による寄附金で得た財源は、主に何に使用しましたか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税につきましては、議員もおっしゃるように、寄附をする際に用途を指名できる制度でございます。多くの場合、鏡石の場合は用途の指名、指定というのがありません、ほとんど。中には、議員のおっしゃるように文教施設や田んぼアート事業への用途を指定される方もいますが、多くの場合は指定がございません。

ただ、5年度におきましては、基金の積立金を活用しまして、田んぼアート事業、文教施設、防犯灯の設置、花いっぱい運動、観光プロモーション事業等の整備に充てているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ありがとうございます。

それ、今度の決算書の中でも多分確認できる内容ではあるかと思いますが、一応念のために質問させていただきました。

やはり鏡石のサービス向上といいますか、せっかくの寄附をやはり有効活用するというのは、寄附をしてくださった人に対してやはり感謝といいますか、その恩返しのようなところがあるのではないかと考えております。

また、鏡石町ホームページには、ふるさと鏡石ありがとうございます事業寄附金実績PDF資料が閲覧できるようになっています。寄附者の個人名や企業名、団体名と、寄附額が一覧表になっています。全員ではありませんが、200名近く載っているわけですよ。

ただ、中に町内の個人名も見受けられました。その町内の方が、どれだけの割合でこのふるさと納税を使って寄附しているのかは分かりませんが、町内の方が寄附し、控除を受ける

というのは、これは果たして税収向上につながるのかというのが疑問なんです。結局、そのふるさと納税で寄附をして、住民税とかの控除を受けて、なおかつ返礼品をもらっている、同じ町内の人です。そこがちょっと私は疑問を感じたところでございます。

これは質問内容には通告書には出ていませんが、疑問として、もしその現状について、今お聞きしても大丈夫なんですかね。それはどうなんでしょう。

○議長（角田真美） これに載っておりませんので、意見としてはよろしいんですけども、答弁としてはできないと思います。

○8番（込山靖子） 分かりました。

そういうことで、これが税収向上につながるのか疑問だということを一応言及しておきたいと思います。

全国の人に返礼品や地場産品や地域のよさを実際に確かめてもらって、ポータルサイトなどを活用し、広くふるさと納税を募ることで、町を多くの人に認知してもらえるように活用していただきたいと思います。自治体と寄附者、両方にメリットのあるふるさと納税制度をうまく活用することで、行政のサービス向上を、拡充を図られるというのが理想でございます。

先ほどの熊倉議員や町島議員の一般質問とかぶりますが、体験型ふるさと納税としてサイクリング愛好者、いわゆるサイクリスト向けのサイクリング満喫体験などを工夫してみたいかがでしようかという提案をさせていただきたいと思います。元オリンピック選手やコーチから直接指導を受けることができるというのを売りにして、遊水地をサイクリングロードやサイクリングスポット施設に利活用して、より楽しいサイクリング体験ができるということはどうでしようかということと言及しておきたいと思います。

それで、そこで、体験型ふるさと納税や、次、（４）の質問になります。

体験型ふるさと納税や企業版ふるさと納税などの取組を前向きに町は考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず1つ、体験型ふるさと納税につきましては、先ほどほかの議員のご質問にも答弁しましたように、全国で取組が広がっているところでございます。

町におきましても、先ほど申しましたように検討する余地は十分にあると、必要性は感じているところでございます。本年度におきましても、専門業者への委託業務等の中でも検討しているところでございます。

また、企業版のふるさと納税につきましては、本町においても昨年1件頂いております。寄附を希望する企業へのPRやマッチングなど、今後取り組むべき課題も多いところでござ

いますが、引き続き取組を推進していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 昨日の町長の所信にもありましたように、町はウォーキングのほうに力を入れているようですね。ぜひサイクリングにも目を向けていただきたいと思っております。

今、自転車競技をテーマにした漫画「弱虫ペダル」などは、2023年7月時点で発行部数3,000万部を突破しております。本当に今、ちまたではサイクリングはひそかなブームとなっていて、連休には各地でロードレース、イベントが開催され、また今回も猪苗代湖とか県内でも、あちこちで結構そのイベントをやっているんですよ。

先日、私は土浦市に行く機会がありまして、霞ヶ浦のりんりんロードを見学してまいりました。そこはもう市全体でサイクリストを楽しませる工夫がきめ細やかにしてありました。ああいうふうな、そういう実際にやっている市町村をやはり見本といいますか、参考にしていただいて、ぜひいい方向に向けていただければなと思っています。

企業型ふるさと納税は調べたところ、地方再生法の認定地方公共団体は企業版ふるさと納税、正式名、地方創生応援税制を受けることができますとあります。我が町のまち・ひと・しごと創生推進計画の下、この制度を有効に活用できるような方策を、議員や町民からの知恵とか工夫とか意見を出し合って、ぜひともよりよいふるさと納税の発展といいますか、そういうものにつながっていったらなと思うんですよ。せっかくその自主財源の方法としてあるふるさと納税を使わなければ、使っている市町村ともう本当に差ができる一方になってしまいますので、ぜひ何か今後の取組というものを考えていただけたらなと思っております。

（5）番のふるさと納税制度を有効に活用し、少しでも財源確保につながるための方策はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税の寄附につきましては、議員がおっしゃるように、昨年の地域懇談会等におきましても、かなり住民の方に関心が高い事業の一つでございます。それを受けまして、令和6年度のふるさと納税寄附額につきましては、昨年度予算額の倍であります5,000万を計上していることにつきましては、皆さんもご存じのとおりであると思えます。

具体的な方策としましては、今年度から専門の業者との稼働及び寄附者のニーズに合わせた個別発送など、きめの細かい返礼品のPR等、あと寄附サイトにおきますPRなどを含めまして、ふるさと納税の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 前向きなご答弁をありがとうございます。

私、前回の定例会でも意見しましたが、今の健康ブームの中で雑穀というのは優れた健康食品として注目を浴びています。これは遺伝子組換えやゲノム編集されていない貴重な農産物で栄養価も高いです。雑穀を使ったお菓子や商品をつくって、町独自の特色を出してみてもどうでしょうか。

各市町村が魅力ある商品開発を進めている中で、我が町も新しいものやどこにもないものを創っていく、そういう挑戦が必要なのではないでしょうか。これを私の意見として言及させていただきました。

これで、私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（角田真美） 8番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

議事運営の都合により、本日の一般質問はこれまでとし、明日6月8日と6月9日の2日間を休会とし、6月10日午前10時から一般質問を再開したいと思えます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日と6月9日を休会とし、6月10日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

第 3 号

## 令和6年第4回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和6年6月10日(月)午前10時開議

日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼出納室長	佐 藤 喜 伸	選挙管理委員会委員長	草 野 孝 重

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会の会長におかれましては、本日欠席となりますので、ご報告いたします。本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（角田真美） 初めに、日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 一般質問の通告がありますので、11番、円谷議員の一般質問を許します。11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） おはようございます。

9人中6番目の登壇で、本日のトップの質問をさせていただきます11番議員の円谷寛でございます。

一般質問に9人の方が登壇するというのは、私の長い議員活動の中でも極めて珍しいことだと思いますが、その中でも6番目の質問をさせていただきます。

私の一般質問は、今回で130回目の質問になります。この数字は、ちょっとした記録ではないかというふうに私は自負をいたしております。

角田議長は県の町村議長会の会長です。ぜひ調査してほしいと思います。調査は、ごく簡単です。議会定例会は1期4年で16回ですから、130回一般質問をやるには最低9回当選していないといけないわけですから、9回以上当選した議員を調べればこの記録というものは確認できると思いますので、ぜひ調べていただくようお願いしておきます。

私は、今の日本国の政治家は基本的な大事な役目を果たしていないのではないかという思いを最近強くしております。それは、今から10年前に遡りますが、任侠俳優の菅原文太氏が沖縄県知事選での1万人集会で叫んだ言葉があります。政治家の2つの役割だというふうに主張したんですが、その主張に共感した上での思いからであります。10年前、2014年11月1日、この集会に病を押して出席した菅原文太氏は、彼はこう発言しました。「プロでない私が言うんだから当てになるのか分かりませんが、政治の役割は大きく2つあります。

1つは国民を飢えさせないこと。安全な食べ物を食べさせること。もう一つは、これが最も大事です。絶対に戦争をしないこと」この演説が沖縄県知事選で基地負担軽減を求めるオール沖縄の翁長雄志氏の当選に大きな影響を与えたと言われています。残念ながら菅原文太氏は、この月の28日にお亡くなりになりました。つまり、この言葉は彼の遺言とも言うべき言葉です。

日本の食は果たして安全なのか、安心なのか、大丈夫なのか、こういうことに大きな不安を感じたのは、先日の参議院決算委員会のテレビ中継を見て特に強く思うようになりました。それは、共産党の紙智子議員がボードを示しながら日本の米作り農家の1時間当たりの労働報酬が、何と10円にしかならないと農林水産大臣にただしたんです。この数字は、農水省の出した数字なので彼は認めざるを得なかったわけです。大臣は、これは自家消費前の生産農家を含めた全農家の数字です、20町歩を超える農家は時給2,000円以上になりますと答弁しましたが、20町歩を超える農家は全体の何%いるのかは私は知りませんが、ごく一部の例外を示しても何の説得にもなりません。20町歩を超える農家は、条件の悪い小さい水田や水源の悪い田んぼは絶対作りません。そんな田んぼを作っていたら、絶対20町歩などは耕作できませんので、そういう例外的なものを例えに出して、何か規模拡大すれば日本の農業、稲作は成り立つみたいな農林水産大臣の答弁は、非常に国民を、農民を愚弄した話ではないかと思えます。

私は、2.5ヘクタールの田んぼを作っていますが、田んぼを一回りするだけで、20枚もあるんですが朝仕事が終わってしまいます。今でさえ日本の食料自給率は38%しかないのに、これは、先進国には全く例外的なパーセンテージなんですね。ヨーロッパでも一時非常に自給率が下がって、それぞれの国で見直しをして、そして政府は金をつぎ込んで自給率の改善を図って最近是非常によくはなっています。フランスなんかは、150%も自給率を満たしていますね。しかし、この38%しか食料自給率がない日本で小さい条件の悪い耕地を全部捨てたらどうなるのか、全く政府は答えようとしません。規模拡大のみで日本の農業は何とかなる、そんな状態ではないというふうに思うのであります。

米作りの時間当たりの労働報酬10円の衝撃的数字が示されているのに、国政は何らの動きが見られないことから、私は日本は必ず食料危機がやってくるとの思いを強くしております。台湾有事など起これば、ひとたまりもありません。あのきつい農業労働が時間当たり10円にしかならないのを誰がやろうとするのか、私は手伝われた人には時間給1,000円を支払いますから100倍の支払いです。これで赤字にならない方法があったら教えてもらいたいと思います。つまり私は、パート労働者の100分の1の労働報酬で働いているんです。これは、決して農家だけの問題ではありません。

戦中、終戦直後には、都会の女性が高級な着物を持参して歩いて、お米と交換してくださ

いと農家を回って歩いた話を私の母はしていました。我が家には、当時は田んぼも米もありませんでしたから指をくわえて見ているしかなかったそうです。政府の配給米は10日分ぐらいしかなく、サツマイモを庭に植えて飢えをしのいだ話も聞きました。ヤミ米を法の番人だからと拒否した裁判官が、栄養失調で亡くなった新聞記事もありました。今は聞くことのできない話ですが、食料危機は必ず来ると、みんなで考えないといけない時代になっていると私は確信します。決して消費者も無関係な話ではないと、強く訴えたいと思います。

前置きが長くなりましたが、私の具体的な質問に入りますが、私の質問は手前みそになりますが、非常に簡潔明瞭に通告がしてありますので、通告書のとおり質問をさせていただきます。

まず1番は、成田遊水地事業への町の取組についてであります。

私は、この事業は町にとって大変重要な事業である、問題の解決まで何回でも続けるべき課題であると思いますので、しつこいと言われようとも質問を続けさせてもらいたいと思います。

本来なら特別委員会を引き続き設置すべきであると思うのですが、我が町議会はその設置を否決をしてしまいました。これは、我が町議会にとり大きな過ちであると思っており、地元ミニ新聞からコラムで批判されるという前代未聞のことも起きています。成田区長を経験した議員としてばかりでなく、私は町の未来を決する問題であると思うので、執行部も真剣な取組を強く要望して具体的質問に入ります。

(1)は、下流の洪水防止策のために、町が犠牲になるのではないかという町民の不安が大きい、特に成田住民ですね。この不安をどう解消するのか、まず、この(1)から答弁をお願いしたいと思います。

○議長(角田真美) 確認します。(1)の①のほう。

○11番(円谷 寛) はい。

○議長(角田真美) ①からですか。

○11番(円谷 寛) はい、はい。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

(1)のまず①、町は、もっと国・県に遠慮せず要求を出すようにすべきではないかというふうなご質問に、ご答弁を申し上げます。

阿武隈川の流域は、ご承知のとおり上流の西郷村から県内最下流の国見町まで17市町村、流域における人口は約99万人と、福島県の人口の約半数を占めております。河川流域全体の

あらゆる関係者が共同し、流域全体で水害を軽減させる流域治水が取り組まれており、遊水地ができる我々上流の負担、犠牲につきましては、下流の皆さんにももっとよく理解していただく必要があろうというふうに思っております。

その中におきまして、先月、下流自治体である郡山市議会、本宮市議会、本宮市長、さらには福島県議会の県民連合の議員の皆様が、実際に成田の遊水地予定地を現地視察に訪れ、町の失われる優良農地や財源等々合わせ遊水地立地自治体の負担について、ご認識とご理解をいただいたところであり、今後、県北の伊達市、桑折町でも視察の予定がございます。また、先日は阿武隈川上流改修促進期成同盟会の総会の席上でも、本町におけます現状と課題、そして上流の負担と苦悩について下流域の皆さんへの理解と、さらなる周知を求めたところでございます。

町では、約130ヘクタールもの面積の広大な優良農地が失われ国有地になることに伴い、年間800万円に及ぶ固定資産税分の減収や、遊水地計画内の農地において生み出していた年間約2億円以上とも言われる農業生産額における経済的損失等が生じてまいります。これらの損失の財源補填も含め、引き続き国や県、さらには流域自治体における協力等に対しましては、今後も強く対応を求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ちょっと行き違いありまして、私は（1）番にも答えていただきましたかったですけれども、今の答弁で。それでは、1番は答えたということなんですが、再質問をさせていただければ、先日、国などが来たんですね、説明会で話し合った中身についても、非常に町は国・県に対して遠慮の感じが強かったわけでございます。もう少し国・県に対して遠慮せずに要求を出すべきではないかと思うんですが、この辺に対する見解をお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

私のスタンスとしましては、いわゆる遊水地における地権者の皆様、住民の皆様の気持ちに寄り添った中で国・県へのお話をしているつもりでありまして、常に成田地区民の皆様の考え方を国へ申し上げているというふうに考えてございます。11番議員のご心配あるかどうかと思いますけれども、そちらの中では、常に住民の立場に立って考えていきたいというふうに今後も思っております。

答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） じゃ、今の話を信用しておきますが、やっぱり私たちの印象は大変遠慮深いと、こういうことでは成田の住民はじめ町民の不安は、なかなかなくなるんじゃないかというふうに思いますので、もっとしっかりと対応していただいて、もっとも国・県に遠慮せずに要求を出すように要望しておきたいと思います。

②番目ですが、事業は当初示された国の予定どおり順調に進んでいるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁申し上げます。

さきの議会の定例全員協議会時に国から説明があったとおり、現在は各種調査、用地協議等が進められているところでございます。また、併せて集団移転先となる住宅代替地整備につきましても、現在、用地調査や詳細設計を行っており、来年度からは代替地造成に入れるよう現在準備が進められております。遊水地内の工事につきましては、用地協議が完了し比較的土地がまとまった箇所から順次工事着手する予定となっております。工事着手が若干遅れているようではありますが、現在のところ事業完了につきましては、計画にあるとおり令和10年度で変更がないとのことでありますので、事業は工程どおり行われているというふうに思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 申すまでもないんですが、何の抵抗も要求もなければそのように進んでいくと思いますが、やはり工程どおり進めばいいという問題ではございませんので、住民要求や町の損害を最小限にとどめる、そのための取組をぜひ要望しておきたいと思います。

③の用地協議と補償、どこまで進んでいるのか、これについてお尋ねをいたします。

農地については当初から単価を示されているのですが、宅地については、先日私らの協議会の場で幾ら出すんだという質問したらば、個人情報などと、とぼけたこと言っていました、彼らは。本当ふざけているとも思いますよ。個人情報というなら、田んぼの値段は個人情報でないんですか。380万なんて、非常にこれは高額なんです。だから、浮き足立っている人もいますよね。円谷議員、何くどいこと言っているんだと、説明会なんかで質問すると、そういう反発をする人もいた。目の前にぶら下がったお金を一刻も早く欲しいと、この気持ちは分かりますが、しかし、それで全ての問題が先送りされながら進むということにつ

いては、全くまかりならんというふうに私は強く思います。その辺についても含めて、この問題について答弁をお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

用地協議の進捗状況につきましては、5月末現在で鏡石町の第一遊水地の全体面積130ヘクタールのうち、契約済の面積が約21.2ヘクタール、率といたしましては約16%となっております。そのうち、農地のみを所有されている方を先行し協議を行ってきたところであり、今後は、宅地所有者の方の用地協議が順次進められている状況であると国からは聞いております。ただいま宅地についてのご質問ございましたけれども、議員ご承知のとおり、宅地につきましては、過般の質問の中にもありましたが、いわゆる個別にその環境が違ってきておりますので、町といたしましても、その状況については国からは説明を受けていないというふうな状況でありまして、そちらにつきましては、国において慎重にそちらのほうは行っているというふうに思っております。

また、町の財産でございます公共施設の公共補償もでございます。公共補償につきましては、現在のところ、国からは具体的には示されていない状況ではありますが、公共施設の再建築等につきましても大変重要な案件でございますので、国からの説明を注視し、議員の皆様にもご相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、後々に悔いを残さないように、この問題に取り組んでいただいて、少なくとも最終的にできますように、町が下流の洪水対策のために犠牲になるようなことのないように、ぜひ覚悟を持って交渉に臨んでいただきたい。場合においては、判こを押さないこともあるんだぞというくらいな構えを見せないと、やはり交渉はうまくいかないんだろうと思いますので、そこいらを、ぜひしっかりと覚悟を持って進めていただきたいと思っております。

4番目は、我が町議会が三春町へ行政視察に行ったことがあります。そのときに、三春の当時の町長は、私がいろいろ調べたがダムができた町で発展した町はほとんどないことが分かったと、やっぱり覚悟を決めて町づくりをしないと、町はこれから衰退をするんだというふうな説明を私どもにされました。これは、そのとおりだと思いますね。ダムなんていうのは、これ私も説明会で聞いたんですね。

これだけの優良農地が犠牲になるんだ、そこから収益と町税が、固定資産税は町税ですから、上がっているんだ、これに対して補償はあるのかということは何もないと言うんですね、こんなばかなことはないんですよ。私、昔いた国鉄、今のJRも同じだと思いますが、赤字路線を運行して多大な損失を払っているんですよ、赤字路線を維持するというのは。そうしながらも、その土地に対しては固定資産税を払っているんですよ。それなのに、これだけの土地を潰して代替の補償もなければ、町税の補填の交付税もないという、ばかなことをやろうとしているんですね。許し難いと思うんですよ、これはね。もう少し、そこいらはふんどしを締めてかかっていたいただきたい。この認識で町は取り組むべきではないかということですが、いかが考えているか答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

ダムにおきましても、今回の遊水地整備事業におきましても、地域の貴重な資源が失われることには変わりありません。その上で、ただいまありましたように、補償の問題等については非常に重要な問題であるというふうに認識してございます。ダムにおいては、補償の問題がかなり進んでいるというふうな状況の中で、3町村とも、いわゆる買収になった後の状況について、いわゆる公共での補償のほうの関係につきましても、3町村足並み合わせて、国のほう、県のほうには要望してまいりたいというふうに思っております、いわゆる内陸地における遊水地は、ダムのような機能ではないかというふうな考え方もありますので、そういったことも含めて強く要望していきたいというふうに思っているところでございます。

その上では、成田地区の地域振興についても大変重要な問題でありまして、当事者だけの問題ではなく町全体の重要な課題であるというふうに認識しております。そして、阿武隈川流域全体、さらには福島県全体の課題であろうというふうに思っております。そのために、引き続き国・県、さらに流城市町村へも、遊水地整備の重要性の周知と整備後の遊水地の利活用につきまして、支援、協力を求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ本気になって3町村で結束をして、何回も言うようですが、場合によっては判こを押さないぞというくらいな構えで取り組んでいただきたいものだというふうに思います。

5番目に入ります。

住宅移転から残された住民が再び水害に遭うことのないよう、上流に第二遊水地を要求すべきでないかという要望ですね。地元のテレビの番組でも、「ポツンと一軒家」なんて比喻されて、諏訪池側と鈴川が合流地点にぽつんと残される家がありますね。この人たちを移転させないんだっただらば、上流からの洪水を抑える対策が必要でないか。私は、それについて前から第二遊水地というものを、例えば羽鳥と豊郷の境界辺りに、この辺の農地は、言って悪いんですけども非常に質の悪い土地でございまして、非常に安い値段で取引をされているという実情を聞いていますんで、こういう土地をぜひ買収して、遊水地をこの辺に造れば下流の洪水が防げるんで、「ポツンと一軒家」も安全に過ごされるんでないかと思うんですが、この辺に対する答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

成田上流地への第二遊水地の設置要望につきましては、以前の一般質問の中でも再三ご提案をいただいたところでございます。今般の遊水地につきましては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより位置づけられ、阿武隈川本線の治水対策の一環で進められているものであり、同時にこの遊水地に整備されることにより、下流はもちろんですが住宅移転が生じない成田の住民の方も水害から守るために整備されるものでございます。現時点において、国からは、本線以外の場所における遊水地整備につきましては具体的な検討がなされていない状況ですが、今回の遊水地整備により広大で優良な農地と宅地が失われ、併せて貴重な町の財源が永久に失われてしまうことから、これらの損失の補償も含め国においてどのような対応していただけるか、今後も引き続き国や関係機関に要望してまいりたいというふうに思っております。

過般でございしますが、その上流の対策としては、釈迦堂川の特定河川区域の中で、本町もその自治体になっておりまして、上流の中で今何ができるのか、国・県全体でも行われ、その対策としても今具体的な対応策、協議されているところでございますので、ご理解を賜ればというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 下心を言えば、この上流に例えば羽鳥と豊郷の辺りに遊水地を造れば、私は町で考えている駅東の準工地域の工業団地の造成に調整池は要らなくなるのではないかと、我々はこれだけの犠牲を払うんですよ、町税とかいろんな面で。成田という集落は大変な集落なんです、私も区長を経験したことあるんですけども。あの地域から県会議長や国会

議員まで出している地域なんです。それは、地元の集落の結束があったからだと思うんですよ。そういう歴史のある集落が、今崩壊しようとしているんですね。ですから、我々の要求をぶつけているのに遠慮している場合ではないんです。どんどん要求を出して、私は、その犠牲になっている分、ここで遊水地を造らせて調整池を変えさす、これは可能だと思うんですよ。

私は岡ノ内開発のとき言ったんですよ。何だと、これこれだけの開発して調整池要らないのかと言ったらば、まずはあの下の池があるからいいんだと、池があるのはいいんだと、だから、我々はそこに第二遊水地があれば、町の開発、工業団地を開発するための調整池は要らなくなるのではないかと。そのくらいの要求、取引をあってしかるべきではないかと思うんですよ。ぜひ、この辺についてもう一回答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど答弁をさせていただきましたけれども、これまでもそのようなご提案をいただきました。要望には、タイミングも必要かなというふうに思っております。まさに貴重なご提案でありますので、町といたしましても、これから町の将来を考えた中でいく中では、そういった関連性を考えながら、国・県のほうに要望するのも一方策なのかなというふうに今考えているところでありますので、今後検討させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 分かりました。

ぜひ、その辺の取組を強めていただくようお願いをしておきたいと思います。

次に、⑥番目は、農地が減少しても営農が継続できるように、道の駅、道の駅が無理だったら直売所、これを設置して、農地が減少しても小規模でも、例えば野菜を作ってその直売所に出荷をできれば、かなり補填が、減収分を補填できるのではないかと思うんですが、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 改めまして、おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまでも何度かご質問いただいている案件というところがございますが、昨年度、成田遊水地事業における先進地視察としまして、昨年11月に群馬県長野原町、八ッ場ダムがあ

るところになります。こちらの視察研修に関しまして、成田地区の農業者の方々、農協さんなど関係者で視察研修を実施してきております。長野原町では、ダム建設後、生産組織等が複数立ち上げられておりましたが、現在では、その数が減少しているというような現状、組織の維持運営の難しさというふうなところを地元の方々にお伺いしてまいりまして、道の駅等の施設運営の難しさにつきましても、成田地区の担い手の方々にご理解いただいたというような状況でございます。

道の駅あるいは直売所の設置につきましては、施設設置となれば1年を通じた商品ラインナップの充実、これが必須であります。今年度、実施を予定しております遊水地に農地のある農業者の方々向けのアンケート調査、これらの結果、それから農業者の意向、ニーズを十分酌み取りながら、あるいは町内の商工業者、商業者の方、町内の商業にも影響が及ぼされるというところございますので、こういった方々のご意見なども伺いながら総合的に検討してまいりたいと、このように考えているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） この事業でたくさんの農地が潰れて経営が大きく減少する、その対策は、やっぱり町の責任でもあるというふうに思いますね。ぜひ、これをこれからも考えながら進めていただきたいものだというふうに思います。道の駅というのは、私も長い議員生活の中で、たくさんいろんな市町村の研修に行っておりますが、町づくりに本気に取り組む町は、ほとんどこの道の駅というものやっているんですね。お隣、天栄村には2つもあるんですよ、道の駅が。これが鏡石、交通の要衝でもあるんですね。これがないというのは非常に私は残念だというふうに思っていますので、これからもこの問題を唱えていきますので、よろしく願いいたします。

あと、じゃ、7番は、減少した所得を補うためには、やっぱり工場を誘致すべきではないかというふうにも思うんですが、工場誘致のほうについての展望といいますか、取組についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

工業団地の誘致につきましては、町民の雇用確保のため重要な施策と考えております。町内におきます産業誘致の確保を行うことにつきまして、現在検討を進めているところでございます。また、県の企業誘致推進協議会、県の東京事務所や名古屋事務所、賛助会員となっ

ております一般財団法人日本立地センターなどと連携をしまして、企業誘致活動や企業自治セミナーへの参加をし、企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 再質問になりますが、その開発を進めるには、やっぱり駅東地区の準工業地域に開発を進めて工場用地を造成するのが、やっぱり重要ではないかと思うんですが、この辺、なぜ取組が進まないのか、これ大変な時間が経過しているんですね。言ってみれば、私が議員になった1期目で第3次総合開発計画を設定した、その時点から、この駅東開発というのは進められているのに少しも進んでいないのはなぜなのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

やはり、駅の区画整理におきましては、今県道を挟みまして北側を、今、1、3工区ということで進んで間もなく何年か後には終わるかなど。南地区につきましては、やはりちょっと先ほどのご質問にも関連しますが調整池を造らないと、なかなか流水が今まで田んぼで保水性が高かったものを宅地にしますと、どうしても流域的な雨量水量が上がっていくという形の中で、その調整池の整備について、やはりちょっとお金がかかるという部分と、あと造成につきましても当然お金がかかっていくという形になりますので、財源的な要素が一番大きいのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） だから何回も言っているように、この調整池大変な面積を必要とするし、あのように買収地が残っている、あの間に造るというのは大変至難の業ですね。一部を除いたらば、調整池その区域にはできないわけですから。私はやはりこの町の事業だからできるこの特権を活用して、今、第二遊水地を私は提唱していますけれども、第二遊水地ができないとしても、町の調整池をあの地域に、調整区域のほうに、今、本当にびっくりするような値段で取引をされているんですよ。

だから、そこに調整池を造ったほうが効率的じゃないか、未買収の隣の土地650万で町は買ったんですよ。これは、元町長の失策だと私は強くいつも主張しているんですけども、これしようがないです、買っちゃったんですね。隣の人は650万で売った、じゃ、相場は、この辺は大変ひどい値段だ、口に出すものはばかられるような値段です。だから、それで売

ってくださいと絶対やっぱり納得できないと思うんですね。隣の土地、市街化区域もあるわけですからね。650万で売ったのに、それより安い値段で売れませんということになりますから。私はやはり調整池は調整区域に造る、そうすれば非常にコスト安いし、買収も、未買収の地域も市街化調整区域ですから、それは町だから開発できる町の特権ですから、だからそこをやるのには、ぜひ調整池を、私は遊水地が一番いいと思うんですが、駄目だとしても調整池を、すぐその地域に造って進めるのが、この問題解決になるんでないかと思いますが、再質問をお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

前の質問の中でもご答弁申し上げましたけれども、非常に貴重なご意見であるというふうにも聞いておりますし、いわゆる限定的に、いわゆる都市計画区域の中での開発という限定的に土地が決まってくるというふうな状況です。そういった中では、有効に活用するにはどうしたらいいのかということ、今行政サイドの中では検討を重ねているところでもございますので、そちらについて、貴重ないわゆる用地を今後活用するには、そういった考え方も必要ではないかなというふうなこともありますので、その辺については検討課題とさせていただいて、早いうちにその辺の対応はしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、今の町長の決意を達成するものでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

大きな2番目に入ります。

町民の健康寿命を延ばす対策についてでございますが、介護保険料は3年ごとの見直しのたびに値上がりの傾向にありますね。当然だと思います、高齢化が進んでいくんですから。年を取れば体も衰えますし、認知力も衰えます。必然的にこれは、今の制度のままでは値上がりをするのをやむを得ない、政府の答弁が、例えば消費税上げるときに、福祉のために使うんだと言いながら、彼らはごまかして法人税の減税に使ってきたんです。だから、今、大企業の内部留保は500兆とか600兆という巨額になっているんですよ。これは法人税の減税が大きく効果を表している。そして、福祉の掛金が介護保険とか何かで、健康保険とかでどんどん上がっている。こういうごまかしを政府はやってきたんですね。そのために、なかなかこれは大変だ。

しかし、保険料ばかりではなくて、やっぱり健康寿命を延ばすということは、みんなが健

康で元気に生きられる社会というのは、町づくりの要諦でもあると思うんですね。だから、そのための取組について、以下質問をさせていただきます。

これは、高齢者が楽しく集えて交流ができる場として、安くできる温泉というものは、健康寿命を延ばすために大いに効果があるというふうに考えるんですね。例えば、私が町のプールを造るときに矢吹町を視察しました。そして、矢吹町の介護保険を調べたんですね。そうしたら、鏡石と比べて標準の料金で1か月1,200円違ったんですよ。それ年間で1万四千何ぼですね。これだけ違ったんです。それはなぜか、いろんな要素がありますよ、それだけではない。しかし、そのとき矢吹町は何をやっていたかということ、プールにただで60歳以上の人を入っていたんです。お年寄りが、プールのジャグジーで、もう満員状態でいろいろおしゃべりをして、そして楽しんでたんですね。ですから、私はこれが大きな要素であったというふうに思うんです。町も、やはりそれをやるべきじゃないかということで、私は何回もこの場で質問したんですけども全く聞き入れられず、今灯油が大変値上がりしていますね。

この灯油を無駄に使って、SDGsもへちまもない、私は思うんですね。ドラム缶に換算したら7本も8本も、冬1リッター100円、私は調べた頃は二十何円くらいですよ、灯油というのは。それが今100円の上ですよ。そういう灯油をたいて、今プールの水を、水温を30度に温めて、ジャグジーにも灯油は、もちろん灯油で温めたお湯を使っていますから。この辺を考えれば、私は町の経済上も一時的には投資が必要ですけども、いいんじゃないかと思うんですが、この町の温泉についてどう考えているかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、第6次総合計画の中で健康長寿の町づくりとして、健康維持・増進の促進に取り組んでいるところでございます。温泉療法の医学的効果としては、疼痛緩和、血液循環の改善などが挙げられ様々な効果があることは承知しております。保養的な効果としても、ストレス軽減やリラックス効果などにも効果があり科学的に示されておりますので、心と体の健康づくりにつながっていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） お言葉ですが、それは非常に前向きな捉え方ですが、その後が欲しいんですよ。健康にいいというのは分かったんですけども、では何をやるか、温泉とは言わ

ないんでしょうか、あるいはプールのジャグジーを温泉にしてプールの水温を30度にするための対応もできるんで、ボーリングをして温泉に引くと、こういう話にはならないんでしょうか。再質問をいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

温泉につきましては、やはり大きな費用がかかるものでございます。これにつきましては、やはり費用対効果、さらには複数の要件等がございます。これら、調査しながら進めていかなければならないと考えております。まず、利用計画であったり施設の運営、さらには事業趣旨など経営の健全化なども含めた中で、そういったものを調査研究しながら、あらゆる面で調査しなければならないと感じてございますので、現時点につきましては、温泉のほうの計画というものにつきましては、ないというふうな形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） お言葉なんです、やるという構えのない中で検討も何もないですね。だから、やはりやるということで、やっぱり取組を進めていただきたいと思います。やはり矢吹の、今でも矢吹の高齢者はプールの利用料も有料にはなったんです、昔は60歳以上ただだったんだけど、今は有料になったんだけど、6か月の定期で70歳以上の人は4,000円です、半年4,000円でプールを利用しサウナを利用してジャグジーの温泉を利用できると、こういう施設なんです。ぜひ考えていただきたいものだというふうに思います。

時間も限られてきますので前に進みます。

2番はそういうことで一緒ですね。これから検討していただきたいということで、時間の関係で（2）番に入ります。

○議長（角田真美） いや、②のほうはどうなんですか。

○11番（円谷 寛） ②は、だからこれ、毎回検討、じゃ、答弁もらいますか。

矢吹町の町営温泉と同時に、温水プールもジャグジーに温水を入れることで、たくさんの高齢者が利用している、非常に安い値段です。大いに見習うべきと考えるが執行の考え方についても、じゃ、一応お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

矢吹町温水プールにつきましては、平成5年10月に子供からお年寄りまで気軽に楽しむこ

とができる施設として利用されております。温水プール自体は、あゆり温泉の温泉熱を利用して地下水を加温しております。プールバスには温泉水が使用されており、ジェット気泡を出すことができる設備となっております。これは、マッサージによる肉体的リラクゼーション効果を目的とし、また、温泉の熱によりプールで冷えた体を温めるために使用されているとのことです。このような効果による健康増進への作用ということは十分認識してございます。

なお、温浴の施設につきましては、先ほど申しましたが、温泉の掘削、さらには施設の建設、維持管理の費用対効果を含めまして、慎重に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 最後の言葉ですがお金がかかる、当然です。しかし、元が取れるお金なんですね、これは元が取れる投資なんです。初期投資はかかりますけれども、言ったら100円もする灯油をどれだけたいているのか。これが減るわけですよ。その部分を考えていくと、一時的には金がかかってもこれは有益なものだし、まして町民の健康にプラスになるということですから、ぜひこれはこれからも、私は取り組んで主張していきたいと思っています。

時間の関係もありますから前に進みます。

（2）番は、老人クラブの解散が各地でどんどん続いております。なぜ、こういうふうに老人クラブが解散をしてしまうのか、これを、やはり町は調査をして対策を講ずるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する、①に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

老人クラブは、おおむね60歳以上の高齢者が身近な地域を基盤として、自主的に参加、運営する組織で、会員同士の親睦、健康づくり、地域貢献などの活動を行っております。当町の老人クラブ連合会については、令和6年4月現在、7クラブで会員数は257名となっております。町社会福祉協議会で事務局を担当しております。会員数が減少している原因としては、役職への拒否感、定年引上げや高齢者の再雇用など地域外で多様な生き方をする人が増えたことなどが原因と考えられます。

また、老人クラブ以外の高齢者向けの様々なサービスの充実により、それぞれの趣味、嗜好に合ったものに参加しているものと思われれます。老人クラブで行われているものには限度

がありますが、要望などありましたら、その都度協議し寄り添っていきたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私は、前の老人クラブの会長と、昨日ちょっと話をしました。なぜ老人クラブがこういうふう解散するのか、やはり原因を聞けば、町は、例えば成田老人クラブに対しては、歴史民俗資料館の当直をさせますね。僅か1,500円で1日中あそこに出なくちゃならない。そういうのも負担になっているようだと、こう申していました。やはり金を、あれだけの施設を造ったんだから、やはりある程度かけて、職員も配置しないんですから、もう少し出してくれてもいいんじゃないかなんていう話もしていましたね。それも一理あります。そしてまた、なぜこの老人クラブがなくなっても役職員の拒否感と、さっきも答弁にありましたが、それはあります。それと、そればかりではなくして、やはり町がもう少し本気になって支援、助成をして、入館料ある程度かかっても、やはりもう少し助成はできないのかというのが疑問でございました。

どうでしょうか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） ②に対する質問の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、老人クラブ連合会に鏡石町福祉関係外郭団体助成事業補助金交付による財政支援を行っております。現在の補助金につきましては、使用用途など連合会と話し合いをしながら交付をしております。老人クラブは地域における自主的組織ではありますが、町としては各般の相談に応じながら、できる限り支援してまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、今の言葉どおりにできる限りの支援を、今後よろしくお願いをしたいと思います。

大きな3番、中学校の部活動の地域移行の取組についてお尋ねをいたします。

(1)番で、中学校の部活動を教員の負担を減らすために地域スポーツクラブなどに移行する取組は、どこまで進んでいるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校の部活動の地域移行につきましては、生徒にとっては望ましい持続可能な部活動と、学校の働き方改革の両立を実現するために、国においては、令和5年度から3年間かけまして公立中学校の休日の運動部の部活につきまして、優先的に段階的に地域に移行しようとしているところでございます。

本町におきましては、昨年度、部活動の地域移行に向けた検討会を都度実施しまして、その検証等を行うために、鏡石スポーツクラブのほうに地域部活動推進事業支援業務を委託しまして、保護者や児童生徒へのアンケートの実施、陸上部の休日の指導者の派遣を実施してきたところでありまして、その中での課題としましては、スポーツ指導者の質、量の確保や会費の在り方、送迎の負担、実施可能な種目の拡充などが課題として挙げられたところです。

こうした中で、今年度は地域での受入れ可能な種目、指導者確保などのコーディネート業務、保護者の費用負担、実施可能な種目の検証等について委託を行うなど、部活動の地域移行に向けて町内の関係機関とも連携しながら取り組んでいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 大変まとまった答弁だと思いますが、やはり先立つものは予算を、やぱりつけてやらないとならない。

（2）番ですが、やはり予算というものをどの程度に考えているのか。やはりこれは、例えば有償ボランティアという形になるのかと思うんですが、ある程度の裏づけがないと駄目だというふうに思うんですね。

それで、非常に心配されるのは、特にこの前、裁判の判決が出ました。那須の雪崩事故で、栃木県大田原の高校生がたくさん亡くなったんですね。その判決が出まして、教員に禁錮2年ですか、こういう重い刑罰が科せられる判決が出されました。遺族は喜んでいるような記事も出しましたが、非常に私はこれを残念な事件だと。素人が雪崩の予測をすることの難しさ、そういうのにあえて、禁錮になれば恐らく懲戒免職になるのかなと思うんですけども、そういう厳しい処分を教員が食らっているということで、大変残念だというふうに思いますが、しかし、我々もスポーツにはけがなどが付き物でございます。ですから、ここに対して予算の裏づけをして、十分な、損害保険というか、損害賠償とか、さらには有償とか、そういうものを含めた保険です、損害保険のようなものを町は配慮していかないと、うまく進まないんでないかと思えます。この辺についていかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まさしくそのとおりでございまして、現在、国で推進している部活動の地域移行の準備としては、指導者の育成や報酬、また、先ほどおっしゃったように保険などの準備のために大変な費用が必要となりますけれども、今のところ国や県からの補助金、交付金はありませんし、その説明もございません。したがって、移行後の補助金等につきましても、現時点では町の方には全く、鏡石町だけではなくて市町村について全く示されていないというのが現状でございます。したがって、本町のみならず県内の各市町村、特に人数の少ない町村の教育委員会におきましては、とてどもとてども国や県の補助金が示されなければ、町や村としての対策がつかれないということで、止まってしまっている自治体も実際のところございます。

現在のところ教員の部活動については全く無償でございますが、これが休日の地域移行となれば、例えば会費、例えばいろいろな団体への登録料、そういったものが当然保護者負担となってまいりますので、そうなりますと、それぞれの市町村の持っている財政規模によって補助の額が変わってしまうとなれば、非常に大きな問題となります。

したがって、今の問題につきましても、大変各自治体で苦慮しているところでございまして、指導者への育成や確保、受入先の問題のほか、報酬、活動費についての保護者負担など、そういった課題に対して、県や国に対して補助金を早く示してほしいということで、現在、市町村の教育委員会、連絡協議会なども含めまして強く要望しているところであります。今後とも強く要望して、早く具体的なものが示されるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） いや、本当に聞いてびっくりしました。これは、非常に無責任な部活の民間移行だというふうに思います。町長も教育長も、力を合わせて自治体へのそれぞれの組織などで、この問題を強く取り上げていただきたいと思います。財政の裏づけのないところに行政は存在しないと思います。ぜひ、ここは力を合わせて頑張ってください、我々もできるところで発言をしていかなければならないというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりました。

（3）番は、スポーツの中で、特に次の点についての配慮はどうなっているのかということで、2点ほど申し上げます。

1つは、高校野球の大会のとき選手名簿が新聞に載りますね。しかし、鏡石中学校出身と

いう選手内訳の、ほとんどなくなっちゃっているんですね。今年も春の高校野球の見たらばほとんどない、非常に残念です。前は、あちこちにあったんですね。木原議員と私も隣の席で、いろいろ話をしました。あれは、私のクラブの教え子だということで、誇りを持って木原議員は話していた。非常にそういう面で、木原議員が亡くなって、亡くなっちゃったということを見ると彼の功績が大きかったのかな。しかし、やはりこれは、スポーツは青少年健全育成、そういう意味でも若いエネルギーを、そういう方向に振り向けていくような大事なものではないかと思うので、ぜひ町としてもこれは考えていただきたいが、これについて何か対策はあったら教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石中学校ですけれども、生徒数はもちろん毎年減少しております、今年度334名でございまして、そのうち299名が各部活へ入部して活動しております。部活動を、もちろん選ぶのは生徒本人の意思でありまして強制できるものではありませんが、野球部のみならず全ての部活動について、活動内容や先輩方の活躍について周知して、生徒自身が興味を持って入部できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに、本年度ですが野球部に所属している生徒は17名となっております、大きな減少をしているわけではございません。今春に、実は中学校卒業しまして高校に入学した野球部員8名おりますが、そのうち5名は野球部に入部しております。ただ、残念ながらレギュラーを、あるいはベンチ入りを果たすようなメンバーにはなかなかないというのが現状でございます。

昔と異なりまして、昔、我々の頃は野球部が一番人気でありまして、運動能力の一番高い子供は全て野球部に入っているというのが当たり前でしたが、今は、運動能力の高い子供が野球部に入っているという状況は非常に少なくなっております、子供たちの好みも分散しております。また、野球部自体も、特に高校野球などは2010年を100としますと、昨年度は、もう25%減少と、毎年2,000人規模で生徒の野球部への部員数が減っております。県内でも100人規模で毎年減っております。チーム数も毎年激減しております。そういう中ですので、とにかく一生懸命部活動に頑張っておりまして、そしてそれに意味を持って、進学しても引き続き続けられるように、なお学校と共に子供たちの指導に当たってまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） いや、大変な悩みもお聞きをいたしました。しかし、やっぱりそれに負けないで対策を強めていただきたい。やはり若いエネルギーを、やはりそういう方向で伸ばすような取組としても重要だというふうに思います。

②番は、我が町には、町としてどこにもない立派な温水プールがあるんですが、中学校にも矢吹町のようにスイミングクラブを設置すべきでないか。矢吹町は、大変活発に毎週2回くらい午後からスイミングの練習をやっています。大変すばらしい泳ぎ方をしております。我が町でもああいう姿を見せれば、せっかくこういう施設を、これほど金をかけて維持費をかけて造っているんですから、活用しないという手はないんじゃないかと思うんですが、この辺について答弁をいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど申しましたように、鏡石中学校においては、毎年生徒数が減少傾向にありまして各部活動の部員数自体も減少しております。また、子供たちの数の少ない部活の存続が厳しくなっておりまして、部活動数も減少しているという状況になっておりますので、なかなか新たな部活動の設置は難しいものと考えております。

なお、現在、岩瀬地区内の中学校では水泳部を常設している学校はございません。ただ、先ほどご質問にありましたように、現在行われている部活動の地域移行が進みまして、土日の受皿としてスイミングクラブのようなものができるという可能性はあると思いますので、そういう状況になったときには、平日は中学校で違う部活動に通っている子供たちが、土日は自分たちの望みに応じてスイミングクラブに通うといったような状況も可能性はあると思いますので、今後参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） いろいろ生徒数の減少など、教育委員会としても悩みがあるということを理解することができました。

今、最後に教育長が申しましたように、やはりこれを機会に中学校にも矢吹町のようなスイミングクラブを、この機会を利用して設置をすべきではないかと思います。非常に元気に矢吹の中学生は水泳の練習を、女子部員を含めて一生懸命やっておりますので、我が町でもああいう姿が見えれば、せっかく我が町のプールは近隣町村にないような非常に立派なものがあります。こういうものを活用して、子供たちがそういう面で能力を伸ばせるようなものに活用していくことが大事なんではないかというふうに思います。

やはり、スイミングクラブの設置については、課題はいろいろあるんですけども、やっぱりやるんだと、こういう構えがないと、そのうちできるだろうではいつまでもできませんので、もう一步踏み込んで、やっぱりぜひつくりたいとならないと、管内にはありませんという、それが免罪符になって、そうですかということになってしまうのかなと思いますので、もう一步ここを踏み込んで、やはりこれだけのプールあるんだから、まして学校のプールは、今何か、老朽化して造らないというふうなこともあるんで、町民プールを利用した取組を強めていくためにも部活におけるスイミングクラブ、これをもうちょっと一押し、強い答弁をお願いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申し上げましたように、学校として新たな部活動を設置する状況は非常に難しい状況にありますので、やはりもしプールの活用ということを考えるならば、今後、今、地域の部活動移行の中で、どんなスポーツができるかということを検討しておりますので、その中でスポーツクラブ等々検討しながら、水泳についてもさらに検討してまいりたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 質問終わりますが、ぜひ今までの答弁の前向きな部分を、ぜひこれからの町政に生かしていただきたいということを要望しながら、質問を終わります。

以上です。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員の質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、11時20分まで休議いたします。

休議 午前11時11分

開議 午前11時19分

○議長（角田真美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 畑 幸 一

○議長（角田真美） 次に、1番、畑幸一議員の一般質問の発言を許します。

1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） おはようございます。

1番、畑幸一です。

第4回定例会において、通告により質問をいたします。

「野にも山にも若葉が茂る、あれに見えるは田植じゃないか」爽やかな季節になりました。今月6月は環境月間です。全国植樹会も執り行われました。脱炭素、地球温暖化防止に向け環境問題に様々な取組が行われています。当町でも、町内美化運動、地域ごとに環境保全の取組、昨日行われた「花いっぱい運動」、観光振興事業のあやめ祭り、フローラの優しい町づくりの推進を図っています。緑豊かな当町の自然と調和の取れたコンパクトシティ、景観づくりと生活環境の推進が町政運営には不可欠と思われまます。町の憲章の一つに、「自然を愛し、調和のとれた美しい町をつくりましょう。」とあります。新たな町づくりの方向性の課題として、町長の町政運営と抱負について伺います。

(1) まちの誇りと魅力づくりの方針と展望についての考え。

優雅な心と人の心を引きつける戦略、町のイメージアップにつなげる意向を伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町の誇りと魅力づくりという言葉につきましては、本年度の主要事業の説明に使用させていただいたものでございます。私たちの町、鏡石は、ご承知のとおり全国ブランドであります唱歌「牧場の朝」に歌われた緑豊かな自然環境と優れた立地条件に恵まれた美しい町と私は思っております。その中で、牧場の朝のイメージであるすがすがしさと美しさを大事にして町民が毎日を元気に過ごし、ふるさと鏡石町をマイタウンと呼べるような安全で安心して暮らせる町づくりを進めながら、誇りと自慢の鏡石をつくりたいというふうに思っております。そうすることで、次の世代につないでいくことが大きな町づくりの一つなのかなというふうに私は思っております、その基本方針の中でまちづくり、仕事を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

[1番 畑 幸一 登壇]

○1番（畑 幸一） 可能性とチャンスをつかえ、将来に向けての魅力あるまちづくりが実現できるよう、再認識をして取り組んでいただきたいと思います。

次の(2)に入ります。

町政、町民に夢と希望を抱かせる方策についての考え。

町民は何を望み求めているのか、頑張れば笑顔になれる健康で豊かな暮らしのできる未来

に向けての手だて、夢と希望のメッセージがあるのか、考えを伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

町政に夢と希望を抱かせる方針とのご質問でございますが、ただいま質問にありましたとおり、鏡石町は昭和58年3月に町民憲章を制定してございます。その中の一つには、先ほどありましたように「自然を愛し、調和のとれた美しい町をつくりましょう。」、第2点は「お互いにはげまし助け合って、しあわせな町にしましょう。」、第3点は「楽しく働き、活力のある伸びゆく町をつくりましょう。」、そして4点は「すこやかな心をはぐくみ、心豊かな町にしましょう。」、5点が「心身をきたえ、安全で明るい町をつくりましょう。」と、5つの憲章を制定してございます。

そういった中で、今回、我が町は第6次の総合計画ということで、今年が3年目を迎える長期総合計画がございます。そちらの中でも、安心、健康、進化を基軸とした町の第6次総合計画に基づきまして、町の魅力の発掘をはじめ、道路、水道等、インフラの充実、そして教育環境施設の整備、子育て、少子高齢化対策、健康、まちづくりなど主要な事業について、長期的かつ計画的に事業を進めていくことが重要であるというふうに考えております。鏡石町が、そして町民の皆さんが元気になれるようなまちづくりこそが、町民に夢や希望を抱かせる方針であるというふうに考えておまして、その具体的な方策としましては、私が申し上げているスマイル、スピード、シンプルな3つのSを政策を推進しながら、町民の皆さんに対する政策と実現の見える化、情報発信力の向上に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 日常の暮らしの中で夢と希望が持てる、そしてかなえられる、お互いに向き合い安心・安全に暮らしていける、住んでよかった、幸せな生活ができるまちづくりを将来に向けての政策に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、（3）番に入ります。

「牧場の朝」リブランディングの事業の主要な内容について伺います。

町の多彩な魅力ある事業の展開と思えますが、イベントのPR、活性化促進の主な仕様と内容について伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

本年度の「牧場の朝」リブランディング事業につきましては、まず今年で12回目を迎えます田んぼアート事業につきましては、童謡、唱歌シリーズといたしまして、七夕ものがたりを題材として選定をさせていただきました。また、昨年実施し、たくさんの皆様にご来場いただきました唱歌「牧場の朝」40周年の集いの内容を継承いたしました音楽イベントを開催し、唱歌の町鏡石を内外に発信してまいりたいというふうに考えております。そして、あわせまして唱歌「牧場の朝」と鏡石町の関わりを知ってもらうことを目的といたしました小学生向けの学習資料を作成いたしまして、学校において活用していただくことを計画しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 新しい発見と、さらなる町の魅力を発信して町としてのバージョンアップを図り注目される町、来てみたい町を目指して推進を務めていただきたいと思えます。目配り、気配り、心配りの答弁ありがとうございました。

次、2に入ります。

令和6年度町予算における概要について。

（1）番、依存財源と自主財源の構成比率は何%か伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和6年度におきます一般会計の当初予算額につきましては、63億4,000万円となっております。そのうち、依存財源と自主財源の構成比率でございますが、地方交付税や国庫支出金など国や県の割当てや、補助基準によります収入であります依存財源につきましては58.6%となっております。町税や寄附金など町が自主的に収入できる自主財源は残りの41.4%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 構成比率は41.5%とお聞きしましたが、金額に直すと自主財源は大体予算63億について大体26億円という、63億について予算から26億円ということですが、これを見ますと、依存財源に対しては約37億円というようなこととなりますけれども、この比率については適正なのか、また基金からの取崩しと思われる繰入金についてはどうなのか、

お尋ねいたします。

○議長（角田真美） これは何番になりますか。それとも先ほどの……

○1番（畑 幸一） 続きです。

○議長（角田真美） 先ほどの質問と中身同じですね。

○1番（畑 幸一） そうです、はい。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

自主財源のうち41.4%と、依存財源の58.6%の割合でございますが、こちら、もちろん自主財源が100%に近くなればなるほど自主的な財源ということで自由に使えると。依存財源につきましても、いろんな基準に基づきまして国や県からもらっている財源ですので、割合が高ければ高いほど自主的な事業に進められるというのが基準でございますので、高いか低い点におきましては、もちろん100に近ければ近いほどいいというふうな見解でございます。

また、繰入金につきましては、63億円のうちの6億7,000万、6億8,000万弱でございますので、約10%、11%近い金額になっております。こちらにつきましては、基金等、目的基金等がございますので、それぞれの事業に合わせた形で繰入れをしているものでございます。こちらにつきましても、当然、基金とか使わずに税額なり自主財源が全て歳出に充てられればいいことではございますが、なかなか財政厳しい中では、いわゆる貯金を取り崩して事業を進めているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 包括的に見て、財源環境の状況についてはどうか伺います。

○議長（角田真美） これは（2）番でしょうか。

○1番（畑 幸一） 再々質問です

○議長（角田真美） （1）の続きですね。

○1番（畑 幸一） （1）の続きです。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

こちらのほう、先ほど申し上げましたように、自主財源が多ければ多いほどいいことではございますし、そのうち税収につきましても、16億円強と、16億4,000万弱という形でござい

ますので、いわゆる2割5分、2割6分ぐらいの26%弱の財政構成となっております。こちらにつきましても、町税が多ければ多いほど町としては自由な町政運営、財政運営ができますので、こちらのほうにつきましても、自主財源の確保の中では、収納率の向上等、税収の確保において努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 財政確保については、一番に私が思うのは企業誘致があれです、課題と思われま。ぜひ産業の育成とか、こういったものを取り組んで推進していただきたいと思ひます。

以上です。

（2）の財政力指数の強化の取組について伺ひます。

財政力をはかる指標、数値、基準のポイントはどこか伺ひます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

財政力指数につきましては、普通交付税におきま。基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均で算定されるものでござひます。こちらにつきましては、指数が1に近ければ近いほど普通交付税における留保財源に余裕があるとされてお。令和4年度の決算におきま。町の指数につきましては0.58という形でござひまして、県内の59市町村の平均値につきましては0.46という形でござひますので、若干上回っている状況にあります。ただ、先ほど申し上げました財政需要額につきましては、伸びがありまして、その数値につきましては、若干減少傾向にあるのかなというふうに考えてお。ひます。

このため、町におきま。は、収納率の向上対策を中心としまして、税収の確保などの自主財源の増額に努めてまいりまして、引き続き、人口増加や地域活性化につながる魅力ある町づくりに取り組みながら、自主財源の比率の向上に努めてまいりたいというふうに考えてお。ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 財源の確保の強化が課題と理解いたしました。

（3）番に入ります。

実質公債費比率は何%か、一般財源の比率は何%かお伺ひします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

実質公債費比率につきましては、いわゆる一般会計におきます公債費だけではございませんで、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを示したもので、その地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものでございます。先ほど申しました公債費に加えまして、公債費に準ずる公営企業や一部事務組合の償還負担金も含めた実質的な公債費の割合となっております。ご質問の町の実質公債費比率につきましては、直近の令和4年度の決算におきまして9.0というふうな数字になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 財政上は厳しいと思われますので、計画的財政運営に取り組んでいただきたいと思っております。

（4）町債の新規発行に係る使用目的について。

特定の事業財源の起債なのか、基金への補充繰入金なのか中身についてお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、事業の財源を補うため国の地方債計画に基づきまして起債を発行しております。必要な資金を借入れしまして、外部調達しておりまして、道路事業や土木施設、公共施設の整備、水道などの公営事業の建設改良などに利用しているというような形でございます。令和6年度におきます、一般会計におきます起債発行予定額につきましては、4億5,854万円という形でございます。主な使用目的としましては、農業用ため池の新設工事費に1億6,320万、町道整備費に1億3,780万、都市公園整備費に5,300万などを充当する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 起債発行については、有効活用、安定的財政を図っていただきたいと思っております。

（5）に入ります。

予算編成に反映するための特別枠の編成の具体的内容について伺います。

昨年10月から11月、2か月間、町政懇談会が実施されました。13行政区での意見交換会において、町民からの意見、要望など生の声を予算編成に取り入れたと認識をしております。特別枠を設けて編成したきめ細かな予算の振り分けの内容と、特別枠とは優先的な配分枠なのか伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和6年度当初予算におきましては、地域住民の課題やニーズへの迅速な対応、少子化対策、子供政策など将来のまちづくりの投資となる重点施策を推進するために、議員のおっしゃるように特別枠を設定しまして、各課から別枠で要求を受けまして予算編成に臨んだところでございます。

具体的には、先ほど議員がおっしゃったように、行政区要望や町の町政懇談会、こども議会でのご意見など、地域課題への対応事業や子育て支援、健康福祉センターの活用によります町民の健康づくり、「牧場の朝」のまちづくりなど、重点事業の推進事業につきまして優先的に事業展開を行うべく設定したものでございまして、そちらに基づきまして査定を行い予算化したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 創意工夫の効果的、効率的な取組と理解しました。成果を期待いたします。

（6）一般会計の町債残高と基金残高の状況は、について伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、一般会計の町債残高につきましては、令和5年度末、3月31日現在で概算ではございますが約58億9,800万となっております。このうち21億5,000万円につきましては、普通交付税の財源不足を行うために発行する臨時財政対策債の残高でございまして、元利償還金につきましては、全額普通交付税の算定基礎となる地方債でございます。

次に、一般会計の基金でございますが、財政調整基金や特定目的基金など現在11の基金を有しております、3月31日現在でございまして約22億400万円となっております。なお、こちらのほうにつきましては3月31日現在ですので、出納閉鎖期間におきまして、ちょっと移動が出てくるという形でございますので、3月31日現在の数字として捉えていただければ

と思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 健全化を目指し持続可能な運営を求めます。

（7）に入ります。

算定基礎数値による町民1人当たりの貯金と地方債はどのくらいあるかお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

算定基礎数値という形でございますが、今年度、初日でございます令和6年度4月1日現在の人口として計算させていただきます。こちらの人口につきましては1万2,061人とされておりまして、前の質問でご答弁させていただきました5年度末の3月31現在の残高等で、残高で算定した割合で申し上げますと、町民1人当たりの、いわゆる貯金という基金の割合金額につきましては18万6,000円、起債のほうの起債残高、借入金、借金の額につきましては、約48万9,000円というふうな形で割り返すと数字が上がっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） よく分かりました。備えあれば憂いなし。

以上です。

3番に入ります。

観光産業について。

（1）町の観光強化と観光人口交流の効果を上げる施策の考えを伺います。

町の随一の観光資源である田んぼアート事業の効果的活用と交流の拠点づくりと組織ぐるみのブランド化が誘客を図れる観光強化と思われませんが、そっちの認識はどうか、伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町には、年間2万人を超える観覧者を数える田んぼアート、あるいは鳥見山公園、ふれあいの森公園、岩瀬牧場などの観光資源、こちらございます。これらの観光資源を生かした交流人口の増加策としまして、今年度から未来を描く市町村等支援事業助成金を活用し、移

住、就農モニターを通じた総合的な情報発信事業に取り組んでいるところでございます。また、本定例会補正予算に上程させていただいております福島再生加速化交付金活用事業の地域魅力向上発信事業では、さらなる情報発信、あるいはモニターツアーの実施などを展開して交流人口の拡大を図ってまいりたいと、このように考える所存でございます。

さらには、令和8年度には、JR東日本とのタイアップによる大型観光キャンペーンになります福島デスティネーションキャンペーンが予定されております。また、前年の令和7年度には、そのプレキャンペーンの実施が決定しているところでございます。こうした機会を生かしまして、近隣市町村や町内外の関係機関と連携した事業展開を図りまして、交流人口の増加、1人でも多くの方に鏡石町を訪れていただけるよう、今後検討・協議を重ねてまいると、こういったところを予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 世代に応じたニーズのアピール、滞在時間を長くする取組、歩いてみたい周遊コースの設定、楽しめる、楽しませるイベントなど、おもてなしの見解はどうかお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 1番議員の再質問にご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるような滞在時間の延長ですとか、そういったところ、これも考えているところでございます。年代別のアピールというふうなところにつきましては、今年度、行います移住、就農モニターの情報発信、こういったところ。それから、先ほど答弁させていただいております本定例会の補正予算に上程させていただいております地域魅力向上発信事業におきましては、インフルエンサー、SNSを活用した情報発信に取り組んでまいりたいと。こちらSNSを活用されている年代というふうなことにはなるかとは思いますが、そういったところで、年代別のアピールというふうなところも強化してまいりたいと、このように考えているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） おもてなしの答弁ありがとうございます。

（2）に入ります。

鳥見山公園内と、駅東の周辺にオランダ風車の建設はどうかをお尋ねします。

明治13年、西洋式の牧場が我が町に日本で初めて設立されましたが、明治40年、オランダからホルスタイン牛13頭が輸入され、友好のあかしとして「牧場の朝」の唱歌に出てくる鐘が贈られた。百数十年の歴史があるオランダ国友好の指標と町の観光シンボルとして、建設計画の考えはあるか伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

オランダ風車の設置につきましては、現在、駅西口にミニ風車、それからホルスタイン牛のオブジェが設置されているような状況でございまして、新たな風車の設置について具体的な計画、検討というのは、現在のところございません。こういったシンボル、あるいはランドマーク的な建造物につきましては、これ単体ということではなく、公園等の施設や周囲の風景との一体化により、より訴求力が高まるのもと、このように考えるところでございます。それを考慮しますと、駅西口の全体のグラウンドデザインと申しますか、そういった開発計画、開発プランと併せて行うというのが非常に効果的なのかなと考えるようなところでございます。今後、そういったところの町づくり検討に際しての貴重なご意見として承りさせていただきたいと、そのように考えるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） オランダ風車というのは、もう財源的にも大変なことは分かります。私も、スマホで一番近い那須の公園の風車があるところを、ちょっと調べてみたんですけども、高さが大体15メートルくらいあるということです。平方メートルも結構あるんですけども、指定管理の人たちの答弁ではなかなかいい答えができなかったんですが、私としては鳥見山の南地の広場、あの辺のチューリップとか、いろいろ植えているお花畑の上辺りが適当かなと思います。また、東口については、ちょうどグリーンロードに行くヘアピンカーブがある、あそこがちょうど、多分町で買収しているからだと思うんですけども、あの辺が適当かなと思うんです。あそこから見ると、ちょうど図書館から、ちょうど見る感じだと思いますので、どうしてもやっぱりシンボルが欲しいということです。財源としては、いろいろな集め方があると思うんですけども、例えばふるさと納税の寄附金が今の5倍くらいに伸ばしていただくとか、クラウドファンディングですか、そういったものの活用とか、ネーミングライツとか、例えばオランダ大使館と直接掛け合って寄附してもらおうとか、そういう手もあるんじゃないかと思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私の質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 1番、畑議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで13時まで休議といたします。

休議 午前 11時55分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 稲田和朝

○議長（角田真美） 次に、7番、稲田和朝議員の一般質問の発言を許します。

7番、稲田和朝議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 午後、皆さん、眠い中になる時間帯なんで早めに終わらせてます。

早速、質問に入ります。

1、蒲之沢地区の町道についてお伺いします。

（1）朝夕の通勤時に非常に混雑して、農作業に支障が出ている。町道鏡田14号線、鏡田15号線の拡幅の予定はあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道は国道118号線のバイパス、松塚バイパスの開通もあり、この町道は近道として利便性がさらに高まり交通量が増加している状況であると認識しております。

この状況を鑑み、町では道路の幅員を確保するため、側溝蓋設置や、昨年度においては道路側溝改修工事により交互通行を容易にしてきたところでございます。

また、この道路は耕作道路として1車線幅員5メートルで整備したものでございまして、特に通勤時には交通量が増加し、農作業に支障を来している状況であると思っております。

本路線の拡幅計画は、現時点においては具体的な計画はありませんが、現状を勘案しながら町の道路整備計画の中で計画、検討を進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 今のところ拡幅の予定はないということで、将来的にはやっていただけたらと思っております。

次に、（2）拡幅の予定がないのであれば、待避所、現在3か所ありますを何か所か増や

すべきではないのかなと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年度、118号線交差点手前の町道曲線部において、道路の側溝改修を一部行ったところ  
でございました。

今後も道路の利用状況を把握しながら、待避所の必要性なども含めて、調査、検討をして  
まいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 拡幅がないということで今、側溝等を各自やっているということですが、  
待避所そのものは造る予定はないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 7番議員のご質問、再質問にご答弁申し上げます。

待避所を設置するに当たっても長さ20メートル以上、幅員としては5メートル以上確保し  
なければならないという状況です。当然ながら、その待避所設置するに当たっては、近隣の  
住民の協力を得ながら、用地交渉、用地の取得ということも必要になってきますので、そち  
らも含めながら検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） そのように行っていただきたいというように思います。

次に、2番に移ります。

笠石中町地内のU字溝の入替えについてですが、道路との段差があり、住宅の擁壁にひび  
割れが出ている。中町155番地、156番地の北側のU字溝の入替えは難しいのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

以前からご相談がありました現地状況は把握しております。

以前より側溝が低く、それに合わせて住宅の擁壁が立っている状況であると認識しており

ます。

道路側溝としては、現地確認より構造的な問題はないと認識しているところでございます。

擁壁につきましては、個人の所有物であるので、所有者が改修や補修をしていただくようになります。その際、側溝等の入替えが必要であれば原因者負担、道路法の24条になりますが、その工事により実施していただくことになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 今のところ難しいということですが、あそこに土盛りという選択肢はないのでしょうか。蓋、側溝に蓋をして。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 現状的には側溝に蓋はかかっております。ただ、そこを盛土するということになると、側溝の維持管理のところの関係上、進めてまいりますと当然ながら維持管理上の不便を来すという状況になっております。その関係で側溝等の布設替えが当然必要になりますが、こちら大規模な工事となりますので、その際にはいろいろな条件的にもございますので、そちらを勘案しながら進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 今、側溝は確かにあります。蓋はしてありますが、難しいということなんで、長期的に考えて工事を行っていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（角田真美） 7番、稲田和朝議員の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 次に、9番、吉田議員の一般質問の発言を許します。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 9番議員、吉田孝司であります。

今回は、私の3期目通算20回目の一般質問となりまして、今回も一生懸命やってみようというふうに思います。

いつもは時間との戦い、あるいはこれはまた自分との戦いになるわけですがけれども、有意

義な議論になるように進めてまいりたいというふうに思うわけでありませう。

私は原稿という原稿は書いておりませんので、質問メモ、それを基にして、今日、私、まさしく今私がリアルタイムで考えていることを執行側に強くぶつけてまいりたいというふうに思うわけでありませう。

私は今回一般質問のトリ、大トリでございまして、9人中の9番目ということで、これまで8人の一般質問、ほかの議員の一般質問を見てまいりましたがけれども、本当に皆さんのほかの議員がそれぞれの立場で、経験あるいは背景、様々でありますけれども、それぞれの立場で立派な質問をされているなど、それに対して執行側も真摯に答弁をいただいているなどというふうに感じております。

私は、一般質問をやるたびに町民の方に傍聴を促すようなチラシを政治活動の一環としてやらせていただいておりますが、先般、町島議員が、実は私がいつも言っているようなことと同じようなことを言ったので、私個人の考えを改めて申し述べます。

私、吉田孝司は、やらない、できない、言い訳を探すのではなく、やる、できる方法や手段を本気で考えて必ず実行しますということを私自身の政治信条としてやってまいりました。

そして、これを見ていただいている町民の方々、そしてまた執行の方々、見ていただいていると思うのですが、町島議員のおっしゃったことを重ねて言うわけではありませんけれども、私ども議会議員もやる、できる方法や手段を本気で考えますので、執行側にも一緒になって考えていただきたいというふうに思うわけでありませう。

ただ単に問題提起、あるいは質疑、質問をするわけではなくて、一緒になってやる、できる方法、手段を考えていただきたいということで、今日の一般質問のほうもご答弁を賜りたいというふうに思うわけでありませう。

さて、一般質問に入ってまいります。

通告に従い、順序よく進めてまいります。

まず初めに、1番、医療福祉と健康長寿のまちづくりということで、私の1番のテーマであります。実は、この医療福祉と健康長寿のまちづくりというのは、私が平成27年に初めて町議会議員に当選したときのポスターに書かれたスローガンでございます。

健康長寿のまちづくりということで、今般、この議員会の中でも議論になっている言葉でありますけれども、町の計画の中にも入っておりますけれども、私は自分の専門が医療でありますから、それに関連しまして医療福祉と健康長寿のまちづくりということを平成27年からもう8年、9年になるわけですけれども、ずっと訴えてまいりました。そういう中で、町の総合計画の中にも健康長寿のまちづくりという言葉が取り入れられることになり、これは決して私が言い続けたわけではないんですけれども、やはり時代のニーズ、町民のニーズから執行側が真摯に向き合っていただいて、取り入れていただいたテーマであるというふうに私

は認識しております。

そこで、今日はこの医療福祉と健康長寿のまちづくりについて、多方面にわたる議題とはなるんですが、(1)から(4)の質問を用意いたしましたので、それぞれお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、(1)番であります。町内でも増加する認知症高齢者への施策をどのように進めていくのかということをお尋ねするんですが、その前に申し述べますけれども、失礼しました、一番先に伝えなくちゃいけないのは、それこそ2024年6月号ですから今月号の広報かがみいしの6ページ、7ページに、これはちょっと白黒で申し訳ございませんけれども、認知症支援ということで、我が町が一生懸命やっているということで書いてございます。ここにある程度のごことがまとめられてしっかり書かれているなという感想でございまして、そしてまた、これがこれまで行われてきた取組、あるいはこれからやろうとする取組がしっかり書かれておりますので、本当に素晴らしいことであるなと思いますし、私自身も応援してまいりたいなというふうに思います。

その中で認知症あんしんガイドブックということで、専門的な用語では認知症ケアパスというような言い方をするんですが、認知症あんしんガイドブックのほうも作成を見たということで第2版が作成されました。

私、うちの家内やうちの職員たちもいろいろ意見等申し上げさせていただいて、その他たくさんの方々の意見を申し述べさせていただいて、今回改訂を見て、このような立派な冊子となって町民の方々に配られることになったわけです。

これもよかったなと思ったのは、先ほど急いでいただいたんですけども、カラフルで、しかもなおかつ見やすくシンプルになっています。原案の段階では白黒のもので企画したんで、どういうものが出来上がるんだろうというイメージが湧かなかったんですけども、カラフルでなおかつ、町長がおっしゃるようにシンプルで町民の方々に分かりやすいような内容にまとまっておりますので。これ冊子型でもいいんでしょうけれども、広報かがみいしのQRコード、今回たくさんQRコード載っているんです。これ物すごいいいなと思ったんです。これからの時代はこれなんですよ。このような形でQRコードでスマートフォンでも見られる、PDFで見られるということで。逆にある意味、本というのはそのときはいいんですけども、逆にかさばったり探すのが大変で、逆にこのような形でデータ化されてそれを見られるということは素晴らしいなと思って感心しておったわけでありまして。

そういう中で重ね重ねお尋ねをするのは恐縮ですが、先般の新聞の記事にもありましたように、認知症高齢者は将来的に6人に1人になるというふうな計算がされております。2060年には6人に1人でございまして、このような推計がなされていると。そして、今回の推計においては、予備軍、軽度認知障害MCIというふうに略すんですが、軽度認知障害

は3人に1人になるだろうということで、これ合わせれば物すごい人数になってくるということになりますので、2人に1人なんていうふうな書き方もありました。高齢者の2人に1人が認知症だと。あるいは認知症の前駆症状である軽度認知障害ということになるということに推測されていますので、そういう中で2060年ですから、あと35年後ということになると思うんですが、その頃にどうするんだという、そこを見据えてこれからの我が町の認知症対策も進めなければならないというふうに思う中で、(1)番の質問になります。

もう一度、重ね重ね読みますが、町内でも増加する認知症高齢者、これへの施策をどのように進めていくか執行のお考えを伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、令和6年度から令和8年度を計画期間とする高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画における基本目標の一つに認知症施策の推進を掲げております。認知症に関する正しい知識と認知症の本人やその家族に対する理解を持ち、見守り体制拡大のため、町内の小中学生や一般の方を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代から普及啓発を図っております。

また、住民が認知症支援の話題に触れ、考えるきっかけを増やすため、認知症のある方やご家族、地域住民などが集まり、情報交換や交流を行う場である認知症カフェの実施主体を現在の1つから今年度から3つに拡大して開催するほか、天栄村と共同設置の認知症初期集中支援チームの活動としまして、映画上映会や講演会を開催してまいります。

今後も認知症の方や家族ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、地域全体で支えていく基盤づくりを進めていく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひそのような形で進めていただきたいというふうに思うわけでありませ

先ほど、課長説明にあった計画についてはこのようなやっぱり立派な冊子になって、私も一通りわあっと読ませていただいて。

今、課長答弁いただいたのは、64ページにある内容に基づいて、さらにそれを肉づけしていただいて説明いただいたものだというふうに理解します。

実は、皆さんご存じのように、令和6年1月1日ですから今年1月1日からいわゆる認知症基本法、長い名前で共生社会の実現を推進するための認知症基本法というんですが、これ

は俗称、認知症基本法と呼ばれておりますけれども、その中にこの対策、これは国が進めていくと、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会を目指すために国が率先して、あるいは地方公共団体も同じような立場で進めていくということになっています。ですから、その本部長、推進本部長は、いわゆる内閣総理大臣になっているわけですが、そういう中であって国は、認知症施策推進基本計画を策定することになっている。その内容としては、いわゆる認知症の人及び家族等の声を聞くということが主眼になっておりまして、まさしくその共生社会を実現するためには認知症の方、あるいは認知症の方の家族の意見を聞かなければ、もしかしたら一方的な施策になってしまうかもしれないということで、今回このような話になっているわけです。

その中であって、都道府縣市町村は、それぞれ都道府県計画、市町村計画を策定する努力義務があるとされています。ですので、努力義務ですから、何でかんでやらなくちゃいけないということではありませんけれども、制定する努力したほうがいいよと、制定すべきではないかというふうに考えております。

同じように、認知症の人及び家族等の意見を聞きながら、この認知症施策の進めていかなければならない基本計画を町にもつくる努力があると、努力義務があるということになっていますが、この辺はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの答弁で申し上げました令和6年度から令和8年度の計画期間で、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の中で、認知症施策の推進を掲げております。これは、今年度の3月に計画が出来上がったばかりで、本年4月から計画がスタートしたというものでございます。

先ほどの答弁のとおり、この計画の中で認知症に対する施策をうたっておりますが、今、議員がおっしゃられました町の努力義務、こちらについても周りの市町村とも足並みを合わせるような形になるかと思うんですが、その辺も情報交換しながら取り組むべきことは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） よろしく申し上げます。

私から提案ということで、（1）番について提案申し上げますが、そういうふうな認知症の方、あるいは認知症の方のサポートする者として、先ほど課長おっしゃったような認知症

カフェ、これが3か所に充実されたということは、物すごい大きいことだと思いますし、お隣の須賀川市では、いわゆる認知症伴走型支援事業ということで、そういう相談窓口を介護施設の中に設けたりしております。これは、公がやることを民間委託やるべきことといたしますか、公が民間委託をして進めているという事例もありまして、これが全国的に好評だと、全国的にもニュースになるほどのことが須賀川で実際行われています。介護業界でも本当に話題になるぐらいの話で、それを参考にぜひともそういう認知症伴走型相談支援事業についても、我が町でもさらに進めていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

続いては(2)番の質問であります。我が鏡石町は、今年の統計を取りますと、どうやら市町村別で見ると、4番目に子供が多いということになっています。大玉、西郷、葛尾、鏡石というふうに新聞記事には書いてありまして、それぞれのパーセンテージまで全部書いてあったわけですが、そういう中で我が町はいずれにしても、高齢者も増えているんだけど子供も多い町なんだというところがあります。

いわゆるこども・子育て政策なんていうと、今これも国がそれこそ総理大臣が筆頭に今やるべきことになると変わりましたから、こども家庭庁が出来上がって変わりましたから、総理大臣を筆頭にして担当大臣まで置いてやっているわけですけども、そういう中であって、我が町というのは子供が多いんだと。

先ほど教育長が別な話で答弁あったように子供が少ないような自治体、部活動が少ないような自治体もあったりして、これは本当に地域格差というか、差ができてくるんですよ、子供の多い少ないは。

我が町は子供が多い、さらに言わせれば、もしかしたらこれから子供の数がもっともっと増える可能性のある我が町です。

そういう中において我が町はどのようなこども・子育て政策を行っていくべきなのか、行っていくのかではありません。行っていくべきなのかということなんです。子供が多い、その利点を生かして我が町はどのようなこども・子育て政策を行っていく、進めていくべきなのかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町の人口に対する子供の割合につきましては、令和6年4月1日現在、県内の市町村では議員おっしゃるとおり4番目の13.2%と県より公表をされております。

町のこども・子育て政策につきましては、鏡石町第2期子ども・子育て支援事業計画により、温かみのある子育てができる町づくりを基本理念としまして、1つ目としましては家庭における子育て支援、2つ目としましては子育てと仕事の両立支援、3つ目としましては心豊

かなたくましい子供を育む教育、保育の推進、4つ目としまして援助を必要とする子供や家庭の支援、5つ目としまして子育てしやすい生活環境の整備、この5つを基本目標に掲げまして、各種政策を展開しております。

子育て支援施策につきましては、国の大きな課題にもなっておりますので、今後も引き続き国・県の動向を注視しながら支援を図ってまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先ほど、課長答弁にあったように、今我が鏡石町はこの第2期子ども・子育て支援事業計画、これでいいんですね、これに基づいてこれの今年が最終年度になりますね。これに基づいてやられているということだと認識しております。

先ほどおっしゃったような家庭における子育て支援、子育てと仕事の両立支援、心豊かなたくましい子供を育む教育、保育の推進等々ということで、基本目標を5つ立てていただいて、それぞれの施策が述べられています。これを見ますと、中身を私もちょっとぱらぱらと見たんですが、いろいろ書いてあって、必要なものが書いてあります。

そういう中であって、我が鏡石町では、例えば、よその自治体にはないようなこども・子育て政策は何なのかということ。先ほど申し上げたように、子供が多いという、これは利点だと私は思うんですが、その利点を生かして、それこそ、さっきから何回も言いますけれども、教育長さんおっしゃったように、子供が少なければ、例えばチームを組むにも組めない、クラブもつけれない。しかし、鏡石町の場合には子供を集めればたくさんいるし、それを分けても例えば幾つかの集団ができる。そうすると、クラブ活動とか集団活動ができるんですよ。

そういうものを生かしながらこのこども・子育てをやっていかなければ、この鏡石町の魅力、このこども・子育て政策から見た魅力というのはなくなってしまうと私は思わざるを得ないんですね。要するに、この鏡石町に来て子供が多いからここだと子育てができるんだな、楽しみだな、その方々がここで子供を育てる。もしかしたらばですよ、言い方は悪いんですけども、子供が少ない僻地のようなところからわざわざ出てきてここに住んで、ここで教育、あるいは子育てをさせようという親御さんもいると思うんです。そういう方々に満足いただくためには、じゃどのようなこども・子育て政策がこの我が町ではできるんだということをかいつまんででもいいんで、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子ども・子育て支援事業イコール少子化対策事業かというふうに認識をしております。

鏡石町の具体的な取組としましては、来て「かがみいし」住宅取得支援事業により、町外から移住・定住のための住宅取得された若者世帯へ及び子育て世帯への費用の一部補助、そちらを実施しております。子育て世帯への費用の一部助成、そのほかまた結婚新生活支援事業としまして、結婚して新生活を始める新婚世帯に対しまして住居取得費や家賃、引っ越し費用などの補助も行っております。若者世帯や子育て世帯に移住してもらう取組を各種展開をしているところでございます。

別に、子育て支援としましては、令和4年度から出産・子育て応援給付金により、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、妊娠や出産の届出を行った妊婦、子育て世帯に対しまして出産、育児関連用品の購入費補助や子育て支援サービスの利用負担軽減のため、こちらは国・県の補助金を活用しまして妊娠時に5万円、出産時に5万円、合計10万円を給付している事業となっております。

こういった各種事業を展開しながら、鏡石町としてのカラーを出しつつ子育て支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、そのように進めてください。

本当に今、課長おっしゃったような施策、本当に画期的な施策がいっぱい含まれていると思うんです。

実はこの前、予算化された妊産婦に対するタクシーの助成、あれも私が前から、私が言ったからできた、なったわけじゃないですよ。やっていただいたのは執行ですから。私が何年か前に議員になって、何年か前に言ったことなんですよ。交通弱者という言葉、高齢者だけではありませんよ、妊産婦もそうですよ、妊産婦が産婦人科の病院に行くのにも大変ですよ。ましては、鏡石町にはありません。須賀川にもやっているところありません、健診はありますけれども、産めるところがない、大体郡山の病院に行くことが多い。

そういう中でやはり、そういう行ったり来たりが大変だなといった場合に妊産婦に対する支援ということで、今年度の予算において妊産婦のタクシー助成券、そういったものがやっていただいたことは、これまた本当に課長おっしゃったような内容も含めて、この鏡石町は素晴らしいものだとは私は理解しております。ですので、ぜひそういう画期的なものを、もちろん全国どこで見ても画期的なものがあると思うんですが、それに上乘せするような形で我が町オリジナルのものもやっぱりやっていただきたいというふうに思いますし。

また、これまで私ばかりじゃなくても、過去の議員が申し述べた質疑した内容の中にもそ

ういったものが物すごいたくさん散りばめられているというふうに私は思います。そういうものをぜひ思い出していただいて、そういうものが実際に具現化するのかどうか、政策に反映できるのかどうかというものを考えていただきながら、やっていただければと思っております。

まず、その政策やっていただくことに対して、重ね重ね御礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、(3)番であります。今度は町民の健康長寿ということでのお話であります。町民の健康長寿ということで、私も個人的な話をするのはこれはどうか分かりませんが、今101歳の町民の方を訪問診療で診させていただいております。97歳のときに訪問診療をお引き受けして、言い方は悪いんですが、病院医療が限界だということでご自宅に帰られて、ご家族もちょっとこの方がどうなるかという、もしかしたらお亡くなりになるかもしれないという中で帰ってこられて、実は97歳、98、99、今101歳でございます。その方、今は102歳まで頑張ると言っていて、うんなんてうなずくんですけれども、時にはやっぱり具合が悪くなったりして私も緊急で呼ばれたりすることもあって、一進一退ではあるんですが、ちょっとその話はそういう方もいるんだと、100歳以上の方も町内にいますから。

そのいずれにしても、長寿、さらにはこの健康長寿を私たちは目指していかなければならないと思っております。私も自分の本業はそうですが、町議会議員としても全ての町民が健康で長生きをしていただきたいというふうに思っております。

そういう中で、以前の一般質問でも全く同じ内容をさせていただいておりますが、そこで重ねてまずお尋ねをいたします。町民の健康長寿に資する政策等について、執行側はどのようにお考えになっているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

人生100年時代を迎えようとする今、町では高齢者をはじめとする意欲ある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、予防健康づくりを強化して健康寿命の延伸に努めております。

各種健康診査やがん検診等の事業を実施しており、自身の健康状態の把握、改善など支援し、将来重大な健康障害となる可能性の高い病気にかからないための予防意識や各種健診の受診意識が重要であり、保健指導に基づく運動、食生活の実践といった全てにおいて、町民自身の健康に関する意識の向上にも努めております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、後期高齢者の生活習慣病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下防止を図り、在宅で自立した生活が送れるよう高齢者に対する個別的支援での保健師、管理栄養士による健康指導やつどいの広場への積極的関与での

フレイル予防の啓発活動を行っているところでございます。

さらに今年度からは、かがみいし健幸まちづくり事業の一環といたしまして、福島県立医科大学との連携事業を実施しております。

町民一人一人の健康意識の向上に努めながら、町の健康長寿化を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） この質問をやっていると、私、1日以上かかっても終わらないような質問になってしまうので、突き詰めていくとですね。1点、2点だけ意見を申し述べて、提案を申し述べて終わりたいと思うんですが、今のような課長おっしゃったようなもの、一般的にやっていただけるとこれはありがたいし、保健事業と介護事業の一体化、これは物すごい画期的なことだと思いますし。

あと、先般話したように、人員確保、これについては確かに今この世の中、特に看護職、医療の中でも看護職の確保が大変でございまして、そういう中でやはりその辺の人材確保というものを見直すことですが、もう少し工夫していただきながら、民間に任せるものは任せて、あるいは行政でやっていただくことはやっていただくという形でやっていただきたいと思っております。

特にこれから、何ですか、DX化進める、町がですね。この医療、健康、保健、こういったものについてはDX化しやすい分野なんですよ、一番。というのは、先進例がぼつらぼつらとあって、いい例、失敗例とあって、それをぜひこの分野を皮切りにやっていただきたい。

一つ申し上げたいのは、先ほど健康診査の関係の話があったんですが、今日は詳しくお尋ねしませんけれども、健康診査、健康診断を受けますと必ず引っかけますよね。引っかけるといのは、いわゆる精密検査を受けたほうがいいよというふうなことになります。そうすると、その後が大事なんです。健康診断を受けて精密検査を受けてくださいよと書いてあるのに、精密検査を受けない人がたくさんいるんです。ここを重点的に今度町でやっていただきたい。二次健診というんですが、次なる検査、これを医療機関、診療所、病院で受けていただくということになるんですが、ここまでこぎ着けるようなことをやっていただきたい。そうしないと、健康診断の意味がなくなってしまうので、ぜひここをやっていただきたいと思っております。

もう1個は長生きの秘訣は何かということ、私もいわゆるアンチエイジングの専門医の資格持っているんですけども、その先生方、仲間によく聞く、あるいはその話題になるのは3つなんです、長生きの秘訣は。3つしかないと言うんですよ。ありきたりなものは食事、

運動。もう1個は何、生きがいなんですよ、生きがい。生きがいにはこれはみなさんそれぞれあるんでしょから、先ほど趣味活動とか老人クラブがなくなってきた原因の中に、趣味活動とかほかの例えば社会貢献活動とかあるんでしょから、生きがいとは何ぞやというのは、一人一人の命題なんだと思うんですが、この生きがいがないければやはり健康長寿には至らないというふうに言われております。食事、運動、生きがい。

今、食事、運動の分野、生きがいの分野、それぞれを我が町も執行が一生懸命やっていたいていると思うんですが、食事のほう、例えばハッピーイートプログラムですか、元々やっていたら、ああいったものやっていますし、運動も昨日来例えば、我が町でサイクリング、そういうもの使ってどうだという話もあったりして、運動、ウォーキングもいいと思いますし、様々な運動習慣。でも、難しいのはやっぱり生きがいで、これをそれこそ今、担当課長、大木課長がしゃべられていますけれども、この生きがいというものは実は生涯教育であったり、それこそものづくり、普通の農業活動であったりですし、道を造る人もそういう人も携わっておりますし、それぞれの方が自分の仕事、あるいは自分がやっていることに対して生きがいを持てるかどうか。どんなことでもこの生きがいがないければ長続きしませんし、つまらないものになってしまう、無意味なものになってしまうと私は思っておりますので、生きがいを持てるようなそういう施策づくりというのを、これは健康環境課さんだけではなくて、全課でやっていただきたいというふうに思っております。

(4) 番、これまた同じ質問で恐縮ですが、各種がんのうち、膵臓がんは早期発見が難しいんです。本当難しい。そして、なおかつ治療しようと思って治療しても、あるいは手遅れになることもあるんですが、5年生存率が圧倒的に低いんです。10%以下です、はっきり言うと。膵臓がん検診を町独自で積極的に導入すべきだと思っております。今、この膵臓がんはがんの中でも4位まで増えてきています。上は胃がんとか大腸がんとかあるんですけども、膵臓がんが4番目にあるんです。しかし、膵臓がん検診に関係するものは検診の中に一項目たりとも含まれていない、残念ながら。もちろん、人間ドックとか受けていただければ、画像検査、腫瘍マーカーの検査となるので含まれてくるんですが、残念ながら町でやっている、あるいはこれ我が町ばかりではありませんよ、各市町村でやっているところはそういう健康診断では含まれていません。

私も以前、保健衛生協会というところに勤めていたので、大体市町村でどういう検診がやっているかというのはもう具体的などころまで実際分かるんですけども、そういう健診の時代はもう実は終わったんですよ。そうでなくて、それはそれとしていいんです、健康診査。しかし、その上乘せとして、今の時代の医療に、医療ニーズあるいはその状況に合わせた健診の体制が取られているかということも考えていかなければ、逆にどんどんほかで始まります、きっと。胃がん検診、ピロリの検査、もう既にどこかでやっていますよね。そのように

どんどんオプション検査だったものが普通の健診の中に含まれてくるというふうな時代になってきていますので、私はこの膵臓がん検査を町独自であっても進めるべきじゃないのかなというふうに思います。

ちょっとなかなか財政厳しいという話も先ほど畑議員のときも聞きましたけれども、そういう中であっても、これ本当に年に1人、2人、私はこの患者さんで亡くしています、膵臓がんで、残念ながら。あるいはそういう方に遭遇しています。やはり手遅れだったとか、もっと早くこうしておけばよかったとか、診てもらっておけばよかったとかという方が多いんですよ。そういう中であって、これをやらずにはいられないというのが私の気持ちでありまして、その辺町に私は嘆願をしたいというふうに思いますが、この辺いかがかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

膵臓がん検診につきましては、第3回、前回の議会一般質問でも同様のご提案をいただいたところでございます。

がんの罹患数と死亡は人口の高齢化を主な要因として、ともに増加し続けています。議員さんがおっしゃられるとおり、近年の傾向で見ると、膵臓がん罹患と死亡数は増加傾向にございまして、5年相対生存率は10%以下を下回る極めて治療の困難ながんであるというようなことは確かでございます。

市町村が実施するがん検診の目的でございますが、がんを早期に発見し適切な治療を行うことにより、がん死亡率を減らすことを目指すもので、また質の高い検診を安定的に行う仕組みが必要不可欠と考えております。

膵臓がん罹患数が増加傾向にあることについては、須賀川医師会等との情報交換の中でも把握してございます。膵臓がん検診の方法や制度管理体制等について、様々な課題があることから、今後も医師会等との意見交換をさせていただきながら、適切な実施に向けまして調査、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 課長、今の答弁ありがとうございました。

前回の答弁とは全く違う答弁で、須賀川医師会と相談してそういうふうな検討をしていただけるということは、物すごいありがたいことだというふうに思いますし、やはりそこがネックなんですよね。結局、地元の医師会の方々が協力してくれるかどうか。

町でやる健康診断もそうなのですが、結局それで、例えば先ほど申し上げたように、引っかかったときにそれぞれの先生方に今度通知持って行って、精密検査受けたよという話になってくるんで。ですから、そういうふうな基盤づくりもしていただきながら、あとはちょっと財政面の負担となって大変でしょうけれども、ぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

前も申し上げたとおり、秋田県の能代市というところが先進事例としてやっていますので、参考に伺っていただいて、やっていただきたいというふうに思っております。

続いては、2番の鏡石スマートインターチェンジについての質問でございます。

ここは、今年の3月13日に24時間化になりまして本当にありがたいことなんです。

私も寸暇を惜しんで大好きな溪流釣りを時々行くんですが、朝早起きして行くんですよ。3時半ぐらいに起きて行くんですが、今までですと、大体ちょっと那須の方面に大体行くことが多いんですが、栃木方面。そうすると、大体ちょっと下道を行ったりちょっと急ぐ場合には矢吹から乗って行っていたんですが、鏡石スマートインターチェンジから乗らせていただいて、今年何回かは行かせていただいておりますし、はたまた帰りも、魚が釣れるのが大体夕方5時、6時ぐらいになってくるものですから、日没ぎりぐらい。そうすると、そこからやっていて、今度ご飯食べて疲れたななんて言っていると、今度途中で仮眠したりすると、やっぱり10時ぐらいになっちゃうんですよ。そうすると、ああこれ鏡石では降りられなくなっちゃったなんていって、手前の矢吹で降りたり、はたまた須賀川にまで行ってということもあったんですが、それもまた鏡石で降りることができるようになって実際に私は使わせていただいています。24時間の恩恵にあずかっています。

私も国会要望のときに一緒に同行させていただいて、その後は町長とあとは前古川議長にもいろいろお骨折りいただいて、実現を見たという施策なわけでありましてけれども、本当にありがたいし、皆さん方の努力が実ったというふうに認識しております。

そういう中で、この鏡石スマートインターチェンジがさらなる利活用をするために、私はいろいろちょっと考えてまいりましたので、質問させていただきます。

まず1点目でございますが、天栄街道といいますか、やすこくやからずっと天栄のほうに向かって高速道路を渡ります。そうすると、高速道路を渡ってすぐ左に曲がる道路、狭い道路があるんですが、ちょっとここの名称は分かりませんでしたけれども、このように高速道路を西方南北に並行して走る道路、県道289号から下り線スマートIC入口に至る狭く湾曲した道路というふうにご書かせていただきましたけれども、この道路を拡幅改良する予定はあるのかということでお尋ねをしたいと思います。

というのは、まずこの道路が誰のものなのかということもちょっと私も分からないんで、下調べ不十分なんですけど、その辺を教えていただきたいのと。本当にここは凸凹しています

れ違うのが大変な道路になっています。本来である入口というのはもう少し先から左に曲がればあるんでしょうけれども、ここが逆に今申し上げた道路のほうを結構使っている、私自身も実は使ったり、あるいは町民の方たくさん使っているようなので、この辺のこの道路の拡幅改良の予定があるのかどうかお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の道路は町道である鏡田121号線でございます。

スマートインターチェンジが整備される前は主に鏡石のパーキングの従業員や高速道路の管理道路として利用され、当時から道幅が狭く湾曲した形状でございます。

スマートインターチェンジの供用開始に合わせて、この道路の西側に道路の利用安全上などの理由で2車線の道路、アクセス道路を整備したということでございます。

ご質問の道路の利用状況を見ますと、スマートインターチェンジの近道として利用される方が多いということでございますが、アクセス道路が別でありますので、拡幅計画は具体的にはございません。

しかしながら、ご存じのように舗装が老朽化しておりまして、路面が荒れている状況でございますので、舗装の打替えを視野に入れながら事業計画をしまいたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ありがとうございます。

町道鏡田121号ということで、町道でございますので、先ほど申し上げたように凸凹、それに対して直していただけるという計画ですね。まず、その計画を立てていただいて、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

本来であれば、先ほど申し上げたように、大きな2車線道路、さらに西側にあるわけですからあちらを使えばいいんでしょうけれども、こちらを使うというのは、実際使っている方は結構いるので、私も含めてですが。その辺例えば、向こうを使うようにさらに推奨するような何か案内、あるいはこちらはそれこそパーキングエリアの職員の方々の通行路になっているわけですから、通行止めにするわけにはいかないと思うんですけども、その辺うまくお願いいたしたいというふうに思います。

私も1回下のほうから、パーキングのほうから上がってきて、県道に出ようとしたら、上から県道から曲がってきた車が出て、それも雪道ですれ違いができなくて、私はちょっと運転は得意なほうだと思っているので、私が静かにバックして下の広いところまでバックして

通してあげたということも実はありまして。ただあれは、運転が下手な人だと斜面に落ちこっちやいますよね。側溝もあるのかもしれませんが。ですから、その辺ちょっと考えていただきたいと思います。

2点目は、このスマートIC、まず24時間化の時間制限は撤廃されましたが、いまだに大型車の通行は不可な状況であります。その必要性があるのかどうかということもこれもまた議論になるわけですが、私としてはできれば大型車、これは大型トラックとか大型観光バスということになるんですけども、そういったものの通行ができればいいなというふうに思っておりますけれども、その辺の方策はあるかどうか、撤廃するための方策はあるかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石スマートインターチェンジは、平成21年4月から本格運用を開始し、令和2年10月から中型車9メートル以下の通行が可能となりました。さらには、令和6年3月からは24時間使用可となり、産業分野、生活の利便性向上、観光振興に大変寄与されております。

さらなる利便性向上としては、車種の制限を撤廃し、全車種運行することです。しかしながら、全車種運行を行うためには、現行のスマートインターチェンジのアクセスする町道及び県道では、大型、特に牽引車の通行ができないため、全車線にわたり大規模な改修が必要となります。

また、鏡石パーキングエリアの面積や構造上、大型車の停止延長距離や機械設置、さらには駐車場台数の確保を含め、大型車には対応できていない状況であり、現実的に改良は大変厳しい状況であります。そのことから、鏡石町に全車種の運行が可能となるスマートインターチェンジとして整備や管理運営を行うためには、鏡石町、国・県、NEXCO東日本、近隣市町村等で構成される鏡石スマートインターチェンジ地区協議会で十分議論を重ねる必要があると考えています。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ですので、その地区協議会でぜひともこれから検討いただきたいというふうに思います。

私、今日ここで答えもらうつもりではなくて、検討していただいて、ぜひともその実現を見ていただきたいというふうに思います。

それで、（3）の質問も同じようなことになるんですけども、今鏡石パーキングにはいわゆる

ミニストップというコンビニがあって、私もあのコンビニには高速の中での利用のほかに、車を後ろに止めてコンビニとしての利用もしたりするんですよね。ですから、パーキングエリアとしてじゃなくて、コンビニとして活用しているということもあったりして、そういう町民もいるというのが現状だと思います。

この鏡石パーキングエリア、鏡石スマートインターチェンジにくっついているわけですが、これをさらに拡張して、今コンビニの機能だけですけれども、コンビニ、トイレ。先ほど、円谷議員からありましたような道の駅の機能、あるいは鏡石まちの駅かんかんてらすというような形もありますけれども、物産館のようなそういうふうな、ややもすると、パーキングエリアじゃなくてサービスエリア的な機能を持たすべきではないのかなというふうに思うんです。

というのは、ちょっと私今日資料忘れましたが、持っていたんですけれどもどこかっちゃったんですが、数日前にパーキングエリア、サービスエリア、休憩する人たくさん増えているんですよ。そうすると、鏡石のパーキングエリアもそうですけれども、大型トラックがもう止め切れないぐらいいっぱいいるんですよ。ですから、まずその大型が止まれるようにいっぱいしてもらいたいというのがありますし、大型の人が何で止まっているか聞いたら、買い物、トイレ。あとは弘法不動の湯という温泉、近くにありますが、温泉を利用している方もいるんですよ、車を置いて。そんなこと言っちゃうと、NEXCOとかから怒られちゃうのかもしれないけれども、ただ、車あそこに何時間止めて怒られるというそんな法律はないと思うんで、実際はそういう利用をされているんです。

と考えたら、車が止められるスペース、先ほどは車が通れるようにするかどうかという話はこれは別問題にして、次の問題にして。鏡石でわざわざ止まってくれるんですよ。これ交流人口と言っていいかどうか分かりませんが、鏡石で止まってくれる方々が増えるような方策として、一つはまずは駐車場を増やすこともそうなんです、そのさらなる目的としてそこを道の駅化あるいは町の駅化して、買い物、食事、直売所、観光、さらには宿泊施設等、そういったものを整備することもいいのではないのかなというふうに思います。

ほかのパーキングエリアについては、全国的に見れば、パーキングエリアから車を置いて、それこそその施設の裏のほうに宿泊施設があってそこに泊まってなんていうところも実際あるので、そういった形でできるのではないのかなと思いますので、その辺のお考えをお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の中に、パーキングエリアにおいてということで、パーキングエリアの中もちろん、ちょっと道の駅、町の駅はスペーシング的にもなかなか難しいかなという形でございます。

今の質問お聞きしていると、隣接するところにそういう施設を造ってはみてはいかがかなというふうな趣旨だと私は理解したんですが、あその場所を見ていただくと、なかなか断崖絶壁じゃないですけども、ちょっと上の部分にありますので、少なくともその隣接したところにはなかなか難しいかなというような感じでございます。

町の駅とか道の駅につきましては、いろいろとルールがあります。道の駅については、駐車場とトイレが必須要件です。あと、国交省のほうにも登録しなくちゃいけないと。オーケーが出ないとできないということでございますので、そちらのほうにつきましては、今後の調査、研究とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ調査、研究をしていただいて。

今のスマートICだと、恐らく出ちゃうと1回そこで料金がかかりますね。でも、よそのところ、例えば村田かどこかでしたか、どこかでは出てもそこで回って戻ってきたときに、継続して計算できる仕組みありますよね。そういったこともぜひ検討していただいて。結局、そこでなくても実はいいんですよ、極端な話。そこを降りてちょっと見てきてまた戻っても高速料金が余計にかからないような仕組みというのを、私はまずそれやってみれば、そこからやってもらえばちょっとずつ変わってくるのかなと。まず料金かからないようにする。

簡単に言うと、鏡石に降りてくれればいいです。降りて何かしら買い物をしたり、観光をしてもらったり、そういうことをしてもらえ人が増える方策をぜひ一緒に考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

時間が足りませんので、飛ばしていきます。

3番、町民に分かりやすく利用しやすい役場づくりということで、町民の方々が普段、町役場について思っていることを私は代弁して今日質問したいと思います。

まず、1点目、これ昔ながらの質問かもしれませんが、いわゆる縦割り行政、各課ごとになっていると思うんですが、そういう縦割り行政を脱却するための方策をどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

縦割り行政は、関係課で横の連絡が希薄なため、重要な情報が共有されず、適切な判断や対応が取れないことが問題であり、町民サービスの低下を招くこととなります。このため、町では横断的な協力を強化するため、施策の執行や判断を行うに当たりましては、副課長レベルでの調整会議や課長による庁議において、役場組織内の情報共有や連携をして対応をしているところでございます。

また、職員に対しましては、町民から相談があった場合、ほかの課の内容であってもどのようにしたらできるのかを考えるよう指示をしております。他人事ではなく自分事として業務を捉えていくというふうなことが大事なのかなというふうには私と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町長おっしゃった、他人事ではなくて自分事ということ、物すごい大事な視点だと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

（2）番、地域包括ケア、ここにはいわゆる保健分野、医療、介護、福祉それぞれ含まれているわけですが、そういう横断的なものを実際には鏡石町では各課別にやっているという現状において、その事務分掌がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、これらに関する窓口をむしろ一本化する方策や横のつながりはあるのかどうか、その辺はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

当町におきまして、保健と医療につきましては健康環境課、そして介護と福祉につきましては福祉こども課が担当をしております。これらに関する事務につきましては、昨年10月に開館いたしました健康福祉センター「ほがらかん」において、窓口を隣同士に配置し、福祉こども課と健康環境課が連携を図っているところでございます。また、健康福祉センター内には、鏡石町地域包括支援センターも同居していることから、以前と比べてもスムーズな情報共有が図れる環境となりました。

今後とも関係機関と連携しながら、より充実したサービスが提供できるように努めていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そのように2つに分かれて健康福祉センターの中でやっていらっしゃるということですが、私ちょっと1点だけ申し上げます。

保険証関係、これについては恐らく、税務町民課さんのほうでの担当ということで、これは健康保険証ですから、その部分だけはどうしても役場庁舎ですか、こちらに来ないといけないという事例が実は以前そういう話がありました。健康福祉センターに行けば、そういう分野、結局医療のことだから向こうでという話があったんですが、そこで行ったにもかかわらず、こちらに来たほうがいいよというふうなアドバイスを受けて来たということがあったので、この辺もできれば（5）、後の質問につながってくるんですが、あちらでそういったものもある程度は受理していただけるような仕組みもつくっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。向こうが地域包括ケアの拠点になるということは物すごくいいことだと私は理解しておりますので、お願いをします。

（3）番、子ども・子育てに関する事務分掌はどのようになっているかお尋ねをいたします。

また、子ども・子育てに関する手続、これも一本化あるいは簡素化する方策や横のつながりはあるのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

町の子ども・子育てに関する事務分掌につきましては、主に児童福祉、母子保健、幼児教育の3つに分けられます。まず、児童福祉に関する事務を福祉こども課が、そして母子保健に関する事務を健康環境課が、幼児教育に関する事務を教育課がそれぞれ担当しております。

子ども・子育てに関しましては、昨年10月に開館いたしました健康福祉センター「ほがらかん」内にて福祉こども課と健康環境課が窓口を隣同士に配置し、連携を図りながら児童福祉、母子保健の各種業務について対応をしているところでございます。

また、公民館内に教育課が幼児教育の業務について対応をしている状況でございます。

今後も引き続き、子ども・子育てに関しては関係課で連携を密に図りながら取り組んでまいりたいというふうに思いますが、現状、事務所が分散しているというふうな状況は十分把握してございますので、そちらは吉田議員が申し上げられたとおりの中で、今後も検討課題というふうなことにさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 特に、これ前に、中島議員が多分質問したと思うのですが、結局たくさ

ん世代の違うお子さんを持っていると、いろんな学年の子供を持っていると、あっち行ったりこっち行ったりとなってしまうので、そういった方にはやっぱりできれば窓口は1か所、それこそどこかでやっているのは、こども課とかとあって、うちも福祉こども課ですけども、子供に関することは一挙に引き受けるとかそういうことも一つの検討課題なのかなと思いますので、ご検討さらにお願いをいたします。

(4) 番、役場に総合案内、あるいは総合窓口を設けてはいかがかという質問であります。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

町役場には、現在、総合窓口を設置しておらず、来庁者に対しましては、税務町民課の窓口職員が対応している状況でございます。来庁される方の多くが住民票等の証明業務、そして納税等であることから、窓口案内は対応できていると思っているところでもございます。

また、ワンストップで各種手続を可能とする総合窓口につきましては、導入することができれば、町民の利便性がさらに向上することになりますが、庁舎内の事務スペースの確保や職員体制等の課題が今現在あることから、貴重な提言として受け止めさせていただき、今後の業務の改善の中でつなげていければというふうに考えているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） では、(5)番であります。先ほどから話になっています健康福祉センター「ほがらかん」、健康環境課、福祉こども課の2課が入っているわけですが、先ほど申し上げたとおり、保険証の問題等ちょっといろいろありましたので、向こうにそういった機能も持たせて、いわゆる役場の分庁舎、あるいは支所のような、もう少し総合的な機能を持たせてはどうかというふうなご提案であります。ご答弁を賜ります。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどの質問にも重なりますけれども、健康福祉センター「ほがらかん」は、計画段階から福祉部門の集約化を目的として建設しておりまして、分庁舎や支所の機能を持たせておらず、現段階におきましては、支所としての機能を持たせる考え方はございません。

しかしながら、健康福祉センターの窓口にはマイナンバーカードを利用した住民票等の発行機器を備え、町民サービスの向上を図っているところでございます。

また、職員におきましては、来庁者の目的に対応できるよう健康福祉センターと役場庁舎

の連携に努めておりました、今現在、DXの推進やIT機器の駆使によりまして、そういった形での町民サービスの向上に努めていこうというふうな考え方をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町長のご答弁の中にありましたように、別に本当にここを分庁舎とか支所にするわけではなくて、私も実はそこまでは考えていなくて、その機能自体、見えないんですけれども、実際に町民の方々が不便を感じないような、むしろ便利だなと思っていただけるような形にしていいただければ幸いですので、ご検討をいただきたいと思います。

（6）番、役場庁舎、こちら大変古くなっているというふうに認識していますが、今後、将来的には新しい役場庁舎を建設しなければなりませんので、その建設計画あるいは将来的に役場組織というものが、今も町長おっしゃったようにいろんな建物が分散していますけれども、集約化という話もありますが、その辺について今後、役場組織というのはどういうふうな形になっていくのか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

現在の役場庁舎につきましては、平成26年度に耐震改修工事等を行っており、当面使用することとしております。このため、今現在、具体的な建設計画は持ち合わせておりませんが、建築年数等を考慮すれば、町総合計画への位置づけを含め、今後様々な観点から検討していく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

役場組織につきましては、人口減少、少子高齢化や新たな行政ニーズへの対応が可能な行政機構を構築しまして、職員の資質の向上と意識改革に取り組んでいきたいというふうに思っております。

今現在、役場の行政の組織につきましては、点在しているような状況でございますが、今現在の役場庁舎の駐車場も手狭だったんでありますけれども、健康福祉センターができたことで大分散化して駐車場が空いてきているというような状況も一部あるところでもありますので、これからはそういった形ではいわゆる通信機能、先ほども申し上げましたDX、それからIT機器の機能をフルに活用していくことができれば、あえて大きな庁舎を建てて大きな駐車場を持つというふうなことが必要なの难道うかも含め、今後検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。

これからの時代に即した役場の在り方、ぜひ追求していただいて具現化していただきたいというふうに思います。

4番の質問に移ります。

我が町における公共工事等の入札及び契約の適正化についてお尋ねをいたします。

これについては、1年前の令和5年議会、さらにはその前の令和5年3月議会にも私が一般質問でさせていただいている内容になったんですが、それについて3回目であります。

(1)番、談合及び官製談合を未然防止するための方策はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

入札談合防止は、国において、公共工事の入札及び適正化を図るための指針が示されており、入札価格や最低制限価格を事前に公表しないことや、一般競争入札の活用、不正行為処分等が示されており、町においても指針の考えに沿って対応しております。

官製談合を防止するためには、予定価格調書等の適切な情報管理や、職員が入札談合等に関与しないことが重要であります。このため、全ての職員に対し、どのような行為が談合関与行為となるのか具体的事例の明示や、談合に関与した場合は損害賠償、懲戒処分、刑事罰があることを説明しており、絶対に談合関与行為を行わないよう指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そこで1点お尋ねをしますが、我が町においては入札、そしてその契約に至るまではどのような仕組みで行われているか、それをお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

入札に至るまでの流れという、そういうおただしかなというふうに思っております。

まず、入札を行います担当課のほうで設計、積算業務を行います。そこで、起工伺いというもので決裁をいただきまして、そこで計算をしました工事価格につきましては、町長までの決裁をいただくということになってございます。

そのときに、入札に必要な書類等を整備しまして、町長のほうへそちらを、予定価格調書というものを預けまして、その承認を得て封をしていただくというふうになってございます。

この間、入札の業者につきましては、どのような入札方法をするか、指名競争入札にするか、一般競争入札にするか等を各担当課や役場内の指名委員会という特別な組織でございますが、そちらのほうで協議を進めるということで、進めるようになってございます。

担当課のほうで当日入札を行う記述を決めまして、各指名する業者及び一般競争入札の場合は公告をするという中身になってございます。

入札する当日でございます。本町におきましては、副町長が開札の担当をさせていただいてございます。各入札に参加する業者の方に投函箱のほうへ入札の金額の入った紙を入れていただきまして、全てがそろった後に担当管理者であります副町長のほうが最終、最後の最後に予定価格調書にはさみを入れて中身の金額を出すという中身でございます。

予定価格調書と各入札に参加された業者さんの入れた札を見比べまして、その入れていただいた入札の価格のうちで一番金額が低い方、なおかつ予定価格より下回っている方で一番金額の低い方を落札業者として決定するというような。

ちょっと口で説明するのはなかなか難しいんですが、そのような流れで入札は行われております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 前に聞いたときに、前の遠藤町長の時だったと思うんですが、その入札業者の選定に関しては、町長は関与しないで副町長をトップとする委員会の中で決定するというような話は聞きましたが、それで間違いないかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

基本的にはやり方につきましては以前と変わりはありませんので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ご存じのように、これから他山の石としなくちゃならないんでしょうけれども、石川町では町長の予定価格の漏えいということで結局そういう犯罪行為が行われたと。官製談合が出来上がってしまったわけですが、そのことに対して、例えば我が町のその

やり方では官製談合は起こり得ないということで認識していいのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質問にご答弁を申し上げます。

先ほども一番最初にご答弁を申し上げましたが、全ての職員、これに対しましてそのような談合行為に関わるような行為は絶対しないようにということを厳しく言っておりますので、そういう心配は今のところはないのかなというふうに私のほうでは思っております。

以上です。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。

（2）番に移りますが、入札結果の公表についての現状及びそのあるべき姿をお尋ねをいたしたいと思います。というのは、以前にお尋ねしたときには、最低制限価格については公表していないというふうなことでしたが、その後についてどのようにご検討されたのかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では昨年度までの工事については500万円以上、委託においては200万円以上の入札結果を公表してまいりました。今年度からは工事は250万円以上、その他は200万円以上の公表に改正をしたところがございます。公表事項でございますが、参加業者名、入札金額、予定価格、落札業者、落札金額となっております。

今後も入札結果の公表を義務づけた法令を遵守し、透明性の確保と適正な契約に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） （3）の質問になります。

今、課長答弁いただいたように入札結果については公表なさっていると、項目挙げられましたが。

（3）過去3年間における入札案件、工事、物品購入等についてそういった一覧を公表していただけるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質問にご答弁を申し上げます。

入札結果の公表対象年度は、令和3年度から令和5年度までの3か年となっております。詳細につきましては、令和3年度は工事42件、委託13件、その他1件の合計56件。令和4年度は工事33件、委託10件、その他1件、合計44件。令和5年度は工事30件、委託20件、その他3件の合計53件となっております。

入札案件ごとの詳細につきましては、個々の入札結果を総務課でご覧いただくことが可能でございます。これにつきましては、一覧表というようなものはございませんが、入札結果は常に開示をして閲覧していただくことができますので、一度閲覧をしていただきまして、その必要な部分等ございましたらば、写し等を交付するというようなことは考えていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日6月11日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、6月11日を休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時22分

第 4 号

## 令和6年第4回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和6年6月12日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第81号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）  
日程第 2 議案第82号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第 3 発議第 3号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 請願・陳情について
- 所管常任委員長報告
- 日程第 5 閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について  
日程第 6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 発言取消申請書について  
追加日程第 7 意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）  
追加日程第 8 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）  
追加日程第 9 意見書案第4号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）  
追加日程第10 意見書案第5号 県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）  
追加日程第11 意見書案第6号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 

### 出席議員（12名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 畑 幸一    | 2番  | 中 畠 伸子  |
| 3番  | 熊 倉 正 磨 | 4番  | 東 悟     |
| 5番  | 根 本 廣 嗣 | 6番  | 町 島 洋 一 |
| 7番  | 稲 田 和 朝 | 8番  | 込 山 靖 子 |
| 9番  | 吉 田 孝 司 | 10番 | 小 林 政 次 |
| 11番 | 円 谷 寛   | 12番 | 角 田 真 美 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大木寿実
産業課長	吉田光則	都市建設課長	根本博
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	大河原正義
会計管理者兼 出納室長 農業委員会 会長	佐藤喜伸	選挙管理委員会 委員長	草野孝重
	菊地栄助		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主査	藤島礼子
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

---

◎日程の追加

○議長（角田真美） 初めに、ここで、9番、吉田議員から、6月7日の会議における発言について、会議規則第60条の規定により、お手元に配付いたしました発言取消申出書のとおり、発言を取り消したいとの申出があります。

発言取消申出書についての件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、発言取消申出書についての件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

---

◎発言取消申出書について

○議長（角田真美） 追加日程第1、発言取消申出書についての件を議題といたします。

9番、吉田孝司議員から、会議規則第60条の規定により、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出があります。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、9番、吉田孝司議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、議案第81号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました議案第81号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書165ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、定額減税及び定額減税補足給付金事業、価格高騰重点支援給付金事業及び児童手当制度拡充改正などに伴います補正予算でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,567万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億567万2,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

168ページをお開きください。168ページでございます。

第2表、地方債補正でございまして、1、変更といたしまして、起債の目的、町道整備事業費の限度額1億3,780万円を1億3,960万円に増額変更するものでございます。

補正の詳細につきましては、172ページからの事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） おはようございます。

議案第81号の令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）について、お尋ねを申し上げます。

ページを順番にいきますと、174、175でございまして、この一番下にあります低所得世

帯等価格高騰重点支援給付金（新規非課税世帯等）ということで、これについてまずお尋ねをいたします。

これ、令和6年度における事業ということでありまして、以前に説明いただきましたように、令和5年度も同じような内容でされているというふうに認識しております。そういう中で、実際には、実績5月20日現在の実績等についても昨年度いただいているんですが、実際令和5年度中の実績は、いかなるものであったかをお尋ねをしたいというふうに思っています。

といいますのは、今回の受給対象者が、令和5年度で既に受給した方は対象外になることから、令和5年度中の実績を知らなければ今回の事業についてはしっかり把握できないこととなりますので、まずそこが1点でございますし、例えば、前回の令和5年度で頂かなかった、要するに受給されなかった方は、実際いわゆる時効といいますか、失効といいますか、もらえなくなってしまふのかどうか。要するに前の分も、令和5年度分ももらえるのかもらえないのか、そして今回も、令和6年度分も、例えばいつまでこれやないと、そういう受給する資格を失うのか、その辺のことも教えていただきたいと思っております。それがまず1点でございます。

2点目は、176ページ、177ページで、ここまず2点あるんですが、ちょっと順不同になりますが、一番下の地域情報発信事業、業務委託料2,300万円で計上しておられます。これについては、説明資料の中では、詳細に地域魅力向上・発信支援事業、業務委託費とございますが、これについての説明を簡単で結構ですので、いただきたいというふうに思うわけがあります。

そして3つ目は、178、179ページにまいります。

まず一番上の、笠石419号線街路灯更新工事（笠石）というふうに書いてございまして、これについても説明資料を拝見しますと、街路灯の一基の、街路灯1個の更新工事の増ということで200万を計上しているわけでありまして。ちょっと参考までに、前のページの、お聞きしなかったんですが、街路灯管理組合運営事業補助金の関係で、こちらの補助金は、街路灯の新設で3基分で179万7,000円というふうに計上しているんですね。片方は一基で更新することに200万かかり、片や3基分、新規で179万で収まるというのは、これはどういうことなのかということでありまして。この辺の説明をいただければと思います。

さらに戻りまして、178、179ページの上から2つ目の鏡石駅前交通安全対策工事ということでございまして、これについても既に2月15日の事故を受けまして、町執行のほうで既に対策は、緊急的な対策は講じられたというふうに把握しておりますが、さらに、このような形で今回対策工事が講じられることはありがたいというふうに思っております。まず、それがどのような内容であるか、そしてまた、その工事を委託する先、あるいはそういったも

のは決まっているのかどうか、その辺をお尋ねをいたしたいというふうに思っております。

全部聞いてしまいますね。最後に、教育費関係であります、ここは1点目は、学校管理業務経費ということで、費用弁償、これも説明を見ますと、用務員さんの、小学校用務員採用に伴う通勤手当の増ということで、私が前、説明いただいたときに失念しておったかもしれませんが、今、用務員さんというのとはどのような、小中学校合わせてどのような実態になっているのか。昔ですと用務員さんというのとは、いわゆる臨時とかそういうものじゃなくて、常に学校には1人いて、いろんなこういう庶務的なものを、雑務的なものをやっていたところはあるんですが、今、学校ではどのような形になっているのか。今回採用という形になっていますから、実際にどのような目的で、これ今回採用になって、恐らく臨時的だと思えるんですけども、どのような働き方をしているのかお尋ねをしたいのが1点でございますし、あと今回、小中学校に消火器の購入がありました。

これ見ると小学校が合計60本、中学校が30本ということで、それぞれおのおのの学校に30本ずつ置くのかなんていうふうに簡単には考えているんですが、これを購入するに至った理由です、古くなったから新しくするとか、あるいはいわゆる、いろいろ消防法に基づく点検を行った結果こうなったとか、その辺のいきさつを教えていただければというふうに思っています。

以上、質疑の段階でお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） おはようございます。

9番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

私のほうからは、175ページの低所得世帯等価格高騰重点支援給付金、こちらの5年度分の実績ということで、去る5月20日の全員協議会において、こちらの実績を報告を申し上げましたが、そちらの数字、再度申し上げたいと思います。

まず1つ目は、1世帯当たり3万円を給付します住民税非課税世帯が対象となっております事業でございますが、対象者956世帯に対しまして申請者が923世帯であります。申請率にしまして96.5%でございます。

次に、住民税非課税世帯追加給付分ということで、先ほど説明しましたものに対しまして追加で7万円を給付する事業でございます。こちら、対象者954世帯に対しまして、申請者930世帯ということで申請率97.7%となっております。

続いて、3点目が住民税均等割のみ課税世帯、こちらは1世帯当たり10万円給付する事業でございます、対象者240世帯に対しまして申請者236世帯、申請率にしまして98.3%

というようなことになっておりますが、2番目の1世帯当たり7万円と住民税均等割のみ課税世帯、1世帯当たり10万円に対しましては予算を6年度に繰り越しておりますので、この数字が確定ではございません。ここから若干ではあります但し変動があるかと思っておりますので、そちらをご了承願いたいというふうに思います。

いずれの事業に対しましても、この非課税世帯、または均等割のみ課税世帯に対しての給付金でございますが、繰越し事業に関しましては、5月末を一区切りとしまして実績を取りたいなというふうに決めております。今回の補正予算に計上しましたものは、同じく10万円を給付する非課税世帯へ給付する事業で、今回の対象世帯は200世帯を見込んでいますのでございます。今回、この補正予算で計上しましたものについては、今ほど5年度の実績を申し述べた給付金の対象者は除外をするということなので、二重で給付するというものではございません。

改めて、新規の非課税世帯、こちらが対象となっておりますので、ダブるということは決してあり得ないということでございます。ですから、5年度でもらえなかった世帯、こちらは再度申告、今回2月とか3月に確定申告をしているかと思うんですが、そちらの非課税世帯が対象となりますので、そちらが非課税となったものは、今回の補正予算で計上したもので給付を行うという中身でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げたいと思います。

私ども産業課のほうとしましては、ページ176ページ、177ページ、地域情報発信事業についてご答弁申し上げます。

こちらの内容としまして、大きく4点計画しております。

まず、1点目、インフルエンサーによる情報発信業務というところ、最近のSNSの普及というところ、こういったデジタルコンテンツを活用して情報発信をしてみようというふうなところ。

2点目としまして、雑誌タイアップ、こちら書店などの書棚を見ますと、お出かけ雑誌とか、そういったところ多数ございます。こういったお出かけ雑誌等に鏡石町の情報を掲載していこうというふうな内容でございます。

3点目としまして、料理教室、収穫体験モニターツアーを企画します。こちら、親子料理の体験教室、首都圏向け、オンラインを使った料理教室であったり、町内向け、こちらは生産者の方にも参加していただいた中でというふうなところ、それから、収穫体験とダイニン

グレストランというふうなところで、収穫した新鮮な野菜等を、食材を屋外でよりおいしく食べていただくというふうなところで、鏡石の農産物等の食の魅力というところの発信というふうなところに取り組んでまいろうというふうな内容。

4点目としまして、地域魅力向上・情報発信事業としまして、こちらは八芳園とのタイアップ事業というふうなところになってございまして、八芳園のシェフの方々に開発していただくメニュー、こちらをキッチントレーラーを活用しまして、鳥見山公園と鏡石町の風景、そういったものを感じながら鏡石町の食の魅力というのを発信していこうというふうなところの4点が大きな内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） おはようございます。

それでは、私のほうから2点、ご質疑に対してご答弁を申し上げます。

まず1点目の、笠石419号線の街路灯の更新工事でございます。こちらについては、現在、水銀灯で設置している街路灯がございます。こちら水銀灯が切れてしまいまして、それについての更新という形になります。ただ、ご存じのように、水銀灯は現在製造されておられませんので、それに代わるものということでLED化をしたいというふうに考えています。また、あわせてポールの方も大分老朽化、30年ぐらい経過しておりますので、老朽化しておりますので、あわせて更新をするということでございます。

続いて、街路灯組合で設置している街路灯と今回の街路灯、3基と1基ということで違うんですが、道路灯につきましては、運転手さんの、道路状況、さらには交通状況の把握するための街路灯でございまして、あわせて歩行者の安全確保を図るために設置しているということで、平均的な路面光度の確保が重要ということとなっております。それもありまして、国交省で定めている道路照明施設設置基準に適合するものということになりますので、街路灯組合で設置するよりも、若干照度が高いものになりますので、その辺で、金額的に張ってくるのかなという感じをしております。

2つ目になりますが、鏡石駅前の交通安全対策工事でございます。先ほどあったように、3月中には一応、仮に改修だったり、看板なりをして行ったところでございますが、今回、補正を上程させてきまして本格的な改修を進めたいと考えています。こちらについては2点、大きく分けて行いたいと思っております。

1つ目は、町道部の改修になります。こちらについては視認性の確保、見やすいような確保ということで、交差点のコンパクト化を図っていきたいという形になっております。それに伴いまして、横断歩道の区画線の引き直しというのも行いますし、あわせて、そのほかのあ

る5か所の横断歩道についても色をつけて、緑を予定しているのは緑をつけて視認性を確保したというのがまず1点。

2つ目につきましては、今回、駅のロータリー部分を飛び越えてってしまった部分もありますので、その歩車道の分離するための、乗り入れの防止するためということで、車止め用のボラードの設置を考えております。固定式のもので11基、脱着式可能なもので9基ということで、合計20基を設置するという形で考えております。また、こちらについては、金額が当然ながら700万の予算額になりますので、当然入札行為となりますので、これから起工を行いまして、速やかに入札を執行して業者を決定して早めに設置を進めていきたいと考えております。

なお、設置に当たっては、当然ながら警察との関係もありますので、そちらと、警察とも協力しながら進めていきたいとも考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

ページ数179ページ、学校管理業務の費用弁償についてでございます。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり学校の用務員の費用弁償ということで通勤手当分になりますが、第二小学校のほうで新規採用されたことから予算要求をしたものでございます。学校の用務員につきましては、現在、会計年度任用職員として各学校1名の採用をしているところでございます。主には、学校の環境整備というふうなことで、お仕事をいただいているというふうな業務の内容となっております。

次に、学校の維持管理業務に関する経費の中の管理備品ということで、消火器でございます。こちら、小学校と中学校というふうなところでございますが、こちらにつきましては、消防設備点検によります指摘事項ということで、消火器の入替えを行うといったことで、今回、管理備品として予算を要求したこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 再質疑を申し上げます。

一番最初の質疑でありました低所得世帯等価格高騰重点支援給付金ということで、長い名称なんですけど、いずれにしても、これ国から来たお金を皆さん方の手を煩わせて、町民の方に必要なところに配られるような事業だというふうに認識しております。確かに、この国から来る事業、お金をよこすから、やってくれというふうな事業、最近多いような感じ、昔か

らあるかもしれませんがけれども、最近は何か多いような感じがしますよね。そういう中で本当大変だなという気持ち、職員の方々が普通やんなくちゃいけない、この前の分掌事務の話をしましたけれども、やんなくちゃいけない事業、仕事のほかにこれをやんなくちゃいけないということで、本当に大変な思いをしているのは分かるんですが、その上で、またちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

というのは、先ほど令和5年度の実績で低所得者世帯、同じ事業内容で住民税非課税のほうのもので、956世帯が対象だったうちの923世帯が実際お金をもらったということで、逆にこれ申請率から見れば96.5ということで、かなり優秀なことなんですよね。ただ、これを引き算して実数にすると実際33世帯の方がもらわなかったという実績になるわけですよ、956引く923引くと33ですから。ですから、その33世帯の扱いというのは、これはもう既に、今の話だと、もう繰越しの話も終わっちゃって、5月末で終わっていますから多分もらえないということになっていると。あと、同じように7万円の繰越しのほうは954のうち932ですから、22世帯がもらわなかったということになってくる。

ただ、こちらは繰越しもあったということですが、5月末で一区切りしたということなんで、これも既に終わっていると認識していいんだと思うんですが。

ですから、確かに今申し上げたように、何回も申しますけれども、国の事業でお金をよこす、実際に町民に配られるお金と同時に事務的なものもよこす、恐らくそれで皆さん方が本当に、その中でも大変な思いをして仕事しているのは分かるんですが、できればこれをやはり100%に近づけるような努力をしていただきたいと思います。ですから、例えば住民税非課税世帯というのは、これ税務町民課のほうで、どの世帯というのも既に把握しておられると思いますから、確かに申請主義と言われればそれまでかもしれませんが、しかし国の意図としては、住民税非課税世帯にこのお金を届けたいという気持ちがあつての事業だと思ふんですよね。

これは結局、今の世間の経済状況を考えれば、本当に困窮している方々ということになつて思うんで、それこそ一日一日の生活も大変な方も含まれていると思うので、そういう方にぜひ行き渡るようにしていただきたいと。

私が言いたいのは令和5年度のやつの実績出ましたと、だからこれをどうしろという場合は私は言いません。ただ、令和6年度においては、できれば1世帯でも多く、結果的に申請率が上がるという形にさせていただいて、そういう方々を拾い上げるといいますか、もらえなかった、あるいは何かしらの理由で申請ができなかった、そういう方々を拾い上げるようなお手伝いをぜひ執行側にはしていただきたいなというふうに思うんです。

その申請できなかった理由とか、その背景は私は分かりませんが、ただ、この数字から見れば、やはり全員に行き渡って、せつかく国から来たお金がまたお返しすることのな

いように、これがもらえて町の別なものに使えるのであれば別でしょうけれども、恐らく返さなくちゃならない、いわゆるひもつきのものだと思いますから、ですからもらったものですので、ぜひ行き届くように努力をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺の対策は何か講じておられるか、令和6年度において、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

申請率が100%になるようにということでの努力策ですか、そちらなんですけど、今回の補正計上分に対しましても、こちらとしましてはプッシュ型ということで対象者に通知を出しまして、口座番号、口座名義とかを確認した上で、こちらからプッシュ型で、その口座に10万円を振り込むというやり方を目指しております。今回も5年度もそうなんですけど、こちらは息子さんとかの扶養に入っていると対象から外れてしまうということがあります。町内の方だといいますが、息子さんが町外にいまして、県外にいたりとか、そういった例も実際あります。そういった方の扶養に入っている方が申請を上げてきたという例もありまして、そちらの場合は、どうしてもその規定から外れてしまうので、この給付金から対象外となってしまいます。そういったケースは、こちらでは把握し切れないという部分がございます。ですから、何人かはそういった方がここに含まれてくるかというふうに考えております。

あと、今回の給付金ですが、そのプッシュ型でやる方式で行いますが、あとは申請が上がってこなかった場合、再度個別に通知、連絡をするなりして、申請率を上げる努力をしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの補正予算について、1件だけ質問をさせていただきます。

資料の178から179ページに教育費、その中で小学校費と中学校費のそれぞれに教材等備品、黒板用プロジェクターの費用として、小学校費のほうに238万5,000円、それから中学校についても238万5,000円と同じ、同額が示されているんですが、小学校は2校あるんですが、同じ額になったのはなぜか理由をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回、小中学校のほうで教材備品として上げました黒板用プロジェクターでございますが、金額につきましては、まず台数というふうな話になりますが、こちらにつきましては、小学校では6学年、中学校では3学年というふうなところで考えてございまして、そうしますと、一小的ほうでは3台、二小的ほうでは1台、中学校のほうでは4台というふうな形になりますので、同じ台数、同じ金額となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第81号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、議案第82号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） おはようございます。

ただいま上程されました議案第82号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の180ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、令和6年度国民健康保険税の税率改正に伴う補正及び保険税の増額分の一部につきまして基金繰入れし、納税者の税負担の軽減を図るものであります。

なお、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入歳出予算額につきましては、181及び182ページの第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

詳細につきましては、186ページからの事項別明細書にご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○**税務町民課長(根本大志)** 以上、上程されました議案第82号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長(角田真美)** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○**議長(角田真美)** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○**議長(角田真美)** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第82号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○**議長(角田真美)** 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長(角田真美)** 次に、日程第3、発議第3号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条

例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） おはようございます。

ただいま上程されました発議第3号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

このたびの条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、総務大臣通知において、地方公共団体に対し請負をするものである議員が、各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し公表することとするなど、請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であるとの助言がなされたことから、関連する鏡石町議会基本条例の一部を改正するものであります。

2ページをお開きください。

第6条第1項は、議員が町に対し請負をする者、またはその支配人である場合に請負の状況を公表する目的を規定しています。

第6条第2項は、毎年6月1日から同月30日までの間に、議長に対して前会計年度において支払いを受けた請負の状況を報告する規定であります。

第6条第3項から第6項は、報告の訂正、保存期限、閲覧、写しの交付について規定するものであり、第6条第7項は、公表に関し必要な事項を議長が定める規定であります。

第9条第1項は、条例中の文言の整理になります。

3ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

以上、上程されました発議第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第4、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、産業厚生常任委員会に付託しました陳情第3号について委員長の報告を求めます。10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、報告いたします。

令和6年6月12日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和6年3月6日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、令和6年6月11日。開議時刻、午前9時55分。閉会時刻、午前11時31分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、産業課、吉田課長兼遊水地営農対策室長、藤田副課長。

付託件名、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、陳情第3号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第3号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、

全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、  
本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、総務文教常任委員会に付託しました陳情第4号から陳情第7号までの4件について、  
一括審議をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情4件を一括審議とすることに決しました。

陳情4号から陳情第7号までの4件について、総務文教常任委員長より一括報告を求めま  
す。

11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 陳情審査報告書を申し上げます。

令和6年6月12日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員会委員長、円谷寛。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和6年6月6日、付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年6月11日。開催時刻、午前9時54分。閉会時刻、午後零時15分、出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、企画財政課、橋本参事兼課長、河合主幹兼副課長、村岡副課長、教育課、大河原課長、富岡指導主事、森尾総括主幹兼副課長、圓谷副課長、矢部副主幹。

付託件名、陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書、陳情第5号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情、陳情第6号 県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情、陳情第7号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書。

審査結果、陳情第4号は、採択すべきものと決した。陳情第5号は、採択すべきものと決した。陳情第6号は、採択すべきものと決した。陳情第7号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第4号については、担当課（企画財政課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第5号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第6号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第7号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なしであります。

以上であります。

○議長（角田真美） これより総務文教常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第5号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第6号 県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第7号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について

○議長（角田真美） 日程第5、閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣についての件を議題といたします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定によって、お手元に配付しました内容で実施したいと思います。

お諮りいたします。

会議閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣を実施することに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務に

ついて、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案の確認と配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時00分

開議 午前11時06分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま意見書案5件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本件5件を日程に追加し、意見書案第2号を日程第7、意見書案第3号を日程第8、意見書案第4号を日程第9、意見書案第5号を日程第10、意見書案第6号を日程11として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件5件を日程に追加し、議題にすることに決しました。

---

#### ◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

10番、小林政次議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それでは、報告申し上げます。

令和6年6月12日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、小林政次。

賛成者、鏡石町議会議員、円谷寛。

賛成者、鏡石町議会議員、稲田和朝。

賛成者、鏡石町議会議員、町島洋一。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題となっている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○10番（小林政次） じゃ、省略いたします。

下にいきまして、

1、福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を踏まえ相応の引き上げを行うこと。

2、中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。

3、最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

5、最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）での公契約条例の制定に向けて、中央府省庁および地方自治体に対して指導を強化すること。

次のページに移ります。

令和6年6月12日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

厚生労働大臣様。

福島労働局長様。

以上でございます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま提案のありました意見書案第2号についてお尋ねを申し上げます。

これは、提出者にお尋ねします。提出者がお答えいただけない場合には、担当課のほうから説明いただきたいというふうに思うんですが、よろしく願いいたします。

まず、福島県最低賃金という言葉が表題にありまして、それについて説明がございました。1番の中で、〔福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること〕ということで、今回、陳情者からの申出を我々議会は承って、このような意見書になったということで認識しております。

この福島県最低賃金は誰が決定しているのか、その決定権者は誰なのかということ素人かもしれませんが、私素人なんで、その辺ちょっと教えていただきたいということが1点ありますし、もう一点は、意見書の提出先でございまして、その決定権者が誰であるかによって、この意見書の提出先が変わってくるということになります。国が決めるものであれば、このように内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長ということになりますが、その国の部局によっても変わりますし、県が関与していればそれもまた変わる。

はたまた、じゃ、議会はどうなんだと、前もお話ししたように衆参両議院はどうしたんだという話になってきますので、その辺どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

申し述べておきますが、なお今後の議案についても同じような観点で見えていきますけれども、その辺が充実した意見書になるように私も考えていますので、その辺の答弁をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） ただいまの質問にご答弁いたします。

この最低賃金の関係でございますが、どこで決めるのかということでございますが、一番上は国、それから県の場合はその諮問等を置きまして県で決定すると私は考えております。それから、宛先でございますが、これにつきましては陳情者の案が生きておりますので、それに基づいて陳情者の意思を尊重しまして宛先を決定しております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま答弁を賜りました。

これについて、今、委員長の答弁は国が決定しということで、県がという話がありました。が執行の担当はどのようにお考えか、事務的な説明していただくことはできるわけですから、議会の中で、その辺をちょっとお尋ねをいたしたいというふうに思います。

また、これ確かに陳情書の内容によりますと政府関係機関並びに福島労働局長というふうにありますから、確かに政府関係機関となりますと、大臣あるいは国の出先機関ということになりますけれども、前もお話ししましたけれども、要するにそういう、いわゆる執行機関のほうに、こういったものを送るだけでは実はなかなかこういうものは実現は見ないということで、できれば議会にも送っていただきたいということでもあります。

ここ数年前かと思うんですが、以前ですと、いわゆる昔の考えですと、いわゆる執行機関にしかこの意見書というのは送れなかった。しかし、ここ数年前に国会あるいは議会等に対しても、この意見書というのは送れるように法律が改正されているんですね。その意図を酌み上げますと、やはりこういった問題は、それぞれ担当する、所管する議会のほうにも送らなければ、前も申し上げましたけれども、言い方は悪いんですが片手落ちになってしまうということで、ぜひこの請願自体は採択したのは分かるんです。しかし、請願した内容をそのまま意見書にするということではありません。請願した内容を基にして、この意見書案というのは作成してもいいわけですから、この議会の中で議論をしてさらにいいもの、そしてまた、この意見書を上げる意味というものをしっかり考えた上で、やはり意見書案をつくらないと私はやる意味がないと思います。

ですので、その辺は、私はまた前にも申し上げましたけれども、自分の修正案を出すとかそういうつもりはないので、その辺は、いいものをこの議会の中でつくるという形で考えていただいて、場合によっては修正、補正、その追加です、文言追加をしていただければ、私はそれで納得しますが、まずちょっとその説明をいただいて、それからもう一度、さらに委員長の見解を、お考えをお尋ねしたいと思います。

答弁、それぞれよろしく願いいたします。

○議長（角田真美） ここで休議いたします。

休議 午前 11 時 18 分

開議 午前 11 時 39 分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 答弁ですけれども、同じことになりますけれども、一応陳情者の意思を尊重して、この陳情を出す場合には意見書の案も出てきます。そういうことで、それを尊重して今回出したということでございます。それと、これ付託案件で産業厚生常任委員会に付託されたものですので、その辺も心得てください。あとは、最終的には本会議の採決になりますので、それに私は任せます。

以上です。

○議長（角田真美） ただいま委員長から説明がございました。

これに対して、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑はなしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第3号～意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

から日程第11、意見書案第6号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）まで4件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、意見書案4件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 意見書案について提案をいたします。

令和6年6月12日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、円谷寛。

賛成者、鏡石町議会議員、小林政次。

賛成者、鏡石町議会議員、稲田和朝。

賛成者、鏡石町議会議員、町島洋一。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害に対する防災・減災や災害復旧への対応も迫られるなか、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の充実、強化が不可欠となるので、政府に次の事項の実現を求めることについて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の

個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

令和6年6月12日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

財務大臣様。

総務大臣様。

厚生労働大臣様。

国土交通大臣様。

デジタル大臣様。

内閣府特命担当大臣様。

以上です。

引き続き、意見書案第4号について申し上げます。

前と同じですけれども、

令和6年6月12日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、円谷寛。

賛成者、鏡石町議会議員、小林政次。

賛成者、鏡石町議会議員、稲田和朝。

賛成者、鏡石町議会議員、町島洋一。

国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第4号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）。

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっている。福島県においても35市町村が無償化、一部補助が19市町村に及び、値上げ分のみの補助などを加えれば95%を超える自治体がある。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられる。憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、2008年に改正された「学校給食費」第1条で学校給食費は教育の一環であることが明記された。

また、2005年に制定された「食育基本法」でも、学校給食が教育として位置づけられている。学習指導要領において「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と述べられていることとも合わせて、学校給食が「義務教育無償」の対象となることは明らかである。さらに、1961年参議院文教委員会における質問に対して辻田力政府委員（当時）が、（義務教育無償について）「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうなことも考えております」とし、当時は財政上できないが「次の飛躍を期する」と述べている。実際にその後、教科書は無償となったが「食育の教科書」ともいえる学校給食は無償になっていない。

現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行われているが、本来は、国が行うべきものであるといえる。

〔「朗読省略」の声あり〕

○11番（円谷 寛） 朗読省略の声がありましたので、下の記から申し上げます。

1、学校給食費無償化を実施すること。

令和6年6月12日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

財務大臣様。

総務大臣様。

文部科学大臣様。

以上、意見書第4号ですね。

次に、意見書第5号を申し上げます。

この前置きは、省略をさせてもらって進めたいと思いますが了解をいただきます。

県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第5号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）。

福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難のなかでの子育てを余儀なくさせられている。こうした状況を受け、県内の35市町村が学校給食費を無償化し、19市町村が一部補助を実施している。値上げ分のみ補助などを加えれば95%の自治体は何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられ、「日本一子育てしやす

い福島県」に向けた市町村の取り組みとして全国に誇るべきものといえる。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。

現在、国が学校給食の実施状況や無償化について全国規模の調査を行っているところだが、青森県は今年10月から全県で小中学校の無償化を実施することを決めた。

また、和歌山県や東京都では、給食費の2分の1を支援し、東京23区では新年度から全区で無償化された。千葉県や香川県では、第3子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど全国的に支援が広がっている。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要である。

「日本一子育てしやすい福島県」の思いを実現させるために、次のことを強く求めて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

1、県として学校給食費無償化を実施すること。

令和6年6月12日。

鏡石町議会。

福島県知事様。

福島県教育委員会教育長様。

福島県議会議長様。

以上であります。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（角田真美）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。

会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美）　　異議なしと認めます。

したがいまして、本日の会議時間を延長することに決しました。

---

○議長（角田真美）　　円谷さん続けてください。

○11番（円谷　寛）　　じゃ、続けさせていただきます。

意見書案第6号についてですが、前段の文書は省略をさせていただきます、本文のほうから入らせていただきます。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第6号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から13年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和6年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、6.9億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援……

○議長（角田真美） 円谷議員に申し上げます。

今、省略の声がかかりましたので。

○11番（円谷 寛） 分かりました、じゃ、省略をさせていただきます。

下の、記より申し上げます。

記。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和7年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和6年6月12日。

鏡石町議会。

復興大臣様。

総務大臣様。

文部科学大臣様。

財務大臣様。

以上でございます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより意見書案4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号 県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号 県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）

についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第6号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る6日から本日まで7日間にわたり、全18議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり承認、同意、議決賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

暑さに向かいます折、議員各位にはご多忙とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

---

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第4回鏡石町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦勞さまでした。

閉会 午後 零時05分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 中 島 伸 子

署 名 議 員 熊 倉 正 磨

署 名 議 員 東 悟